

平成30年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成30年12月3日 開会

}

平成30年12月17日 閉会

吉田町議会

平成30年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	2
○議長選挙	2
○議長就任挨拶	3
○議席の一部変更	4
○総務文教常任委員会委員の選任	4
○榛原総合病院組合議会議員の選挙	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告について	6
○議会閉会中の委員会活動報告	15
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	19
○議案第66号～議案第68号の一括上程、説明	20
○散会の宣告	27

第 2 号 (12月6日)

○開議の宣告	28
○議事日程の報告	28
○議案第66号の質疑、討論、採決	28
○散会の宣告	31

第 3 号 (12月11日)

○開議の宣告	32
○議事日程の報告	32
○一般質問	32
山口 一 博	32
大石 巖	44

大塚邦子	56
山内均	67
蒔田昌代	81
○散会の宣告	90

第4号（12月13日）

○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○議案第67号の質疑	91
○議案第69号～議案第73号の一括上程、説明	91
○議案第72号の質疑	97
○議案第73号の質疑	98
○散会の宣告	98

第5号（12月17日）

○開議の宣告	99
○議事日程の報告	99
○議案第67号の討論、採決	99
○議案第72号の討論、採決	99
○議案第73号の討論、採決	100
○議案第68号の質疑、討論、採決	100
○議案第69号の質疑、討論、採決	101
○議案第70号の質疑、討論、採決	102
○議案第71号の質疑、討論、採決	102
○発議案第3号の説明、質疑、討論、採決	103
○議会閉会中の継続調査について	104
○町長挨拶	105
○議長挨拶	105
○閉会の宣告	105

開会 午前 9時00分

○副議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。副議長の増田でございます。

本日、ここに、平成30年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には、御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、去る11月26日、藤田和寿議長から、私、副議長に対しまして、一身上の都合により、平成30年11月26日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可を求める旨の辞職願が提出されましたので、同日付けで辞職許可を通知いたしました。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私、副議長が議長の職務を行います。

議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力をいただき、無事、任務を果たしたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

◎町長挨拶

○副議長（増田剛士君） それでは開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 12月議会の定例会の開幕に当たり、議員の皆さんのお元気な顔に接しうれしく思います。

さて、話は変わりますけれども、12月1日に行われました第19回の市町対抗駅伝大会で吉田町が初めて3位に入賞いたしました。私もプレゼンターとして、初めて選手にメダルを授けることができました。本当にうれしい日でございます。当日は、県外の友達とはメールも届きましたし、また町内の皆さんからも会うたびによかったねと、そういうふうなお言葉をいただきました。12月1日は町民こぞって、この町が一丸となって動いた日ではないかと、こんなふうに思っております。

さらにうれしいことでございますけれども、議員の何人かの方は御存じかもしれませんが、私は16回ずっとうなぎ弁当の売り子を務めております。16回もやりますと、本当にひいきのお客さんがついて、またお会いしましたねとお元気な姿で2箱も3箱も買ってくれまして、また300個でございますけれども、異例の早さで売れまして、こんなことはないと言った皆さんから喜ばれました。この先続けられるかどうかわかりませんが、本当に当然のことながら、それぞれの市町のトップというものは、それぞれの市町の産品について、ああいう会でございますので、売り子になって売るのはそれはやっぱりそれぞれの首長の、私は責任だと思っておりますけれども、私以外はどなたもやりません。しかしながら、1日はうなぎ弁当も異例の早さで売れました。

それから、この町は初めて3位となりました。

勢いが出てきたんだろうと、そんなふうに思っております。この町の勢いというものを

今後も続けてまいりたいと思いますので、議員の皆様にも町の事業につきまして御理解、御支援賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（増田剛士君） 町長、ありがとうございました。

◎開会の宣告

○副議長（増田剛士君） 本日は、8番、杉本幸正君から、欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は11名であります。ただいまから、平成30年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

ここで、暫時休憩といたします。

これから全員協議会を行いますので、議員の皆さんは第2会議室へお集まりください。

当局の皆様におかれましては、ここで一度、御退席をいただいて結構でございます。

改めて御連絡申し上げますので、再度御出席をお願いしたいと思います。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時28分

○副議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。

◎議長選挙

○副議長（増田剛士君） 日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（増田剛士君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（増田剛士君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（増田剛士君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（増田剛士君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（増田剛士君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（増田剛士君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、八木 栄君7票、増田剛士君4票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、八木 栄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（増田剛士君） ただいま議長に当選された八木 栄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○副議長（増田剛士君） 八木 栄君から議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。
八木 栄君。

〔議長 八木 栄君登壇〕

○議長（八木 栄君） 9番、八木 栄でございます。

ただいま選挙によりまして、私が議長に選ばれました。ありがとうございました。

私は、過去4年間議長をやらせていただきましたので、その経験を生かし、これからも町民福祉の向上と町の発展のためにこの議会を一つにまとめて、超党派という形で皆さん一致団結して、この町の発展に尽くしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○副議長（増田剛士君） ありがとうございました。

以上で、私の職務は終了いたしました。議長と交代いたします。
御協力ありがとうございました。
ここで、暫時休憩いたします。
八木議長は議長席にお着き願います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時38分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員は11名です。
ここからは、議長が議事を進めます。

◎議席の一部変更

○議長（八木 栄君） 日程第2、議席の一部変更を行います。
議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。
変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりです。
ここで暫時休憩いたします。
次の日程は、総務文教常任委員会委員の選任及び榛原総合病院組合議会議員の選挙を行う
予定です。
このため、休憩時間中に、全員協議会を開き、調整をお願いいたします。
再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前10時07分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員は11名であります。

◎総務文教常任委員会委員の選任

○議長（八木 栄君） 日程第3、総務文教常任委員会委員の選任を行います。
お諮りします。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配
りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長（八木 栄君） 日程第4、榛原総合病院組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、榛原総合病院組合議会の吉田町選出議員が1名欠員したことに伴い、町長から、榛原総合病院組合議会議員の選出について依頼がありました。

初めに、榛原総合病院組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

榛原総合病院組合議会議員には、10番、大塚邦子君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました、10番、大塚邦子君を榛原総合病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました10番、大塚邦子君が榛原総合病院組合議会議員に当選されました。

ここで、榛原総合病院組合議会議員に当選されました10番、大塚邦子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、10番、大塚邦子君、11番、河原崎昇司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月3日から12月17日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第7、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、閉会中の議員辞職許可についてでございますが、既に皆様も御承知のとおり、平成30年11月26日、藤田和寿議員から増田副議長に対して、一身上の都合により、平成30年11月26日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可を求める旨の辞職願が出されましたので、同日付けで辞職許可を通知いたしましたので、改めて御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月12日水曜日、平成30年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、1、平成29年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、平成29年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、平成31年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、4、平成31年度県の施策・予算に対する要望・提言事項について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月10日水曜日、坂口谷川水門建設促進期成同盟会の要望活動に出席いたしました。

10月15日月曜日、平成30年度静岡県町村議会議長会総会及び議長・副議長・事務局長研修会が静岡市内で開催されました。

初めに、平成30年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から25人の議員が表彰され、そのうち当町議会からも私と大塚邦子議員の2人が表彰されました。

表彰の後、平成31年度県の施策・予算に対する要望・提言書が齋藤会長から川勝知事に手渡され、総会を終了しました。

また、あわせて行われた議長・副議長・事務局長研修会では、皇室ジャーナリストの久能

靖氏による「知られざる皇室」と題しての講演がありました。

10月29日月曜日から10月31日水曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、滋賀県豊郷町、京都府南山城村及び京都府精華町を視察しました。

11月7日水曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修会が、島田市内で開催されました。

この研修会では、公益財団法人原子力安全研究協会放射線災害医療研究所副所長高野甲子雄氏による「災害は「具体的事前対策」と「全市民が救助隊だ！」が成否の鍵―復興予算を減災対策に―」と題しての講演がありました。

11月21日水曜日、第62回町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催されました。

大会では、5項目の特別決議と25項目の要望事項、9項目の各地区の要望事項が承認されました。

また、閉会后、元NHKワシントン支局長で外交ジャーナリストの手嶋龍一氏による「激動の21世紀をどう生き抜くか～中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟～」と題した特別講演が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降、当町では、失われた安全・安心を取り戻すべく津波防災まちづくりを強力に推し進めてまいりましたが、この津波防災まちづくりの最重要施策であり、当町の悲願でもあります防潮堤のかさ上げ工事がいよいよ開始される運びとなりましたことから、去る10月13日に、国・県の御協賛のもと、川尻海岸におきまして吉田町防潮堤整備着工式を開催いたしました。

当日は、国・県の関係者の皆様や地元住民の皆様など約100人の方に御出席いただき、盛土開始のセレモニーを行いました。千年に一度の大津波を海岸線で食いとめる防潮堤が完成いたしますと、当町の安全・安心は揺るぎないものになると確信をしておりますので、国・県と連携しながら、着実に事業の進捗を図ってまいります。

こうした津波防災まちづくりを初めとする町の重点施策の進捗状況につきましては、10月3日から11日までの間に開催いたしました町政報告会におきまして、町民の皆様にお知らせをさせていただきましたが、本年度はさらに、東日本大震災発生直後に当町の津波防災対策の方針を御説明させていただいた企業の皆様や、町内産業4団体、金融機関の皆様などを対象に企業版町政報告会を開催させていただき、防潮堤整備を初めとする津波防災まちづくりや教育、子育て支援施策などを中心に、今後の展望を含め御説明させていただくとともに、引き続き、町内で安心して生産活動に邁進していただきますようお願いをさせていただいたところでございます。

私は、平成21年に当町が町制施行60周年を迎えた際、「我々は、先人が汗を流して築いた

吉田町をさらに力強い、誇れるような町につくり上げ、後人に託すとともに、60年後の町の人々が現在の吉田町を振り返ったとき、感謝されるような町づくりにいそしまなければならないのです。町制施行60周年に臨み、先人に感謝をささげ、後人に夢を贈ります」と申し上げました。その後、平成23年に東日本大震災が発生し、新たな安全・安心を培わなければならない事態に直面したわけですが、後人に感謝され夢を贈れるよう、津波防災まちづくりに着手いたしました。その結果、津波避難タワーや避難路などの整備が進み、町の姿は大きく変貌を遂げました。そして、今般、津波防災まちづくりの一丁目一番地であります防潮堤の整備が本格化することにより、新たな町の姿を夢をもって感じ取れるようになってまいりました。このほか、当町では、「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」を初めとする独自のさまざまな事業を積極的に展開し、新しい吉田町をつくり上げようとしております。

我々は今、町史の大きな転換点と言えるような局面にいると感じておりますことから、まさに「先人に感謝をささげ、後人に夢を贈る」瞬間に立ち会っているのではないかと思っております。先人たちが汗と涙を流してつくり上げてきたこの町を、町民の皆様が安心して、心豊かに暮らし続けることができ、企業の皆様が安心して生産活動に邁進することができる「豊かで勢いがあり、心を魅了する町」へ発展させ、後人たちに引き継いでいくことが今を生きる私どもの使命であると考えておりますので、その実現に向けて尽力してまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして、御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、目下、国や県の工事で発生する土砂などが予定を上回るペースで順調に運び込まれております。11月当初の時点で、総盛り土量約26万立方メートルに対し、約6万8,000立方メートルの土砂が搬入されており、このまま順調に進めば、来年3月までには約16万立方メートルの土砂が搬入され、進捗率としては、およそ60%となる予定でございます。

今後、国・県との連携を図り、円滑な事業執行に努めるとともに、防潮堤が早期に完成できますよう、引き続き、国・県に対して働きかけてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

昨年度からの繰越事業となる護岸工事の階段工につきましては、本年9月から現地での作業に着手し、来年1月末の完成に向けて順調に工事を進めております。一方、護岸工事の植生工につきましては、当初の計画では11月までに完了する予定でしたが、階段工との施工方法やそれに伴う張芝の適正時期との調整により、来年3月まで工期を延長いたしましたので、本年度中の完成に向けて着実に工事を進めてまいります。

次に、地域水産物供給基盤整備事業により実施しております旧6号岸壁を航路護岸に改修する工事と、水産物供給基盤機能保全事業により実施しております4号岸壁の防食工事についてでございます。

両工事は、ともに昨年度からの継続事業でございますが、本年9月に工事を発注し、事前測量等の準備工を経て、現在は本工事に着手しております。旧6号岸壁を航路護岸に改修する工事につきましては、本年度をもちまして事業が完了となりますので、引き続き、漁業者の皆様

様の御協力をいただきながら、来年2月末の完成に向けて着実に工事を進めてまいります。

次に、災害時における支援協定の締結についてでございます。

当町では、災害時における被害拡大の抑制や早期の復旧・復興のため、近隣自治体を初め各種関係団体と災害時における支援協定を締結し、受援体制の強化に努めているところでございますが、このたび、浜田土地区画整理事業区域内に立地いたします株式会社コメリから、災害時における物資供給等についての支援申し出がございましたことから、災害時支援協定の締結に向けて準備を進めております。

この支援協定の締結により、避難所生活において不便を強いられる被災者の皆様に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することが可能となり、加えて、災害時に使用する資機材が提供されることで、復旧・復興に向けての活動も迅速に行われるなど、当町の防災機能をさらに充実させてまいります。

次に、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取り組みにおける川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業についてでございます。

大幡川左岸側の橋梁下部工事につきましては、11月に基礎杭の打設を完了し、来年3月の完成に向けて橋台の施工を進めてまいります。また、橋梁上部工事につきましては、9月下旬に契約を締結いたしましたので、橋梁下部工事完了後速やかに設置できるよう、橋桁の製作を進めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、昨年1月からの助成制度拡充の効果も相まって、昨年度同様にお問い合わせが多く、11月末までに無料耐震診断に41件、耐震補強計画策定に9件、耐震補強工事に8件の申し込みをいただいております。今後も、ダイレクトメールの発送や戸別訪問等のPR活動により、事業対象者のさらなる掘り起こしを進め、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

また、ブロック塀等の撤去事業につきましては、6月18日に発生しました大阪府北部地震によるブロック塀倒壊被害もございましたことから、補助申請件数は、昨年度全体で2件であったものが、本年度は11月末現在で24件となっております。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、平成34年12月1日からのデジタル波全面移行に対応するため、昨年度、同報系防災行政無線の中心的な基幹放送設備である親局と屋外拡声子局1局をデジタル対応の機器に更新し、本年度は23局の屋外拡声子局を順次更新しているところでございます。当初の計画では、残り12局の屋外拡声子局の更新を含め、工期は平成32年度末としておりましたが、一日も早く安定したシステムを構築し難聴地域を解消させるよう予定を1年前倒しし、平成31年度末の完成を目指して事業を進めているところでございます。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康づくり事業につきまして、御報告申し上げます。

11月4日に、健康増進や運動習慣の定着を図ることを目的といたしまして、北オアシスパークを発着点とし、片岡区から北区までを巡るウォーキングイベント「よしだ健康ウォーク」を開催いたしました。今回は、9キロメートル及び6キロメートルのウォーキングコースを御用意させていただき、親子連れや高齢者の皆様など、121人の方に御参加いただきました。

また、当日は、このウォーキングイベントにあわせ、北オアシスパークにおいてミニ運動

講座を開催し、71の方が健康運動指導士による講話や自宅でできる簡単なストレッチ、体操などの実技指導を受けられました。さらに、株式会社杏林堂薬局の御協力による健康測定会では、96の方が血管年齢測定や体組成測定、骨密度測定を受けられ、骨密度や血管年齢、体脂肪率、筋肉量などを具体的な数値として確認し、食生活や運動などの生活習慣を振り返る機会としていただけたのではないかと受けとめております。

次に、ダンス健康づくり事業についてでございます。

吉田町ダンス健康づくり推進会が子供から高齢者まで幅広い世代の皆様に町オリジナルダンスの普及を通じた健康づくりを推進するために開催しております笑っしょいよしだフェスティバルが、平成21年度の開催から10回目の節目を迎えましたことから、11月18日に総合体育館におきまして10周年の記念事業を開催し、出場者と来場者を合わせ1,600の方に御参加いただきました。

当日は、音楽グループTRFのダンサーであり、振付師としても活躍されておられますSAMさんをゲストにお招きし、ダンスパフォーマンス発表会コンテスト部門の特別審査員に加わっていただきました。また、SAMさんによる初心者向けのワークショップには多くの皆様に参加され、経験のない方でも無理なく踊れるダンスを全員で楽しんでいただきました。

今回のイベントを通して、幅広い世代の皆様がダンスで体を動かす楽しさを体感していただけたことと存じますので、これを機に、より多くの皆様がダンスを通じた健康づくりに取り組んでいただけるものと期待をしております。

次に、新しい介護予防・生活支援サービス事業のうち、10月から開始いたしました訪問型サービスCについてでございます。

訪問型サービスCは、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等のリハビリ専門職が御自宅を訪問し、居住環境や日常生活に沿った運動、口腔、栄養についての助言や個別相談を行うことにより、要支援認定者及び事業対象者の皆様の心身状態の維持・改善を目指すものであり、10月には理学療法士、11月には歯科衛生士が対象者の御自宅を訪問して個々の状態に合わせた助言や個別相談を行いました。今後も、このサービスを必要とされる方が円滑に御利用できますよう、さらなる周知に努めてまいります。

次に、11月7日に学習ホールにおいて開催いたしましたアクティブシニア応援フェア in 吉田についてでございます。

このフェアは、高齢化の進行により、家事援助や通いの場といった生活支援ニーズの増大が予測される中、事業の担い手の養成やこれまで社会活動に関心がなかった方の社会参加促進を図るため、県が実施しております66歳から76歳までの方を対象とする壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業を活用して開催したものでございます。

当日は、コント赤信号のリーダーとして活躍されておられますタレントの渡辺正行さんを講師にお迎えし、「リーダーの人生を楽しむ秘訣」と題して講演を行っていただいたほか、社会福祉協議会や地域の居場所、住民主体のデイサービスなど4団体の活動発表と13団体のブース展示を実施いたしました。会場には200の方に御来場いただき、参加された皆様からは、「町内でボランティアができる場所を知ることができた」、「認知症予防のためにも自分のできる範囲で社会活動に参加したい」などの御意見、御感想をいただきました。

さらに、今回のフェアを発展させた取り組みといたしまして、12月21日にNPO法人静岡団塊創業塾の講師による地域づくりを楽しむ講座を、また、来年1月28日には地域で活動して

いる居場所を見学する社会参加体験バスツアーを計画しておりますので、今回のフェアをきっかけに社会活動に御関心を持たれた方々が、地域においてボランティア等として御活躍いただけることにつながりますよう、事業を展開してまいります。

次に、一般介護予防事業についてでございます。

当町では9月から、男性中心の居場所づくりと認知症予防等を目的といたしまして、毎月2回、健康マージャン教室を開催しております。教室では、ルールに関する講義や実践形式の研修に加え、管理栄養士によるミニ栄養講座や介護予防体操も取り入れ、初心者から経験者まで20人の男性が、談笑しながら楽しく活動されております。

これまでの介護予防教室は、女性に比べて男性の参加者が圧倒的に少ないことが課題でしたが、この健康マージャン教室は、参加者を男性限定といたしましたところ、多数の男性の方々からお問い合わせがあり、結果として、定員を超えるお申し込みをいただきました。教室に参加されている有志の皆様により、来年度に向けた健康マージャンサークルの立ち上げについての検討も始まっていると聞いておりますので、今後、さらに男性が参加しやすい新たな居場所が生まれることを期待しております。

また、同じく9月から、食事を通じた交流や栄養改善等を目的といたしまして、毎月第4木曜日に「おいしい集い」を開催しております。この集いは、毎回定員いっぱいの方に御参加いただいております。管理栄養士によるバランスのとれた献立に沿って、地域のボランティア団体であるのびるの会と個人ボランティアの方々に御協力いただきながら調理した料理を食べて、楽しい雰囲気の中で交流を深めていただいております。また、会食の前後には、介護予防体操や口腔体操、栄養講話も行うなど、心と体の栄養を満たす機会もございますので、ひとり暮らし高齢者の皆様の御利用もふえております。

今後も、栄養バランスのよい食事を提供し、交流し合うことの楽しさを感じて会食していただきながら、高齢者の皆様が生きがいを持って毎日を健康に暮らすことができるよう支援してまいります。

次に、第3期吉田町障害者計画の策定についてでございます。

本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づく市町村障害者計画として、障害の有無にかかわらず、その人らしい日常を送ることができ、生涯安心して暮らせるような地域社会を目指して策定するものでございます。

本計画の策定に当たりましては、7月に無作為抽出により対象となった障害のある方及び町民の皆様に、障害福祉に関するアンケートを実施するとともに、関係団体へのヒアリングも実施し、各団体が抱えている課題や町に期待する支援等についてさまざまな御意見をいただきました。今後は、吉田町障害者（児）福祉推進委員会において、アンケートやヒアリングの結果等を踏まえた御協議を委員の皆様にお願ひし、御意見を集約させていただきながら本計画の策定を進めてまいります。

次に、吉田町自殺対策計画の策定についてでございます。

本計画は、自殺対策基本法第13条の規定に基づく市町村自殺対策計画として、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指し策定するものでございます。

本計画の策定に当たりましては、市町村障害者計画策定に伴うアンケートに合わせて自殺対策に関する調査を行いました。自殺は、各分野にまたがる複合的な問題が重なることで起きるとされており、本計画の策定には多方面における横断的な体制整備が必要となりますことか

ら、今後は、アンケート結果を踏まえながら、広い視点に立って、委員会等で協議して計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、広域連携による観光事業につきまして、御報告申し上げます。

広域連携による観光事業につきましては、当町を含む静岡県中部地域の5市2町で構成する静岡県中部・志太榛原地域連携DMOにおきまして、公益財団法人するが企画観光局が母体となってプロモーション活動を実施しているところでございます。11月10日には県営吉田公園におきまして、吉田のうなぎと焼津のミナミマグロのブランディングを目的としたイベント「うなとろ対決」が開催されました。

当日は、町内はもとより、県内外から3,000人もの方々にお越しをいただき、大盛況のうちにフィナーレを迎えましたことから、このイベントを通して吉田のうなぎを広くPRすることができたものと受けとめております。

今後、するが企画観光局との連携を図りながら、当町の観光振興へとつなげてまいります。

次に、雇用・就業対策として開催いたしました合同企業説明会についてでございます。

町及び町商工会では、11月18日にオアシス館におきまして、町内企業を対象とした合同企業説明会を開催いたしました。この説明会は、町内企業の就業内容に関する認識を高めることにより、職場定着率の向上や人材不足解消を図ることを目的として、ハローワーク榛原や一般社団法人吉田町まちづくり公社の協力も得て、本年、初めて開催したものでございます。

当日は、13社の企業に御参加いただく中、町内外から、10代から60代までの44人の求職者の皆様に御来場いただきました。参加された求職者や企業の皆様からは「就職したいと思う魅力的な企業が見つかった」、「これからも開催してほしい」などの御感想をいただいております。今回の説明会を通して求職者と求人者の双方に対し、マッチングの機会を提供することができたものと受けとめております。

今後も引き続き、町内企業の人材不足解消や職場定着率の向上を図るため、雇用・就業対策事業を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、地域おこし協力隊員の委嘱につきまして、御報告申し上げます。

本年度から、総務省が推進しております地域おこし協力隊の制度を活用し、観光イベント等の企画運営や地域の情報発信業務、地域間交流及び移住促進支援等を担う隊員を募集していましたが、3月の募集開始から7人の応募があり、そのうち5人の方を対象に面接試験を実施した結果、今月から2人の隊員を委嘱する運びとなりました。

今回委嘱する隊員でございますが、1人は政令指定都市の新潟市から当町へ転入する22歳の女性、もう一人は三大都市圏内の愛知県安城市から転入する24歳の男性で、ともに「地域のために地域の人たちと一緒に働きたい」、「地域の人が地元のイベントを誇りに思えるようにしたい」などの思いから、隊員を希望しているものでございます。

今後、このお二人には、町民の皆様と良好な関係を築きながら、協力隊員としての任務を遂行していただくこととなりますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ラッピングバス車両の活用についてでございます。

当町には、町民の皆様の生活を支える生活交通手段として、しずてつジャストライン株式会社が運行する特急静岡相良線、島田静波線、藤枝相良線の3つのバス路線が通っておりますが、このうち、藤枝相良線につきましては、ユニバーサルデザインによる利用者の利便性向上と路線維持を目的といたしまして、町が国の公有民営方式車両購入費国庫補助金を活用してノンステップ型のバスを購入し、そのバスをしずてつジャストライン株式会社が借り受けて運行するよう準備を進めております。

また、このバス車両は、当町が5年間所有することとなりますので、町のPRにつながるようなラッピングを施し、シティープロモーション活動のさらなる強化を図るべく、現在、吉田特別支援学校の児童・生徒の皆様にご協力をいただきながら、ラッピングデザインを作成しているところでございます。来年2月以降に完成する予定でございますので、完成の際には、町民の皆様にお披露目をさせていただきたいと存じます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」の本年度における主な事業につきまして、現在までの実施状況を御報告申し上げます。

まず、「子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり」のうち、快適な学習環境の整備の一つとして進めております小・中学校トイレの洋式化改修についてでございますが、住吉小学校、自彊小学校、吉田中学校ともに工事は順調に進んでおり、完成した箇所から順次使用を開始しております。引き続き、来年2月末の全箇所完成に向け、児童・生徒の安全や学校生活に十分配慮しながら、確実に工事を進めてまいります。

次に、「「確かな学力」の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進」についてでございますが、10月29日にわかば保育園と自彊小学校におきまして、公開保育・公開授業及び研究会を行いました。当日は、国立教育政策研究所教育課程研究センターの調査官の御指導をいただきながら、わかば保育園では、「友だちと好きなあそびを楽しもう」と題して友達と一緒に工夫し、遊ぶ楽しさを味わう保育を、自彊小学校では、1年生の各クラスにおいて、立体を構成する面に着目し、丸、三角、四角などの形を見つける算数科と年長児が喜んで来店するおもちゃ屋づくりのための工夫や改善策を考える生活科の授業を、それぞれ行いました。これらの吉田町幼児教育カリキュラムに基づいた実践を通して得られた成果を生かし、今後もさらなる幼児教育の充実及び町内幼稚園、保育園と小学校の連携を図ることとしております。

次に、「教職員が授業に専念できる環境づくり」のうち、校務の支援の一つとして進めております学校事務の効率化でございますが、9月に、教員から要望のありました校務支援システムのバージョンアップを行いました。現在、新しいシステムが順調に稼働しており、処理速度が大幅に上がるなど、教員の事務の効率化が図られております。

次に、部活動、課外活動の指導員配置についてでございますが、まず、部活動の適正化を図るため、教育委員会において、適切な練習時間や休養日等を定めた吉田町部活動ガイドラインが10月に策定されました。また、部活動の指導体制を充実させるため、11月から吉田中学校弓道部、なぎなた部、女子ソフトテニス部に部活動指導員が配置されました。これにより、教員の部活動指導に係る時間的負担の軽減と経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減が図られるとともに、部活動の質的向上にもつながるものと考えております。

最後に、11月16日に開催いたしました吉田町総合教育会議につきまして、御報告申し上げます。

今回の総合教育会議では、教育委員会から、車座対話を受けて教育委員会で検討された状況等についての報告を受けるとともに、TCPトリビンスプランの今後の方向性について協議をいたしました。その中で、授業日の平準化については、これまでの取り組み状況や車座対話の内容を踏まえ、引き続き、検討を重ねていくこと、子供たちの教育環境の充実については、ICT機器の準備を進めていくこと、そして、外国人児童・生徒などへの個に応じた支援の充実については、町と教育委員会とが必要な協力を行うことなどについて合意いたしました。

今後は、これらの合意事項や本会議で出された意見等を踏まえ、町と教育委員会とが一丸となって本プランを推進し、当町の教育をさらに充実させてまいります。

以上が「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」における主な取り組みの実施状況でございます。

次に、吉田町シニアカレッジについてでございます。

平成28年12月に開校いたしました吉田町シニアカレッジは、新たな知識の習得や仲間づくり、また、シニア世代が生き生きと充実した生活を送るための学習機会の提供などを目的といたしまして、60歳以上の町民の皆様を対象に募集させていただいたものでございますが、11月をもって2年間の学習期間が終了し、第1期生31人の方が御卒業をされました。

受講生の皆様には、月2回のペースで、午前中は一般教養講座として、大学教授などから歴史や健康、環境問題などをテーマとした講座や、音楽、習字、落語など、さまざまな分野の専門家を講師とする講座が設けられました。また、午後からは、健康づくりコースと園芸コースに分かれ、健康体操やヨガ、家庭菜園や寄せ植えなどについて学んでいただきました。

この2年間を通じて受講生相互の交流も深まり、第1期生の皆様におかれましては、今後の活動について自主的に話し合われていると聞いております。卒業された皆様が地域においてさまざまな活動に取り組みられ、ますます元気に生き生きと御活躍されることを期待しております。

なお、現在、第2期生の募集を開始しております。今後も引き続き、シニア世代の皆様のニーズに応えられるよう、多様な学習機会の提供に努めてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、安全な水道水を安定して供給することができるよう、災害に強い施設の整備に努めているところでございますが、本年度予定している11本の工事のうち、高区配水系送・配水管布設がえ工事を初めとする10本の工事につきましては、既に発注が済んでおり、順調に工事が進んでいる状況でございます。残る高島7号線新設橋梁添架管等布設工事につきましては、関連する企業活動維持支援事業区域内橋梁上部工事と調整を行いながら、発注準備を進めてまいります。

次に、公共下水道事業についてでございます。

管渠建設工事につきましては、役場前付近の国道150号北側の歩道のほか、町営住宅松下団地東側付近及び吉田特別支援学校北側の町道における工事に着手しており、マンホール浮上抑制工事につきましても、町道西中1号線、西中2号線、中央幹線及び海岸幹線における工事に着手し、本年度予定している全ての工事を順調に進めております。

長寿命化計画に基づく浄化センターの電気設備更新工事につきましては、監視制御設備、沈砂池設備及び滅菌・用水設備における電気機器の更新工事を、昨年度に引き続き実施をして

おり、し渣脱水機、初沈汚泥ポンプ及び送風機などの機械設備改築工事につきましても、順調に工事を進めているところでございます。

また、このほか、ただいま進めております基盤整備事業といたしまして、準用河川であります大幡川の河川改修事業の進捗状況を申し上げます。

昨年度からの繰越事業として実施しております川尻地区の落差工改修工事につきましては、出水期が明けた10月から工事を再開し、来年1月の完成を目指して工事を進めております。また、ボックスカルバートの設置や築堤盛土を実施する改修工事につきましては、11月上旬に契約を締結しており、今月中には工事に着手する予定でございます。

また、上流部に当たります大窪川の改修工事につきましては、11月に工事に着手し、来年3月の完了を目指して護岸の整備を進めているところでございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業といたしまして、よしだ未来フォーラムにつきまして御報告申し上げます。

本年度で3回目を迎えますよしだ未来フォーラムは、毎年、吉田町女性団体連絡協議会の皆様と連携し、町内のキッズダンスチームや吉田中学校生徒の皆さんの御協力をいただきながら開催しております。過去2回のフォーラムでは、家庭における男女共同参画を推進するため、父親の子育てへのかかわり方を中心とした講演を開催するなど、子育て世代の皆様に向けた啓発を行ってまいりました。

来年2月に開催を予定しております第3回よしだ未来フォーラムの内容につきましては、現在、女性団体連絡協議会の皆様と協議を重ねているところでございますが、これまで以上に多くの町民の皆様には足を運んでいただきたいとの思いから、講演部分に係る運營業務を民間業者に委託し、知名度のある講師を招いた座談会形式の講演など、内容について趣向を凝らした形で開催し、男女共同参画のさらなる普及啓発を図ってまいりたいと考えており、目下、調整を進めているところでございます。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、当町にとっての悲願であります防潮堤のかさ上げ工事もいよいよ開始され、津波防災まちづくりがまさに正念場を迎えている中で、多様な事業を展開しているところでございますが、本年度も残すところ4カ月を切りましたので、いま一度、各事業の進捗状況を確認しながら「豊かで勢いがあり、心を魅了する」町づくりに尽力してまいります。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。
○議長（八木 栄君） 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第8、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会の委員長、大塚です。聞き苦しい音

声ですが、風邪を引きまして御容赦いただきたいと思います。

議会閉会中の活動報告をいたします。

平成30年11月16日金曜日、午後4時30分から、役場4階第1会議室において、委員会を開催しました。

出席委員は6名、そのほか番外1名、事務局2名、説明員として総務課長に出席をいただきました。

総務課長の退席後、協議に入りました。

協議事項1、平成30年第2回吉田町議会臨時会の運営について、上程議案1件の審議方法や、会期、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。

平成30年11月26日月曜日、午前9時から、役場4階第1会議室において、委員会を開催しました。出席委員は6名、事務局2名、説明員として総務課長に出席いただきました。

冒頭、増田副議長から、藤田議長より平成30年11月26日の議会運営委員会開会前に、一身上の都合により議員の辞職願が提出され、議会閉会中であるため、同日、副議長から議長に対して辞職許可を通知したとの報告がありました。

協議事項1、議長の議員辞職に伴い、第4回議会定例会において、会議の運営上、ほかの事件に先立って議長の選任のための選挙を行うことから、初めに、議長選挙を行い、続いて、議席の一部変更、総務文教常任委員会委員の選任、榛原総合病院組合議員の選挙を行うことを決定しました。

次に、総務課長より、町長提出議案並びに報告事項について報告があり、総務課長の退席後、協議に入りました。

平成30年第4回吉田町議会定例会の運営について、上程議案3件の審議方法は常任委員会への付託審査は行わず、早期議決となる第66号議案は12月6日に表決を行い、そのほかの議案は、最終日に審査することに決定いたしました。また、会期を12月3日から17日までの15日間とすること、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。一般質問の取り扱いについては、12月11日午前3名、午後2名の1日間とすることを決定しました。

次に、難病医療費助成制度の改善を求める意見書の取り扱いについては、議会運営委員会どまりとすることを決定いたしました。

次に、吉田町議会傍聴規則について協議しました。現行の吉田町議会傍聴規則を標準町村議会傍聴規則を参考に、現状に合ったものになるよう協議しました。次回委員会で素案をもとに再度協議をすることといたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会の委員長、山内でございます。

それでは、総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

所管事務調査は、生活交通の確保についてであります。

平成30年9月19日、午前9時から11時20分まで、第2会議室において委員7人、事務局2人の出席で委員会を開会しました。

協議事項は、1、生活交通の確保についてのさらなる調査・研究をするために、先進地である三重県松阪市と愛知県西尾市を視察することを決定しました。松阪市は11月5日、西尾市は11月6日に決定をしております。2、視察での質問事項を決定しました。両市への質問に関する共通テーマは、コミュニティバス及びデマンドタクシーとしました。

平成30年11月5日三重県松阪市、11月6日愛知県西尾市、生活交通の関する先進市の視察を行いました。参加者は、総務文教常任委員会委員6名と事務局1名、欠席者1名。

目的は、委員会所管事務調査の一環としての視察を行うことにより、本町の政策形成に寄与することとした。

なお、視察の際に、両市には質問を、別紙回答をお願いしてあります。

その内容です。

1、三重県松阪市、11月5日午後1時30分から午後3時30分。事前の質問事項は、松阪市が行っているコミュニティバス等について。1、コミュニティバスについて。導入の経緯について。地域の協力と負担を前提としたコミュニティバスの運行の経緯について。2、経費について。導入する協賛金について。3、運用状況について。評価における事業見直しの基準について。

2つ目です。公共交通全般について。1、福祉行政とのかかわりについて。移動支援等の取り組みについて。2、運転免許証の返納について。運転免許証自主返納者に対する取り組みについて。3、民間事業者とのかかわりについて。4、2025年問題を踏まえた考えについて。

2つ目です。2、愛知県西尾市です。西尾市が行っているコミュニティバス及びデマンド型乗り合いタクシーについて。1、導入の経緯について。コミュニティバスにおける地区内での運行と経緯について。デマンド型乗り合いタクシーの運用と経緯について。2、経費について。導入に伴う経費及び導入後の経費。3、運用状況については、事業見直しの基準を設けているか。4、福祉行政とのかかわりについて。移動支援等の取り組みについて。5、運転免許証の返納については、運転免許証自主返納者に対する取り組みを聞いています。6、民間事業者とのかかわりについて。7、2025年問題を踏まえた考えについてです。

以上が両市への質問の内容です。

平成30年11月27日、午前9時から10時20分まで、第2会議室において、委員6人、事務局2人の出席で委員会を開催した。

協議事項は、三重県松阪市、愛知県西尾市、両市の視察の報告書作成についてを決定いたしました。(1)報告書作成の書式については、これまでの視察報告書のスタイルと同じとする。①期日、②視察先、③目的、④内容。⑤項目めに、松阪市、西尾市の視察研修で行った各委員の質問と回答に今回の視察で得た感想を追加添付することを決めた。(2)①から④の期日、視察先、目的、内容については、委員長、副委員長で作成することを決定。

大きな2、レポートの提出期限を決めました。(1)⑤の松阪市、西尾市の視察研修で行っ

たそれぞれの感想についてです。感想については、各委員は12月2日までに事務局にメールで送信をすること。

3、所管事務調査「生活交通の確保について」の報告書は、31年1月中にまとめることを目標とすることを決定した。

以上が、総務文教常任委員会の議会閉会中の活動報告であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から、報告願います。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。

産業建設常任委員会より、閉会中の委員会活動について報告をいたします。

10月1日水曜日、午前9時より、委員7名、番外1名、事務局2名で委員会を開催し、所管事務調査事項である、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてのうち、都市公園の管理及び整備について、9月13日、委員会での当局回答について整理をいたしました。

9月13日の質問事項ですが、当委員会において、現地調査を行った時点で、管理が不十分と思われる7つの公園、川尻大道公園、西の宮公園、能満寺山公園、大井川清流緑地、川尻児童公園、吉田海岸緑地、湯日川親水公園の現状と改善策をお聞きいたしました。

次に、河川の治水対策についての視察日程を協議し、次のように決定をいたしました。日程は、11月13日、14日の2日間。行程は、13日神奈川県川崎市、14日は千葉県鎌ヶ谷市とする。参加者は、議員8名、事務局1名の9名とすることです。事前の質問事項は、「貴市が行っている治水対策について御教示願いたい」です。細部については、次回委員会で検討することといたしました。

10月5日金曜日午後1時40分より、委員7名、番外1名、事務局2名で委員会を開催し、所管事務調査事項のうち、都市公園の管理及び整備についての中間まとめについて協議をいたしました。

次に、視察先への質問事項の内容を検討し、次のとおり決定をしました。

川崎市に対する質問事項1、雨水流出抑制施設の指導について。2、川崎市治水対策検討委員会について。3、その他として、雨水浸透ますの補助金についてなどです。

鎌ヶ谷市については、1、総合治水対策について。2、雨水浸透ますについてです。

次に、10月の議会報告会での質問事項等について、産業建設常任委員会が担当する事案については協議会を開催し、検討することといたしました。

11月13日、14日、川崎市と鎌ヶ谷市の視察を行いました。参加議員は7名、事務局1名の計8名です。

川崎市については、政令指定都市として急激な人口増加や市街地化に対応するため、団地

造成事業施工基準に調整池設置の項目を追加するなど、雨水の許容放出量、単位洪水調節容量などの基準を設定する雨水流出抑制施設技術指針を決定し、中・長期対策の具体化を雨水対策検討委員会で推進しているとの報告でした。

鎌ヶ谷市については、総合治水対策として、一級河川真間川流域整備計画により、急激な市街化に対応する流域治水対策として、流域水量を市内に貯留整備することにより、平成8年の台風17号で306戸もの家屋浸水があったものの、現在ではおおむね解消されたとの報告がありました。

視察報告については、参加各委員の意見等を整理し、議長に報告することといたします。

11月22日木曜日、午前9時より、委員6名、事務局1名で委員会を開催し、所管事務調査事項のうち、都市公園の管理及び整備について、中間まとめの内容について検討し、決定をいたしました。

また、視察についての各委員からのレポートをもとに報告書をまとめることとし、次回、委員長が提案することといたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第9、議会ICT推進特別委員会委員長報告を副委員長から報告願います。

6番、山内 均君。

〔議会ICT推進特別委員会副委員長 山内 均君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会副委員長（山内 均君） 議会ICT推進特別委員会でございます。委員長が欠席しておりますので、かわって副委員長の山内が報告をいたします。

それでは、議会閉会中の調査活動について報告をします。

平成30年9月25日、午前9時から10時5分まで、第1会議室において、委員5人、番外1人、事務局1人の出席で委員会を開会いたしました。

協議事項は、議会フェイスブックに掲載する平成30年10月の行事予定と掲載内容及び担当者を決定した。日時と掲載内容は、10月5日吉田町戦没者追悼式、9日町村議会広報研修会、15日町村議会総会、20日芸能祭、23日から26日議会報告会の開催、会場は川尻会館、住吉会館、片岡会館、自彊館、27日文化展。

平成30年10月26日、午前9時から10時25分まで、第1会議室において、委員6人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開会いたしました。

協議事項は、議会フェイスブックに掲載する平成30年11月の行事予定と掲載担当者を決定

いたしました。日時と掲載内容は、11月3日小山城まつり、7日5市2町議員研修・交流会、15日平成30年度吉田町表彰授与式、18日吉田町自治会連合会グラウンドゴルフ大会。

2、フェイスブック掲載の取り決めを行った。原則、事務局に出席要求があったものを掲載する。他市町議会の視察来庁については、議会として視察に来るものは掲載をする。掲載する、しないの最終結論は、当委員会で決定をする。

3、サイボウズについて。サイボウズ未登録者の対応について。正副委員長で確認し、再度登録依頼を行う。2、サイボウズの今後について。カレンダー機能及びコメント機能について十分理解して、活用してもらうことを決めた。

平成30年11月28日、午前9時から9時20分まで、第1会議室において、委員5名、事務局2人、欠席届、杉本委員長の欠席で、委員会を開会した。

1、協議事項は、フェイスブックに掲載する平成30年12月の行事予定と掲載担当者を決定した。日時と掲載内容は、12月1日静岡県市町対抗駅伝大会、4日総務文教常任委員会、5日産業建設常任委員会、6日一般質問の予定です。9日焼津・大井川町合同式典、17日第4回吉田町議会定例会の審議結果。

以上が、議会ICT推進特別委員会の議会閉会中の活動の報告です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第66号～議案第68号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第10、第66号議案から日程第12、第68号議案までの3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、補正予算について2件、規約の変更について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第66号議案は、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,931万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億9,908万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ29億8,115万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、榛原総合病院組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院の経費の支弁方法につきまして、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すこととされており、平成30年度がその最終年度に該当しているため、平成27年度から平成29年度までの3年間を利用率算定基準とする変更を行い、また、前3年間の利用率により算定した関係市町の負担割合の格差を平準化させるため、年度ごとの逓増逓減方式により、負担調整を行うための経過規定を規則で定める内容の規約変更を行うことについて、お認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします3議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第66号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、放課後児童クラブの増設に関しまして、事業全体を今年度末までに完成させるために早期に事業着手する必要がありますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回の議会定例会中になりますが、人事院勧告に基づく一般職の給料及び特別職の給料等の改定に関する条例、人事院勧告に基づく人件費の増額に係る一般会計補正予算について、追加で上程をさせていただく予定でございますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議のほうをよろしく願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第66号議案の1件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、別冊の補正予算書、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,931万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,908万円とするものでございます。また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に従って御説明申し上げます。

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんくださ

い。

まず、初めに、歳入の13款国庫支出金でございますが、5,408万6,000円の増額でございます。

まず、2項2目民生費国庫補助金におきまして、放課後児童クラブ建設に係る補助金について、待機児童解消のための施設整備に伴いまして、補助率が3分の1から3分の2に変更となりましたことから、子ども・子育て支援整備交付金を5,359万1,000円増額するもので、これは歳出の3款2項に児童福祉費に計上いたしました放課後児童クラブ建設事業費に充当するものでございます。また、保育対策総合支援事業費補助金につきまして22万5,000円増額するもので、これは歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました保育所等における事故防止推進事業に係る保育対策総合支援事業費補助金に充当するものでございます。なお、補助率は事業費の2分の1でございます。

次に、3項2目民生費国庫委託金におきまして、国民年金事務費委託金を27万円増額するもので、これは10分の10事業として歳出の3款1項社会福祉費に計上いたしました国民年金の産前産後期間の免除制度に係る電算委託料に充当するものでございます。

続きまして、4ページ、14款県支出金でございますが、こちらは584万2,000円の減額でございます。

まず、2項2目民生費県補助金におきまして、子ども・子育て支援整備交付金を588万9,000円減額するものでございます。これは、放課後児童クラブ建設に係る補助金について、待機児童解消のための施設整備に伴い、国庫補助金の補助率が増加し、県補助金については補助率が3分の1から6分の1に減少となったため減額するものでございます。

次に、3項1目総務費県委託金におきまして、それぞれの委託金の交付決定に伴い、工業統計調査費委託金を2,000円減額、漁業センサス調査費委託金を2万9,000円増額、住宅・土地統計調査費委託金を1万5,000円増額、経済センサス準備調査費委託金を9,000円増額、農林業センサス準備経費委託金につきましては4,000円を減額、統計調査費委託料全体といたしましては4万7,000円の増額でございます。また、これは10分の10事業としまして、歳出の2款5項統計調査費に計上いたしました諸統計調査に係る共通消耗品費に充当するものでございます。

続きまして、5ページ、19款諸収入でございますが、106万6,000円の増額でございます。

まず、4項1目農業者年金基金受託事業収入におきまして、農業者年金業務委託手数料の交付決定に伴い、農業者年金基金受託事業収入を1万2,000円増額するものでございます。なお、これは10分の10事業として、歳出の6款1項農業費に計上いたしました農業者年金事務費に係る特定消耗品費に充当するものでございます。

次に、5項2目雑入につきまして、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）の返還金について、広域施設組合補正予算（第1号）に伴いまして、特別分担金精算分を105万4,000円増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出につきまして、御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

2款総務費でございますが、261万1,000円の増額でございます。これは1項1目の一般管理費におきまして、人事異動に伴い職員人件費が37万9,000円増額、また、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）につきまして、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額

を、構成市町分で案分した54万7,000円を減額するものでございます。

次に、6ページから7ページにかけての5目財産管理費につきましては、この夏の猛暑に伴う電力の使用量の増加及び原油価格等の高騰に伴う燃料費調整単価の上昇により、電気使用料を100万円増額するものでございます。

次に、7ページ、6目企画費につきましては165万円の増額でございます。これは、毎年2月に開催していますよしだ未来フォーラムにおける講師謝礼金を15万円減額するとともに、よしだ未来フォーラム運営委託料として180万円を増額するものでございます。

次に、2項1目税務総務費につきましては、扶養手当8万円を増額するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての4項1目選挙管理委員会費につきましては、標準報酬月額の見直しに伴い、職員共済費を2,000円増額するものでございます。

次に、8ページ、5項2目諸統計調査費につきましては、歳入でも御説明いたしました県支出金の統計調査費委託金を充当して、共通消耗品費に4万7,000円を増額するものでございます。

次に、9ページをごらんください。

3款民生費でございますが、こちらは2,958万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目社会福祉総務費におきましては人件費42万3,000円を減額するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての2目国民年金事務費につきましては、時間外手当を36万円増額、標準報酬月額の見直しに伴い、職員共済費を4,000円増額、また、歳入でも御説明いたしました国庫支出金の国民年金事務費委託金を充当して、国民年金の産前産後期間の免除制度に係る電算委託料を27万円増額するものでございます。

次に、10ページ、3目国民健康保険費につきましては、手当を48万円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましても、こちら手当を16万円増額するものでございます。

次に、10ページから11ページにかけての2項1目児童福祉総務費につきましては、標準報酬月額の確定に伴い、職員共済費を6万4,000円増額するものでございます。

次に、3目保育所費につきましては、住居手当16万2,000円を増額するとともに、歳入でも御説明いたしました国庫支出金の保育対策総合支援事業費補助金を充当して、保育所等における事故防止対策を推進するための保育対策総合支援事業費補助金33万8,000円を増額、また、子ども・子育て支援整備交付金等におけます平成29年度分の交付確定精算に伴う返還金として、県補助金等返還金413万7,000円を増額するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての4目児童館費につきましては、放課後児童クラブ建設に伴う外構工事の施設整備に1,353万8,000円を増額、また、放課後児童クラブ各施設の間取り等の変更に伴い、各施設に配置する一般備品に1,049万円を増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費でございますが、398万円の減額でございます。この内訳につきましては、12ページから13ページにかけての1項1目保健衛生総務費につきましても人件費等の減額でございます。

次に、13ページの3目環境衛生費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理費）として広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分しました9万2,000円を減額するとともに、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）として、

こちらも広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分しました181万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。

6款農林水産業費でございますが、37万2,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては時間外等の手当が14万円の増額、標準報酬月額確定に伴いまして、職員共済費を2万9,000円増額、また、歳入でも御説明いたしました諸収入の農業者年金基金受託事業収入を充当して、特定消耗品費につきまして1万2,000円を増額するものでございます。

次に、2目農業総務費につきましては、標準報酬月額の改定に伴いまして、共済費を1,000円増額するものでございます。

次に、15ページの3項2目漁港管理費につきましては、時間外手当19万円を増額するものでございます。

続きまして、7款商工費でございます。こちらは、19万円の増額でございます。これは、15ページから16ページにかけての1項1目商工総務費におきまして、時間外手当19万円を増額するものでございます。

続きまして、16ページ、8款土木費でございますが、115万7,000円の増額でございます。その内訳につきましては、1項1目土木総務費につきまして扶養手当等の1万5,000円の増額、また、時間外手当の65万円を増額するものでございます。

次に、16ページから17ページにかけての4項1目都市計画総務費につきましては、時間外手当の34万円を増額するものでございます。

同じく、17ページの2目土地区画整理事業費につきましては、扶養手当5万2,000円の増額、また、時間外手当10万円の増額でございます。

続きまして、18ページをごらんください。

9款消防費でございますが、36万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目常備消防費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（消防費）として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分しました12万8,000円を減額するものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては、住居手当13万5,000円の増額、また、時間外手当36万円を増額するものでございます。

続きまして、19ページをごらんください。

10款教育費でございますが、461万円の増額でございます。まず、1項2目事務局費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を144万6,000円減額するものでございます。

次に、19ページから20ページにかけての2項小学校費の1目学校管理費につきまして956万円の増額でございます。その内訳でございますが、各小学校における教職員のインターネット環境の整備等を図るため、無線LAN引込手数料、教材備品、大型モニター、またタブレットパソコンなどの一般備品につきまして、住吉小学校維持管理費325万2,000円、中央小学校維持管理費330万6,000円、自彊小学校維持管理費300万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、20ページから21ページにかけての3項中学校費の1目学校管理費につきましては、標準報酬月額確定に伴い、職員共済費を2万7,000円増額するとともに、教職員インターネ

ット環境の整備等を図るため、無線LANの引込手数料21万6,000円、大型モニター等の教材備品277万1,000円、タブレットパソコンなどの一般備品84万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、21ページから22ページにかけての4項1目社会教育総務費につきましては、通勤手当3万円を増額、また標準報酬月額確定に伴い、職員共済費を32万2,000円増額するものでございます。

次に、22ページの5項1目保健体育総務費につきまして、時間外手当20万円を増額、また標準報酬月額確定に伴い、職員共済費を5万7,000円増額するものでございます。

次に、5項2目給食施設費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分した796万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、23ページをごらんください。

13款諸支出金でございますが、440万3,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費につきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を財政調整基金に440万3,000円積み立てるものでございます。

最後に、14款予備費でございますが、1,000万円の増額でございます。これは、1項1目予備費におきまして、9月30日から10月1日にかけての台風24号による被害に対し早急に対応するため予備費を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、今回予備費を増額するものでございます。

以上が、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

なお、本議案には放課後児童クラブ建設に関しまして、外構工事等の予算を計上させていただいているところでございます。この外構工事等は平成31年4月1日のクラブ改修に向けましては欠くことのできない工事等となります。このため、できる限り早急に事業着手する必要がありますことから、早期の議決をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、議案書の2ページ、第67号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊となっております平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の表紙裏面をごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,115万7,000円にするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算に金額につきましては、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細について御説明させていただきます。

別冊の平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の

3 ページをごらんください。

初めに、歳入の4 款県支出金でございますが、27万円の増額でございます。これは平成30年度の国保制度改革による県単位化に伴い、療養給付費等交付金及び財政調整交付金システムにおいて、町から国への申請がベースとなっていた機能を改めるとともに、算定省令の改正に伴う表題及び様式の変更を行う必要が生じ、この改修にかかる改修費は特別調整交付金により交付されることから、システム改修費相当分の27万円を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

4 ページをごらんください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の13節委託料でございますが、歳入で申し上げましたとおり、平成30年度の国保制度改革の県単位化に伴います療養給付費等交付金及び財政調整交付金システムの改修費27万円を措置するものでございます。

町民課から提出いたしました1 議案につきまして、説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

〔健康づくり課長 増田稔生子君登壇〕

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第68号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

議案書の3 ページから4 ページと参考資料ナンバー1 をごらんください。

本議案は、榛原総合病院組合の事務の共同処理に係る経費の支弁方法につきまして、榛原総合病院組合規約第14条第2 項の規定により、関係市町の負担割合を3 年ごとに見直すこととされており、別表の利用率割算定基準の年度を改め、経過措置を附則で定めようとするものでございます。

現行の負担割合につきましては、平成27年度に見直しを行い、これに基づき、平成28年度から3 年間適用してまいりまして、本年度が最終年度となっております。

変更の内容でございますが、経費の支弁方法について規定しております第14条関係の別表中、利用率割の「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、附則で施行期日を平成31年4 月1 日とし、また、関係市町の平成31年度以降の負担割合は全3 年間の平均利用率で算定する利用率割及び基本割によりまして、牧之原市が66.095%、吉田町が33.905%となりますが、負担割合の格差を平準化させるため、年度ごとの通増通減により負担調整を行うための経過措置としまして、平成31年度の負担割合について、牧之原市を66.615%、吉田町を33.385%、平成32年度の負担割合について、牧之原市を66.355%、吉田町を33.645%とするものでございます。

なお、本議案は榛原総合病院組合の管理者から協議依頼がありましたことから、本議会に上程するものでございます。

以上が、第68号議案についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきましてありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会4日目でございます。
本日は8番、杉本幸正君から欠席の届けがあります。
ただいまの出席議員は11名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第66号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第1、第66号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

これから第66号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関する以外以外の質疑に至らないように御協力をお願いいたします。

それでは質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、山内 均君。

- 6番（山内 均君） 12ページに出てきます放課後児童クラブの建設事業費の中に、区分の18で説明の中には15の施設整備1,353万8,000円、一般備品が1,049万円、これが計上されています。いろいろ全員協議会の中では聞かせいただきまして、その中で聞いたことは、建物がこ

の施設整備ということで、確定したものが建物が図面ができて、それに対する金額が一番最初のイメージ、当初の計画から実施設計に入って、そこに出てきたそのものですよね。

その中に、いろいろ調べさせていただきまして、聞かせていただきまして、建築基準法の確かに安全性が担保されていると、それと界壁の問題、二方向の問題、これは担保されていることは確認をさせていただきました。安心してやれると思うんです。

ただ、その中でちょっとお聞きしたいのは、この備品とか設備とか、そういうものを含めて質疑するに当たって、私がこういう仕事をしているものですから、当然、何を審議するかというのは設備、今言った安全性の問題であるとか、建築基準法上の個別認定の問題、法律の問題であるとか、そういうのでありますので、実際に資料としていろいろもらったんですけども、ああいうのというのはもうちょっと詳しいものというのは出せる状況ではないんですか。

要するに、一つ一つが、もし心配をするとなったら、許可をするところに行って公開条項で聞かなければいけないですね。そういう意味で、もう少し簡潔にわかるやつが出るような状況ができれば、非常に安心した審査ができるし、確定したものができると思うんですけども、今まではどうなったか知りませんが、これからに対してはより安全性とか厳密性が出てくると思いますので、その辺をちょっとお聞きをしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員おっしゃられる説明資料として、もっと事業の内容がわかる図面等がほしいというような、そういう御質問かと受け取っておりますけれども、議会で御審議いただくというのは、その細部にわたる技術とかということでは私どもはないと思っております、計上させていただいた予算に対して、その事業を認めていただくかどうかという部分だというふうに思っています。

今、御質問があった部分については、私どもが今後、発注を控えているという中で、そういう設計図書等については発注前というのは限られた情報ということで、取り扱わせていただきますので、発注後については公開できる情報も多くなりますので、そういう中で御確認をいただければありがたいということで、あくまでも今の段階というのは予算もお認めいただくかどうかと、それに基づいて今後、実際に発注も行っていきます。

そういう段階にあるということで、一部始終お見せできれば、したいんですが、そういう事務手続上はそうっていないし、情報公開上等々でも開示できる情報というのはその段階では制限されておりますので、それにのっとって情報提供はさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。

いずれにしても確かなものができるかどうかというのは、それを担保しているものが契約であり、契約を担保するものがそういう完成された図面とか、いろんなシステムが正しいかどうかが一番重要になると思いますので、全部とは言いませんけれども、そういう必要なものに関しては設計事務所に行けばわかると思いますので、それもまたぜひお願いをしたいと思いません。それをお願いをしておきます。

それとあと、何回か通路の安全性の問題、やはりお願いにはなってしまうんですけども、どうしてもあそこを見ていて、モニユメントの位置と、いろんな目隠しになるのが非常に多く

なってくることに、それと自転車の通路が歩道の中に設定されていることで、これからやっていくに当たって、安全性の確保という部分では何か特に考えていただけるものがあるのか、安全性は絶対確保していただきたいですということです。その辺の確保できるものというのはこの中には何か含まれてはいますか。安全性は考慮されていますか。

○議長（八木 栄君） こども未来課課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） 議員からは再々、安全性ということで御質問いただきまして、ありがとうございます。

今、工事のほうは、仮囲いをしておりますので、とても見にくいような状況が続いているということで、見通しも悪いなという感じはあると思います。完成したときには仮囲い等全部とりまして、フェンスという形になりますので、完成した後はもうちょっと今よりも違うような見通しになるだろうとうちのほうも感じております。

安全対策の協議は、今後も学校教育課とも含めて、どういったことが一番子供たちの安全が確保されるか。例えば、ミラーとかという、この間、お話をされましたけれども、ミラーもつける位置がどこが一番いい位置なのかということも含め、ミラーがほしいのかどうなのかということも含め、学校教育課とも協議をして、うちのほうも詰めていきたいと思っております。

また、今、工事中は暗くなるのも今の時期とても早いですので、うちの職員もちょっと現場のほうへ行きまして、横断歩道がありますので、横断歩道は確実に通ってくださいというようなものとか、歩道を通って車道に出る車に対しては子供さんがいるかどうかということも立たせていただいております。そういったこともやっておりますので、工事をなるべく早く完成させて、子供たちが安全に通れるようには確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
次に、10款教育費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
次に、13款諸支出金についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
次に、14款予備費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
以上で、第66号議案についての質疑を終わります。
これから第66号議案について討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時12分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第9日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。なお、本日は議場内備えつけの発言残時間時計が故障により使用できないため、仮設の発言残時間時計により1人の時間、1人の質問及び答弁に要する時間をはかることといたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 山 口 一 博 君

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

〔1番 山口一博君登壇〕

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

私は、事前に通告したとおり一般質問をいたします。

質問事項、吉田町の人口問題について。

質問の要旨。

二千有余年の日本の歴史の中で、この議場にいる全員が有史以来のことに立ち合いました。それは、2008年が日本の人口のピークを迎えて1億2,808万人になったということですが、10年後のことは154万人減って1億2,654万人になり、神戸市や福岡市の人がいなくなってしまうほどのスピードで、人口は100年をかけて100年前に戻るとされています。これは、ひとえに37年連続、生まれている子供が少ない少子化が大きな問題と捉えています。

働き手不足の解消のため、8日未明、改正入管法が成立し、国の各省では、内閣府が「選

択する未来」委員会を設置し、平成26年6月に経済財政運営と回復の基本方針2014年骨太の方針を挙げ、少子化大臣が取り組み、厚労省は少子化対策推進基本方針、国交省は長期展望委員会中間取りまとめを発表しています。また、公安係と言われている特に若い男性の力を必要とする警察、消防はそれぞれ対策を立て、防衛省では女性自衛官を2030年までに6.1%から9%以上を目標に補充するためにしています。

翻って、本町が平成27年10月に策定した吉田町人口ビジョンによると、2060年の将来人口推計を町独自の推計では2万1,214人と推計しています。そして、国の長期ビジョンや静岡県人口ビジョンに示された方向性を勘案しつつ、目指すべき方向性を踏まえた「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015年から2019年5カ年計画に掲げました。その中で、2020年までに母子健康手帳交付数300件、合計特殊出生率2.07、2050年までに10代から30代までの転出超過傾向にある階層の流出抑制、流入促進による移動の均衡化等の施策を具現化することにより、2060年には2万9,057人の将来人口を展望としています。

このことを踏まえて、以下のことを質問します。

1、人口減少問題は、吉田町にとって中長期的にどのように町民、町政に影響を及ぼしますか。

2、2016年人口動態統計によると、25歳から39歳の女性階層が子供を持つことが多いことから、その世代がそもそも減少傾向だと人口問題そのものが論じられないことから、2015年当初では2,585人いましたが、親世代の人口増加施策はどのようなもののでしょうか。

3、2020年、生涯に何人子供を産むかをあらかず合計特殊出生率2.07を目指していますが、直近のデータや施策の有効性はどのようなものですか。

4、2015年国勢調査によると、国全体では50歳までに一度も結婚したことがない生涯未婚率が男性23.37%、女性14.06%と40年前と比較して約3倍近くなっています。同年、当町では25歳から39歳の男女階層数は5,413人いましたが、どのような未婚率低減対策を立てていて、今後も続けていくのでしょうか。御説明のほどをよろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町の人口問題についての御質問のうち、1点目の人口減少問題は、吉田町にとって中長期的にどのように町民、町政に影響を及ぼすのかについてお答えをします。

我が国は、加速度的に進む少子高齢化を背景に本格的な人口減少社会に突入しております。厚生労働省が昨年12月に発表しました人口動態統計の年間推計によりますと、2017年に国内で生まれた子供は過去最少の94万1,000人で、統計を始めた1899年以降、初めて100万人を割り込んだ前年の98万1,000人に比べ、さらに4万人も減少をしております。その一方で、死亡数は134万4,000人と戦後最多を記録し、死亡数が出生数を上回る自然減もまた過去最多の40万3,000人となり、人口減少に歯どめがかからない現状が改めて浮き彫りになりました。こうした現状について、厚生労働省は主な出産世代とされる20歳代から30歳代の女性の人口減が大きな要因であり、人口構造が変わらない限り出生数の減少が続くと分析をしております。

このような国の状況の中、平成29年住民基本台帳人口動態による当町の状況を見てみますと、平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口は2万9,689人で、前年より8人増加している状況でございます。その内容といたしましては、自然動態では平成29年中に出生の届けのあつ

た出生数は227人で、前年より8人減少しております。死亡数は274人となっており、死亡数が出生数を上回る自然減は47人となっております。一方、社会動態では平成29年中に当町に転入届のあった転入者数は1,459人、当町から転出した転出者数は住民票抹消者と合わせて1,404人であり、転入者数が転出者数を上回る社会増は55人となっております。

当町の人口動態の現状といたしましては、自然動態では国と同様に死亡数が出生数を上回り、減少傾向にはあるものの、社会動態による転入者数が転出者数を上回る転入超過によって、現在のところ微増となっている状況でございます。

議員も御承知のとおり、我が国の人口減少は、人口全体の数が減ることに加え、出生数が減る段階で、人口の年齢構成において若年層の構成比率が低くなる少子高齢化がさらに急速に進んでいくことにより、社会全般に大きな影響を与えることが懸念されております。また、こうした状況に加え、地方と東京圏の経済格差の拡大などが若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、地方の若い世代が過密で出生率が極めて低い東京圏を初めとする大都市部に流出することにより、我が国全体としての少子化、そして人口減少へとさらに拍車をかける状況となっております。

こうした人口減少は労働人口の減少と消費市場の縮小を招き、経済活力を低下させ、そして少子高齢化による人口構造は社会保障費などの負担を増加させ、財政収支の悪化により経済はさらにマイナスの影響を受けることが懸念されているわけでございます。この人口減少がもたらす影響は、当町にとりましても例外なく影響を受けることになるわけでございますが、一般的に地方公共団体や住民生活に与える具体的な影響としましては、次の5つが挙げられます。

まず1つ目は、税収減による行政サービス水準の低下でございます。人口減少とそれに伴う経済、産業活動の縮小により、地方公共団体の税収入は減少する一方で、高齢化の影響によって医療、介護などの社会保障費が増加し、地方財政はますます厳しさを増し、こうした状況が続くことによって、現状の行政サービスの水準が維持できなくなることが挙げられます。

2つ目は、小売り、飲食、金融、医療機関等の生活関連サービスの縮小でございます。日常生活を送るために必要な各種のサービスは一定の人口規模の上に成り立っているため、人口減少が進めば、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを手続きすることが困難になるなど、日々の生活が不便になることが挙げられます。また、あわせて、こうしたサービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少へとつながっていくことが挙げられます。

3つ目は、公共交通の衰退でございます。公共交通は主として民間事業者によって支えられており、人口減少により利用者が減少し、民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となり、不採算路線からの撤退が考えられるほか、高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない人口がさらに増加すると見込まれるため、公共交通の衰退によって地域の生活に与える影響は大きくなることが挙げられます。

4つ目は、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加でございます。地域の経済、産業活動の縮小や後継者不足等によって、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加し、空き家の増加とともに地域の景観の悪化を初め、治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題が発生し、地域の魅力低下につながるなどが挙げられます。

5つ目は、地域コミュニティの機能低下でございます。人口減少は自治会、町内会といった住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、消防団の団員減少などにより地域の防災力が低下するなど、地域コミュニティの機能低下が挙げられます。また、児童・生徒の減少

が進み、学級数の減少や学校の統廃合という事態を招き、さらにこうした若年層の減少により住民の地域活動が縮小され、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていくことなどが挙げられます。

こうした影響が、人口減少によって地域、地方公共団体や住民生活に与えるものと一般的に言われておりますが、既に地方では中山間地域を初め人口減少が加速度的に進み深刻な問題となっております。何の手だても講じなければ、岩手県知事や総務大臣を歴任された増田寛也氏が警鐘を鳴らした消滅可能性都市に近い将来、現実となるおそれもあるわけでございます。

こうした悪循環の連鎖に歯どめをかけるため、国では人口急減、超高齢化という課題に対し、平成26年12月に我が国の人口の現状と将来の姿を踏まえ、今後の目指すべき将来の方向として東京一極集中を是正し、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するとともに、地域の特性に即した地域課題を解決する基本視点を掲げ、希望出生率1.8を達成し、2050年代には実質GDP成長率1.5%から2%を維持しつつ、2060年には1億人程度の人口を確保するという目標を提示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、その目指すべき将来の方向を具現化するため、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしたわけでございます。

このまち・ひと・しごと創生への取り組みは、国と地方が一体となって中長期的な視点に立って取り組む必要がありますことから、当町では国・県の長期人口ビジョン及び国・県の総合戦略を勘案しながら、平成27年10月に当町における人口の現状分析を初め、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示しました吉田町人口ビジョンを策定するとともに、この人口ビジョンの具現化を図るため、当町の人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた目指すべき将来の方向、そして当町の実情に応じた今後5カ年の施策の方向を提示しました吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに至ったわけでございます。

当町の人口ビジョンでは、静岡県と同様に2020年までに合計特殊出生率を2.07までに上昇させ、2050年までに10代から30代の年齢階層において転出超過傾向にある階層の人口移動を均衡させることによって、2060年に2万9,000人程度の人口を確保することを目標に掲げております。

当町は、国勢調査が開始されてから一度も人口減になったことはありませんでしたが、東日本大震災を契機として、平成23年8月を境に、特に沿岸部を中心に人口減少の傾向があらわれてきており、安全・安心な町土を築くため、津波防災対策という新たな課題を処理する中で地方創生に向けた取り組みをしなければならない状況でございます。

このため、人口ビジョンでは町人口の将来展望を具現化するため、津波防災町づくりによる安心・安全な町土を形成し、若い世代の子供を持ちたいとするそれぞれの希望をかなえるとともに、あわせて本町で働き、住みたいとする希望をかなえることの3点を今後の取り組みの基本的な方向性として掲げております。

そして、この人口ビジョンの具現化を図るため、町の総合戦略では町の喫緊の課題である命を守る対策、財産、生産活動を守る対策及び被災時の生活支援対策から成り立つ津波防災町づくりを強力に推し進め、確固たる安全のもと、子育て、教育、健康づくりといった支える安心を提供することで活気ある若い人が集まり、元気な子供が増え、そしてこの地で生活し続けたいと願う人々が多くなる社会、言いかえれば豊かで勢いのある町を目指し、さらには心を魅

了する、魅せる町づくりにつなげていくことを独自視点として掲げ、津波防災町づくりによる安全・安心な町土を形成する、本町における安定した雇用を創出する、本町への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり地域を連携するの5つの基本目標に沿って、人口減少社会を見据えた地域づくりの施策を展開するものでございます。

現在、当町ではこの総合戦略を横断的かつ積極的に進めることによりまして、人口減少の影響を克服し、人口ビジョンに掲げた将来展望の実現を目指すとともに、あらゆる方面から人口減少対策と定住人口の増加に向けた施策を展開しているところでございます。

次に、2点目の御質問であります2016年の人口動態統計によると、25歳から39歳の女性階層が子供を持つことが多いことから、その世代がそもそも減少傾向だと人口問題そのものが論じられないことから、2015年、当町では2,585人いたが、親世代の人口増加施策はどのようなものかについてお答えをします。

国立社会保障人口問題研究所がこのほど発表しました日本の地域別将来人口の平成30年統計によりますと、2015年の国勢調査時の人口は2万9,093人であった当町の人口は、2040年には2万4,609人になると推計されております。そして、議員御指摘の25歳から39歳までの女性階層につきましては、2015年は2,585人となっておりますが、推計値では2020年が2,271人、2040年では1,842人となっております。また、この25歳から39歳までの男女の年代は、これまでの少子化の影響から年々減少していく傾向にあります。

このため、この25歳から39歳までの階層を増加させるためには、総合戦略の基本目標4の若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる施策を初め、雇用の場の確保や交流人口の拡大など移住、定住へとつながる施策を総合的に展開していかなければならないものと強く認識をしており、人口減少の解決に向けましては、子供を持ちたいと思う女性の皆様に特に意識しながら総合戦略の施策を展開しているものでございます。

地方創生の取り組みは、人口減少を食いとめ人口減少に伴う地域社会の衰退に歯どめをかけることであり、この人口減少を克服するためには、子供を持ちたいと思う女性の皆様にとって安心して子供を産み育てられる環境をいかに整えることに尽きるといっても過言ではないと思っております。この階層の女性の多くは働いている現状もあり、行政がどれだけ子育てをしながら働きやすい環境を整えることができるのかが、この地方創生の課題を克服するための鍵となるもので、当町の未来を占うことになるものでございます。

このため、当町では、子供を持ちたいと思う女性の皆様にとって安心して子供を産み育てられる環境を整備するため、子育て世代包括支援センターの設置を初めとした子育て相談体制の充実や、出産に伴う経済支援として産前産後の通院にかかる交通費の一部助成を含むよしにこパッケージ助成などの産みやすい環境整備に係る事業に加え、ファミリーサポートセンターの設置や放課後児童クラブの拡充、一時預かりなどの子育てしやすい環境整備に係る事業など、さまざまな子育て支援事業を展開しております。

また、教育関連につきましては、教職員の多忙化を解消し、質の高い教育を受けることにより子供たちが確かな学力を身につけ、さらに保護者は教育環境が充実することにより安心して社会に出て働くことができる、子供、教職員、保護者のそれぞれが利益を得られる、吉田町教育元気物語「TCP Triwins Plan」の推進など、子育てや教育に関するきめ細やかな施策を展開することにより、産みやすく、育てやすい環境を重点的に整備していると

ころでございます。こうした事業を積極的に展開することによりまして、当町の子育て環境及び教育環境が他市町に比べて優位性を保つことで、現在お住まいの方は住み続け、さらに町外の子育て世代の皆様が当町を移住、定住先として選択していただけるものと考えております。

次に、3点目の御質問であります2020年合計特殊出生率2.07を目指しているが、直近のデータや施策の有効性についてはお答えをします。

合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性はその年齢別出生率で一生の間に産もうとしたときの子供の数とされており、厚生労働省では全国の合計特殊出生率は人口動態統計の月報において、調査年の翌年6月上旬ごろに概数を公表しております。都道府県の合計特殊出生率は1年に一度、市区町村に至っては5年に一度という頻度で公表されるものでございます。このため、市区町村の合計特殊出生率の直近のデータは、厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計において、平成26年2月13日に公表されておりますが、当町の合計特殊出生率は1.73となっており、全国で185番目、県内では5番目に高い数字となっております。

当町では、さきに申し上げましたとおり、人口ビジョンにおいて合計特殊出生率を2.07に上昇させ、2060年の将来人口は2万9,000人台を維持することを目標として掲げております。そして、人口ビジョンで掲げた将来人口に向けて、人口減少の克服と地域の活力の維持、伸長を図るため総合戦略を策定しているわけですが、この総合戦略の基本目標4では「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げております。これは、安心と思いやりに満ちた地域の中で、若い世代の子供を持ちたいとするそれぞれの希望がかなえられ、温かい家庭を営むことができる環境を整備することが重要であり、安心して出産や子育てができる取り組みを進めようとするものでございます。

現在、この基本目標4の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」におきましては13の分野、44の指標を掲げて施策を展開しているわけですが、合計特殊出生率2.07に向けましては、単にコミット施策としてどの施策の有効性が高いかということではなくて、総合的に施策を展開していかなければならないものと考えております。

人口減少対策は、基本目標1から基本目標5までの施策を総合的に展開することにより徐々に成果があらわれてくるものと認識をしており、これまでの総合戦略の施策展開が功を奏したのか定かではありませんが、当町の人口動態としましては、人口が微増となっている状況でございます。今後、引き続き総合戦略に掲げる施策を総合的に展開し、当町の人口増へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問であります2015年国勢調査によると、国全体では、生涯未婚率が男性23.37%、女性14.06%と、40年前と比較して約3倍近くなっている。同年、当町では、25歳から39歳の男女階層数は5,413人いたが、どのような未婚率低減対策を立てていて、今後も続けていくのかについてお答えをします。

平成27年に当町の人口ビジョンを策定する際に実施いたしました結婚、妊娠、出産、子育てに関する町民意識調査によりますと、現在、独身である理由といたしまして、適当な相手にまだめぐり会わないからが43.7%と最も多く、結婚する必要性をまだ感じないから、今は趣味や娯楽を楽しみたいから、独身の自由さや気軽さを失いたくないからそれぞれ20%前後となっており、結婚資金の不足や結婚後の家計のやりくりが大変といった経済的理由が16.1%となっております。

一方、結婚願望につきましては、結婚したいが65.5%、結婚したくないが4.6%、どちらも言えないが22.1%となっており、結婚時期につきましては30歳が最も多く、次いで35歳、25歳となっております。未婚率低減対策につきましては、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものでありますので、行政といたしましては結婚について前向きに捉えていただけるように環境整備することが肝要であると考えております。

このため、当町といたしましては、いわゆる婚活イベント等の結婚支援につきましては、民間団体等の取り組みに対して補助金を交付し、側面からの支援を行いながら、出産支援や子育て支援、住宅支援など結婚後の生活の支援を充実させることにより、結婚したいと考える人の希望をかなえられるよう、産みやすく育てやすい環境整備を重点的に進めることで未婚率の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御説明ありがとうございます。順序立ててちょっとお話ししたいと思っております。

まず1点目になりますけれども、御答弁の中でも社会保障制度、年金や医療、介護についてのお話もありました。ここに先日いただきました吉田町統計要覧平成30年度版というのがあります。その中でも国民年金の加入状況、先ほどお話しした年金や医療、介護に関係することなので、福祉厚生ということに関係することなんですけれども、国民年金の加入状況が平成29年度が対象者被保険者が総数が4,913名で、受給権者が平成29年度6,998名ということで約2,000名ほどが受給者の多い、総数が年金額が約49億8,000万ということで、約50億ぐらいが支給しているということだったんですけれども、御説明の中にあつたように、人口減少が起こると、このように高齢者が使う費用をそのときの現役世代が保険料や税金で負担をする方式をとっているということで、将来は肩車世代が、1人が1人を請け負う制度の中で持続が困難になるのではないかなというふうな形も若い世代からのお話もあります。

将来的に、国民年金や国民健康保険という事業に対して、どのような少子化対策をとっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 大変申しわけないですが、もう一度、御質問を、趣旨をちょっと理解できなかったものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 先ほどの答弁の中で、社会保障制度が将来にわたって困難になると、人口が減ってくるというお話になっていると思うんですけれども、どのような対策をこれから立てていくのでしょうかということですが。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの御質問の中でいきますと、国民年金とか社会保障を支えるために当町がどういうことをやっていくのかのような御質問に聞こえましたので、当町は一つの地方自治体でございますので、そんなおこがましいことはとても言えないなと思って、答弁できかねるような御質問であったということで反問をさせていただいたということですが、また今のお話しされた御質問については、町長の答弁の中で十分に答えさせていただいて

いるというふうに思いますので、それをもって御賢察いただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） では質問を変えます。

この中でお話も答弁の中でありましたけれども、人口減少の要因、原因が未婚が原因じゃないかなとちょっと私、思ったものですから、いろいろ調べさせてもらったんですけれども、この未婚化の原因は先ほども御答弁もありましたけれども、個人の自由度が高いということで、なかなか昔ほど全員が結婚するというふうなものには今はもうなっていないと思うんですけれども、町では未婚化対策に対して、いろいろ今ちょっとお話しいただいたんですけれども、なかなか有効な施策というものが、民間のことを頼ったり、お話もあったと思うんですけれども、未婚化の主な原因というものは何かどのようなものか、お考えなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この未婚化につきましては、未婚の関係でございますが、まずは町として行政として行わなければならないのは、結婚をしたくなる、いわゆる子育ても含めて結婚に前向きに捉えていただけるようなまず環境を整えるというのが一番の肝要であると、町長が先ほど答弁したとおりです。そうした環境整備するというのがまず一つあります。

それから、先ほど原因ということでありましたが、こちらにつきましてはアンケート調査を実施しておりまして、先ほども申し上げましたとおり、今、意識調査ということがございますので、そうしたものを踏まえた中で現在、子供さんを産めるような、育てやすい環境をまず整えるということをもって、こちらの未婚率の改善につながっていきたいというようなことで今現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） 先ほど御答弁の中にありました平成27年10月に配布されました吉田の人口ビジョンの中でありましたけれども、この中で先ほども御答弁ありましたけれども、結婚願望が、なかなか相手が見つからないとか、現在の子供の数がというお話もいろいろあったと思うんですけれども、3年たって、いろいろな施策を立てていると思うんですけれども、有効の施策ってなかなか見つからないとは思っていますけれども、今までやってきた中で、今まで違ったことをやったことがあれば、お話ししていただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この人口減少問題に対しましては、具体的に2.07も含めた未婚の関係もそうなんですけれども、一つの施策がそのままそれが直結して効果があらわれるというのではなくていろいろな、この総合戦略もそうなんですけれども、総合戦略の基本目標5つの中で総合的に行うことによって、いろんな施策の有効性が絡み合って結果が出てくるというふうに、成果が出ていくものというふうに感じております。

当町、具体的なことと申しますか、これまで進めてきたということの中では、まずやはり産みやすい環境を整えるというようなことで、不妊治療から始まりまして、それからいろんな出産の交通費、よしにこパッケージ、先ほども答弁ありましたけれども、そうしたことで産み

やすい環境を整えるということ。それから、子供さんたちにつきましては、育てやすい環境につきましては、いろんなインフルエンザも新しく最近、始めましたけれども助成制度ですね。他市町ではない子供さんに対しますインフルエンザの助成を拡大するとか、そうしたことで育てやすい環境を整える。

また、現在も進めている放課後児童クラブの拡充も、これも同じようでありまして、さらにその要件も本来、就労要件あるわけですけれども、そうしたものを緩和をして、町としていますか、社会全体として行政として受け入れると。その女性の方が産みやすく働きやすい、そうした環境を整えるということも総合的な今、施策を講じているところでございますので、いろんな施策、今ちょっと申し上げましたが、そうした形で総合的に進めているということで、結果として現在、人口、今いろんなところで減っているところの中で、最近、人口が増えている。若干ではあります、横ばいもしくは微増という状況が来ております。

ちなみに、今月の11月末につきましても、前月に比べて、人口、また微増しております。11月末現在は人口2万9,714人ということで、人口また前回の、前年一旦減りましたが、またそこから増えて、横ばい傾向また微増傾向というようなことになっておりますので、そうしたことでの成果というのはあらわれてきているものというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 今、説明を受けまして、微増だというふうにお話を、人口が増えたということなんですけれども、この統計要覧によりますと、先ほども町長の御説明もありましたように自然動態ということで、出生数と死亡数の生き死にということでの増減がということで、平成26年から毎年12名、26名、平成28年度は55名、平成29年度は53名ということで自然増がなかなか増えてないということで、なかなか有効な対策というのは難しいということだと思っておりますけれども、今、お話にあった増えたという理由もやはり社会動態による理由、転入による増加だということなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 当町の微増といいますか、人口動態につきましては、現在、社会増です。自然動態ではなくて社会動態の関係で微増というような形になっているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） わかりました。

自然動態ということで、出生がなかなか増えないということで私も一般質問させていただいたんですけれども、先ほども御答弁ありましたけれども、合計特殊出生率がここにありますが、吉田町まち・ひと・しごと総合戦略の全体像の中の、先ほどお話ししましたように2015年から2019年の5カ年の中でも、この5カ年目になるんですけれども、この中で、質問の要旨の中であったと思うんですが、母子健康手帳交付数が300件を目標にしてありました。合計特殊出生率も2.07ということであったんですけれども、実態として母子健康手帳交付の300件というのは達成されたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

母子健康手帳の交付数ということで健康づくり課から御答弁させていただきます。

平成29年度の母子健康手帳の交付数は226件ということで、決算のところでも御報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

目標に達成をなかなか難しいということで今、お話しいただいたと思うんですけども、先ほどからお話ありましたけれども、合計特殊出生率が先ほどもお話ししたように、ここにあります。平成20年から平成24年が1.73ということで前年に比べて、前の調べたときでも1.6なので増えたということなんですけれども、1.73を維持すること自体も難しいということだと思うんですけども、この1.73を、3代続くと大体25%から30%の人口が減るというようなことだと思うんですけども、出生率というよりも出生数が現状少なくなっているということだと思うんですけども、県内では5番目に多いというふうになっていると思うんですけども。

なかなか出生率を上げていくというようなこと自体が難しいと思うんですけども、その中でいろいろ御説明、いろいろお話をいただいたんですけども、人口減少に関しては、結婚行動ですよね。先ほどもお話がありましたけれども、未婚とか非婚、晩婚とか、あとは出生力というんですか、子供の数が少なくなっているということなんですけれども、2045年には県内では今現在、26位なんですけれども、23位ぐらいになるんじゃないかなと言われております。まだ全国的には今現在、2015年の国勢調査は787位から708位ぐらいになるということで、人口に関しては吉田町は、全体的に少なくなってくるものですから、今の1.73を維持すればこのぐらいの順位になるということだったんですけども、自然減になってくるわけなんですけれども、実際に有効な施策をいろいろ今、立ててはいると思うんですけども。具体的に、今まで少子化に対する結婚の意識ということで、若い世代の所得の伸び悩みとか就労の形態などによる家族形成の状況の違いとか、依然として厳しい女性の勤労継続とか、また子育て世代の長時間労働が原因ということが見受けられると思うんですけども。

翻って、町の職員の方なんか独身の方もいらっしゃると思うんですけども、その中でも、今言った長時間労働にしても、なかなか結婚なんか結びつかない状況が、私、いろいろ聞くとなかなか難しい状況だと思うんですけども、役場の職員の方たちも長時間労働とか、そういった就労形態による状況など前と違うような気がするんですけども、以前に比べて、そのあたりの対策というんですか、何かこういう施策じゃないんですけども、状況に応じたこのような勤労形態を見直すということはこれからされていくのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 反問、お願いします。

今の、前と違うと、こういうふうにおっしゃりましたけれども、その前とはいつを指しての前なのでしょうか。そこを教えてくださいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 前という言葉じゃなくて、残業時間が非常に多くなっているということ聞いておりますので、なかなか帰りに帰れない状況も続いているんじゃないかなというふうに私、感じたものだから、そういうお話だったんですけども、それは以前とはそんな

に変わらないということなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 山口議員、それが直接、一般質問の趣旨の人口問題についてどのようなかかわりがあるかということをおっしゃると、答弁のほう困ると思いますので、その辺をしっかりとお願いします。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 質問をかえさせていただきます。

なかなか継続的に仕事を続けていく自体が、状況が難しくなっていく状態なものですから、就業規則、就業自体が長い長時間労働になってくると難しいんじゃないかなということを感じたものですから、それが少子化につながっていくんじゃないかなということで質問をさせてもらいました。

○議長（八木 栄君） 長時間労働が人口問題についてのかかわり合いですね。その辺を、自分の時間がなくなってしまうとか、そういうような具体的なことをおっしゃると、ちょっと答弁、困ると思うんですけども、その辺はいかがですか。それを踏まえて、もう一度、お願いしたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 質問の内容をかえさせていただきます。申しわけないです。

全然、質問内容をかえさせていただくんですけども、吉田町の人口ビジョンの中で、平成27年10月にありましたけれども、先ほど町長の御説明にありましたけれども、理由がいろいろわかっていて、例えば結婚したい願望とか、なかなか相手が見つからないとか、子供の数も持ちたい人数が2人か3人ぐらいということで、将来の子供に対する不安ということも実際にここにあるわけなんですけれども、このようなことで、平成27年10月でアンケートが出た結果以降、どのような施策を新しく立てたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このアンケートの後にはどのような施策を講じたかということでございますが、施策の方向性については、人口ビジョンに示させていただきまして、先ほど具体的な環境を整備するというところで、子育て、産まれてからの産み育てやすい環境を整えるというようなことで先ほど答弁させていただきましたとおり、そうした施策を国制度に加味して、町独自のいわゆる事業を展開しているということでございますので、そうしたことが、これをして行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 少し補足をさせていただきますが、平成27年度の、26年度に実施いたしました町民意識調査というのは、現在の第5次の吉田町総合計画を策定するため、それと同時に、ちょうど同じ時期に総合戦略も策定するということになりましたので、その両方の計画の策定をにらんだ形で住民意識調査をやらせていただいたということでございます。

したがって、住民意識調査を踏まえて、総合計画、総合戦略、できているわけでございますので、その中に特に総合戦略については人口ビジョンを達成するための施策を盛り込んでございますので、現在、行っているものは人口ビジョンを策定した後に全て行っているというものでございます。当然、それ以前から継続したのもございますが、現在行っているのは

人口ビジョンに基づいて行っているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） 1 番、山口です。

遅くなりましたけれども、資料を添付をしております、社人研、国立社会保障人口問題研究所の資料を添付しております。少子高齢化の問題を一般質問しようと思ったんですけども、この高齢化問題なんですけれども、この左の下にありますけれども、総人口が2019年度は59歳までが約7割の方がいらっしゃって、60歳以上が30%ということになっています。2045年、予測なんですけれども、吉田町の人口が2万3,379人ということで、60歳までの方が約57%ということになっております。60歳以上が42%になっておりますけれども、実は79歳までの方は減る傾向にあるとなっていて、80歳以上の方が吉田町の場合はちょっと増えるというふうになっております。これを踏まえて、ちょっとお話をしたいと思います。

将来的に2025年問題というふうに、今、団塊の世代が65歳以上になるということで2025年問題となっていますけれども、その先が2040年問題というのも今、ちょっとなっていて、団塊の世代のジュニアが高齢になってくるというふうになってくるのが、そのほうの世代になってくると言われていますけれども、この2040年問題ですと、今よりもっと大きく、例えば就職氷河期であったり、低賃金とか、また無年金の方が今、40代半ばぐらいの方がちょっと多くなっているというふうになっておるんですけれども。

2025年問題であったり2040年問題であったり、将来に向かって、少子化もそうなんですけれども、少子化が進むと負担する人たちが、税金とか負担をする人たちが当町でも少なくなってくるんですけれども、具体的に少子化問題と、一般質問なんですけれども、将来にわたって高齢者を支える、少なくなってくるなどのような、もう一度お聞きしたいんですけれども、当町で問題がいろいろ起こってくるのか、もう一回、お聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そうした社会的な問題については、町長の答弁でもお答えをさせていただいておりますが、先ほど議員は、高齢化が問題だと言われましたけれども、高齢化は何も問題ではないと思っております。当然、長生きしていただいて、元気にお過ごしをいただける社会というのは、むしろ望ましいことであって、それを問題と捉えている議員のお考えがよくわからないというところが一つございます。

それと、若年層が高齢者の方々を社会保障制度の中で支えていくというのは、これは当町だけの問題ではございませんし、当町が独自の吉田町の社会保障制度をつくって支えていくということを議員がおっしゃって、そういうものをつくり上げるべきだというのであれば、それは話は違いますが、今のところはそういうような社会保障制度にはなっておりませんので、質問の趣旨自体がわかりかねているというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） 高齢化が問題というわけではありませぬので、高齢化になった人たちの問題というのではありませんので、それは訂正させていただきます。

以上で私の質問を終わります。以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で、1 番、山口一博君の一般質問が終わりました。

◇ 大石 巖 君

○議長（八木 栄君） 続きますして、5番、大石 巖君。
5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

私は、浜岡原発災害広域避難計画と中部電力株式会社との安全協定について、町の対応を質問をいたします。

東日本大震災と福島原発事故から7年半が経過をいたしました。福島では、いまだに5万人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。原発事故の収束、あるいは帰りたくても帰れない、そうした実態が現在も続いているわけであります。10月28日に南相馬市の前市長である桜井氏が御前崎市で講演をいたしました。地震による津波の被害、同時に原発事故の状況が生々しく話をされました。その中で、自治体の避難誘導あるいは救援の困難さもお話がありまして、そうした状況を大変、私も実感をしたところでございます。

そうした原発事故から明らかになった点としましては、原発に頼らない再生エネルギーによる電力確保の問題、そして原発がなくても電力不足が起きていないということの認識は定着しているものと考えています。また、原発が安全だという言葉も今はないと思います。これまで何カ所か原発の再稼働をしたところでは、立地する自治体と県との合意だけで再稼働が認められてきたというようなことがあります。周辺の自治体住民を含めて、多くの反対の声が今現在も起こっている状況にあります。

国の原子力災害対策では、浜岡原発のUPZ圏、原子力施設からおおむね半径30キロ圏内、緊急防護措置区域と言われていますが、その中の地方公共団体においては広域避難計画を策定するという事になっております。浜岡原発UPZ圏内11市町のうち、計画策定済みは御前崎市など4市となっておりますが、避難等の実効性には多くの問題があるというふうに考えております。

私は、浜岡原発は再稼働せず廃炉とすることが一番の安全対策と考えておりますが、以下の点について質問をいたします。

1、浜岡原発で過酷事故による災害が発生した場合、県内や群馬県に避難する計画となっております。資料1ページをごらんいただきたいと思っております。実効性のある避難計画を策定することができるのかどうか。

2、浜岡原発の過酷事故による放射性物質や放射線の放出があった場合、PAZ、これは原発から5キロ圏内の人は避難をし、UPZ圏内の人は屋内退避となっております。資料3ページの下をごらんいただきたいと思っております。500マイクロシーベルトに達した場合に、このUPZ圏内では避難が開始される計画です。子供たちを高濃度の放射線にさらす計画でいいのでしょうか。

3、先ほども申し上げましたが、住民の命、暮らしを守るために行うべき自治体の役割は事故発生に対する避難計画でなく、浜岡原発の事故を未然に防ぐためにも、再稼働せず廃炉にすることだと考えておりますが、いかがでしょうか。

4、2年前に中部電力と7市町・県で締結をしました原子力安全協定には、再稼働の事前同意条項が入っていません。茨城県東海第2原発周辺6市村が締結した事前了解権を含む新安全協定と同様の協定に改める必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 浜岡原発災害広域避難計画と中部電力株式会社との安全協定についての御質問のうち、1点目の浜岡原発で過酷事故による災害が発生した場合、県内や群馬県に避難する計画となっているが、実効性のある避難計画を策定することができるのかについてお答えします。

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国は原子力災害対策指針に基づく新しい原子力災害対策の考え方として、原子力災害対策重点区域の範囲を原子力発電所からおおむね5キロメートル圏を予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZとし、原子力発電所からおおむね30キロメートル圏を緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに設定しました。これにより、当町は、全域がUPZ圏内に位置することになり、原子力災害における広域避難計画の策定を求められることになりました。

この計画の策定について、当町では浜岡原子力発電所における原子力災害への備えとし、原子力災害時に住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速かつ確実に実施すること、住民等の被曝を可能な限り低減した安全を確保すること、平時から原子力防災体制の充実と強化を進めることを目的とした原子力災害における広域避難計画の策定を進めているところでございます。また、この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づく吉田町地域防災計画の原子力災害対策編の下位計画に位置づけられるものであり、町の原子力災害における広域避難の対応方法を示すものであります。

さて、議員からの御質問のありました実効性のある計画は策定できるのかについてですが、原子力災害が発生した場合、人命を第一優先として、町民の皆様の避難先をあらかじめ確保しておくことが重要となります。このため、国による広域避難に係る調整や静岡県からの指令を受け、当町では原子力災害が単独で発生した場合、静岡市と富士宮市に避難させていただくとともに、複合災害が発生し県内の避難先に避難できない場合には群馬県内へ避難させていただくこととしておりますので、今後、避難者の受け入れをお願いする自治体と広域避難についてさらに協議を重ね、避難所の確保や避難ルート、避難先での避難者の割り振り等の調整を図っていくことで、より実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、広域避難計画につきましては、策定後におきましても、国の原子力災害対策指針や広域避難計画に関係する計画などの改定を初め、関係機関との協議、町の各種対策の検討、検証を踏まえ、随時見直しを図っていくことで、より一層精度の高い計画としてまいります。

次に、2点目の浜岡原発の過酷事故による放射能物質や放射線の放出があった場合、PAZ（5キロメートル圏内）の人は避難し、UPZ圏内の人は屋内退避となっており、500マイクロシーベルト/hに達した場合、避難が開始される計画であるが、子供たちを高濃度の放射線にさらす計画でいいのかについてお答えをします。

国が示す原子力災害対策指針では、緊急事態の初期対応段階において、放射性物質の放出

開始前から必要に応じた防護措置を講じることとしており、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの段階に区分されております。

これによりますと、第1段階である警戒事態では、原子力発電所の所在市町村において、震度6弱以上の大規模地震が発生した場合などにおいて、P A Z圏内における高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者は避難や屋内退避の準備を開始することになります。

第2段階である施設敷地緊急事態では、原子力発電所の全交流電源が消失された場合などにおいて、P A Z圏内の住民は避難準備を開始し、要配慮者は避難や屋内退避を開始します。また、U P Z圏内の住民は屋内退避の準備を開始することになります。

第3段階である全面緊急事態では、原子力発電所の冷却機能が喪失された場合などにおいて、P A Z圏内の住民は避難を開始し、U P Z圏内の住民は屋内退避を開始することが示されております。

このことから、施設敷地緊急事態の段階から、U P Z圏内の住民は屋内退避の準備を行い、全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において屋内退避を実施することになります。屋内退避につきましては、原子力発電所から放出された放射性物質が通過するとき、屋外で行動することでかえって被曝することを回避するためであり、建物内に避難することによって放射性物質から放射線量を低減できることや、放射性物質の体内への取り込みを低減することができ、放射線の影響をできるだけ回避する措置になります。

また、全面緊急事態後の措置ですが、国の原子力対策本部は緊急時モニタリング結果に基づき、空間放射線量率が一定以上となる区域を特定し、当該区域の住民は国の指示により避難及び一時移転を開始することになります。

避難実施等の判断基準として、国は全面緊急事態に立った場合に数時間以内をめどに500マイクロシーベルト/hを超える地域を特定し、避難指示を出します。避難は住民等が一定以上の被曝を受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質または放射線の放出源から離れることにより、被曝の低減を図る措置とされております。

避難実施等の判断基準である500マイクロシーベルト/hにつきましては、静岡県が策定した浜岡地域原子力災害広域避難計画にありますとおり、国の指針に基づき策定されたものでございます。関係市町も同様に、この基準に基づき広域避難計画を策定することとされておりますことから、当町におきましても、国の指針や県の計画に基づき広域避難計画を策定してまいります。

次に、3点目の住民の命、暮らしを守るために行うべき自治体の役割は、事故発生に対応する避難計画ではなく、浜岡原発の事故を防ぐためにも、再稼働せず廃炉にすることではないかについてお答えをします。

平成27年9月議会定例会における議員の一般質問に対しまして、浜岡原子力発電所につきましては想定される地震の震源域の真上に位置しており、いかなる防災対策を講じても絶対的な安全性は確保できないと考えるため、浜岡原子力発電所は廃炉にすべきである。また、吉田町議会におかれては、平成23年12月16日に中部電力浜岡原子力発電所の速やかな廃炉を求める決議を行い、国及び県に対しまして、浜岡原子力発電所の再稼働を認めないことや廃炉を事業者を求めること等を強く要望する意見書を提出しております。

町民の皆様の安全・安心を最優先と考えたとき、町民の皆様の生命、財産を守るためには、

浜岡原子力発電所は廃炉すべきという考えは私も吉田町議会も同じである等、答弁しましたとおり、現在においても町民の皆様の安全・安心を最優先するという考えに変わりはありません。

ただし、浜岡原子力発電所につきましては、稼働自体はしていないものの、放射性廃棄物は存在している状況でございます。このため、不測の事態に備え、有事の際に迅速な行動がとれるよう、原子力災害における広域避難計画を策定しておくことは必要であると考えております。

次に、4点目の中部電力と7市町・県で締結した原子力安全協定には、再稼働の事前同意条項が入っていない。茨城県東海第2原発周辺6市村が締結した事前了解権を含む新安全協定と同様の協定に改める必要があるのではないかについてお答えをします。

当町は、静岡県並びに島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、森町の5市2町と中部電力株式会社との間において、浜岡原子力発電所の周辺市町の住民の安心と地域環境の安全を確保することを目的とした浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定を平成28年7月8日に締結をし、あわせて同協定の解釈書を取り交わしました。

本協定に事前了解に関する規定が盛り込まれていないことは、同協定の解釈書において、原子力発電所の安全確保等に関する通報措置要領に基づき、原子炉施設に関しての設備変更を行うときなどにおいて事前に通報がされ、立ち入り調査の動向や措置要求に係る通報を通じた事前協議により、実質的に事前了解が担保されている静岡県並びに御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市の4市と中部電力株式会社が締結した協定に準じた安全体制をできることによると明文化していることから、現時点では改めて新たな安全協定をする必要はないものと考えておりますが、静岡県並びに4市と中部電力株式会社との協定の今後のあり方を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、答弁をいただきまして、私の前回の質問に対する回答、それからこの1年ちょっと経過をした中で、すみません、27年9月でした、一般質問をしたのが。3年経過した中で、新たな状況というのがいろいろ変化をしてきましたので、その点も含めて質問していきたいと思いますが。

最初に、先ほども答弁をいただきました県の広域避難計画、こういう分厚い資料があります。今、皆さんのお手元に4ページにわたって資料をお配りをしてありますが、これも県の計画の中からの抜粋ということですのでごらんをいただきたいと思いますが、こうした県の計画に基づいて、吉田町でも計画を策定する準備を今、進めているということで答弁をいただきましたが、まだ、今そうした点でもっと具体化をしなければいけない点、多々あると思います。

そうした点で、端的に言いまして避難先です。単独被害の場合には県内、それから複合災害の場合には群馬県ということになっておりますが、この受け入れ先の自治体がどういうふうな今、答えをしているのか。先ほどの答弁ですと、受け入れ先の自治体の体制の問題ということもありましたので、その状況が今どうなっているのか、答弁を頂きたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

町の広域避難計画を策定する上で、受け入れ市町、避難先の市町の状況はというところがございますけれども、現在、県の計画にも載せてございます群馬県の5市、こちらにつきましては公表をしていただいても結構だということまでは了解を得ましたので、県のほうもこうした受け入れ先の市町、市のところを載せさせていただいているというところがございます。

今後、町としましても、この受け入れ先と細かい協議を個別にしていくというところに、段階に入っております、具体的な避難先であるとか、その避難先に向かう前に一時立ち寄る場所であるとか、ランドマークですね、そうしたところも詳細なことを詰めていきたい。それから、避難先、避難所に移動したところで、受け入れ先と吉田町の町民の方々のマッチングをしていくかということも含めて協議をいただいているというところがございますが、現在、そうしたところも受け入れ市町の状況もございますので、まだこの場でお話をできるという段階ではございませんけれども、今後、詳細なことを詰めまして、それが決まれば、また当町の広域避難計画のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

まだ、この県の避難計画については、この町内の皆さんも中身については余り承知をしていないんじゃないかなというふうに思います。私がばらばら見た段階でいろいろ疑問点がありますので、その点について何点か質問をさせていただきたいと思います、

まず、この資料の1ページにありますように、大規模地震が起こった場合、すみません、単独災害の場合ですね、これが避難先1になります。それから、大規模地震等複合災害で起こった場合には避難先2というふうになっておりますけれども、大規模の複合災害の場合、地震の災害とか、それから津波の災害に加えて、原発の放射漏れの過酷事故が起こったときというような場合の計画になっています。このときの被害状況の中で避難をするんですが、このとき避難経路として大井川とかの橋や道路、高速道路のですね、そうした点は、地震によっては余り被害が出ていないと、通常に通れるというような想定になった上で、避難コースや避難先が決まってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員がおっしゃられるような橋梁につきましては、避難ルートとして定めているルート上の、例えば大井川の橋であるとか、そういったところにつきましては、耐震であるとか災害が起きて落橋しないというような形の中でルートを定めているというところがございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

原発で過酷事故が起こって全面緊急事態ということになった場合に、5キロ圏の人は避難をする、それから30キロ圏内の人は屋内退避をするというふうに先ほど答弁でもいただきましたが、この場合の過酷事故というのはどういう事態を言っているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

過酷事故というところでございますけれども、広く一般的に、想定していた手段では原子炉施設を制御することができなくなる状態と、いわゆる安全に制御して事故を収束させることができず、炉心あるいは核燃料が重大な損傷を受けるというような事故であると認識をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

放射能漏れの事故が起こった場合に、屋内退避ということのそうした情報は国のほうから指示があるというふうに先ほど答弁がありましたけれども、具体的にそうした状況について今こういう状態、浜岡原発がこういう状態、地震の状況と被害がこういう状態ということで、町のほうから逐一そういう情報が町民のほうに今の状況が知らされるということになるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほど、町長の答弁のほうからもありましたとおり、原子力災害が起きたときに3つの段階の体制になるというところでございますが、国のほうにつきましても、現地のほうで対策本部を設置すると。町のほうも、この当町のところに災害対策本部を設置するというところでございますけれども、国のほうの対策本部のほうから情報が届けば、その都度、町のほうも情報を流していきたいというふうに考えてございます。流す方法としまして、同報無線を使ったり防災メールもありますので、そうしたもの、それから広報車も使って逐次情報を提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

放射能がこちらに流れてくることが予想される前に屋内退避ということで、被害を最小限に抑えるというような答弁をいただきましたが、例えば今の話の中で500マイクロシーベルト／1時間当たり、こうしたレベルになった場合は退避ということになっていきますけれども、500マイクロシーベルト／1時間当たり、これは今の放射能レベルでいうとどういう状態なのか、具体的にちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

避難の基準となっている500マイクロシーベルト／hというところでございますけれども、この基準につきましても、広く緊急時防護措置という措置でございますけれども、この基準は関係の自治体が広域避難計画を策定をするというための前提条件として、国の指針で定められた基準でございます。

まず、500マイクロシーベルトに達する以前に20マイクロシーベルトに達したときは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるというところで一時移転という形にはなるということも示されております。これ以上、その結果に基づいて、また500になれば、そうした時点で即時に立ち退きの避難ということになると思います。こうした中で、強い線量の中を被曝をしながら

避難をするということではないというところでは認識をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

話を進めますが、避難先が群馬県ということになっていまして、避難方法としては資料の3ページの下のほうにあります。自家用車あるいはバスなどで避難をするというふうになっておりますけれども、例えば、いきなり自家用車で群馬県まで行けというふうに言われてもガソリンがもたないわけで、そうした燃料の手当てというのはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

避難時の燃料の件でございますが、これについては県の計画でも今後の課題としまして、避難経路沿いの燃料の確保ということを経後の課題というところで挙げております。こうしたところもありまして、県と連携をしながら、そうした確保の手段についてはさらに協議を進めてまいると。県のほうにつきましても協議をしていって、どういうふうにしていくかということも今後、決め定められるというようなものと考えております。

ただ、町民の皆さんにも有事の際に備えて、自家用車につきましては常に満タンにしておくというようなところもお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

なかなかガソリンを買うお金もままならないような状況はあるものですから、なかなかいつも満タンというわけにはいかないんですけれども。自家用車と同時に、自分の車、自力では行けないような人についてはバスを用意するというふうには書いてありますけれども、吉田町の場合、何人分、何台ぐらいのバスが必要になるのか。当然、運転手もついてくるわけですが、そういう想定はどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

広域の避難というところでは、原則的には自家用車で家族乗り合いで避難をしていただくというところを原則としております。そんな中で、自力で避難ができない方々、こういった方々につきましては、町内に設定する集会所に一時的に集合していただいて、そこからバスで避難をさせていただくというような形になります。

ただいま議員がおっしゃられたように、バスの台数であるとか人数につきましては、平成二十七、八年に県がまとめた実態調査等もございしますが、そこで行きますと、吉田町においてはバスでの想定避難者数は約3,300人、それから想定されるバスの台数は約70台というところで結果が出ておりますけれども、この実態調査につきましては、あくまでも各市町が広域避難計画をより実効性のあるためにつくっていただくというふうなところで行った基礎資料ということでございます。それから、あくまでも目安としていただいものでございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

なかなか実際に大規模な地震が起こった、あるいは津波が押し寄せた、家屋が倒壊をしたという状況の中で、自分の車で逃げる、あるいは集合場所に集まる、そういうのが非常に今、困難な状況にあると思います。茨城県の東海第2原発の30キロ圏内の状況について、新聞報道ですけれども、96万人の人口密集地というふうに言われておりますが、この浜岡の地域についても30キロ圏内で94万人という人口、大差ないわけですが、茨城県の場合にはバスが3,000台、それから運転手の提供も県のほうで要請をしているというふうに報道では書かれていました。

しかし、茨城県の県のバス協会というところでは3,000台の提供は不可能だと。あるいは放射能が出た場合、運転手の対応もできないというふうなバス業界は回答をしているんですね。そうしますと、静岡県で先ほどの答弁いただきました3,300人、バス70台というふうな想定、目安という話がありましたけれども、これは県のほうで一括、そうした交通手段を手配してもらって、車もバスも確実に吉田町に派遣をするということでの約束ができていくということを考えてよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） バスなどの避難手段の確保についてでございますけれども、町としまして、県と連携をしながら国の支援を受けて、県のほうも今、全国的にバスの確保というところも行っているようなことも聞いております。ただ、こうしたバスの台数であるとか、そうしたものが確保が困難な場合というようなときには、国のほうも支援をいただきながら、自衛隊それから海上保安庁、これらの車両、船舶、ヘリ等も含めて支援を要請をしていくということになると考えております。

それから、先ほど燃料の件、ちょっと追加をして申し上げさせていただきますと、国のほうは、こうした原子力災害に限らず大規模災害があった場合は、プッシュ支援というところで、被災地などに必要な物資、燃料も含めてプッシュ的な、こちらが要請しなくても支援をするというようなことになってございます。また、町としましては石油組合、そこと燃料の災害協定も結んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

昼間、子供たちが学校に行っている間に、こうした災害、事故が発生した場合、子供たちの安全確保という点、あるいは避難という点についてはどういうふうなことを想定をしているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

学校、児童・生徒の避難の確保というところだと思いますけれども、まず段階的にちょっと申し上げさせてもらいますと、警戒事態それから施設敷地の警戒事態、こうしたところになった場合は教育活動が中止されるということになると。これは、県の計画でもそうですし、町の計画もこういうふうにしていきたいと思っておりますが、こうしたときに教育活動を中止して保護者の方々に生徒・児童を引き渡すという形になります。それから、下校であるとか保護者への引き渡しができない生徒・児童につきましては、そのまま学校にとどめるというような

措置をとるということになります。

さらに、全面緊急事態、こうした事態になった場合は、速やかに児童・生徒を学校の中、あるいは自宅に戻った方々は屋内退避というような形になります。学校に残った生徒は校舎内で屋内退避をして、保護者への引き渡しは引き続き続けていくという形になります。

さらに、放射性物質が漏えいをしたという時点で避難の指示が出されるというところになりますけれども、こうした避難の指示が出た場合は、学校にとどまった生徒は教職員と一緒に徒歩などで集合場所に行っていていただいて、そこからバス等によって避難先に避難をするというような流れで、県のほうも計画になっております。町のほうもこうした流れでルールを決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

一人では屋内に出られないようなお年寄りの方や障害を持っている方、援護をする人が必要な方というのはいるわけですが、そういう人たちの避難については、町がどういうふうな、例えば指示をしてどういうふうな体制で、例えば集合場所に集まるとか、そうした点については何か計画をお持ちでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

要配慮者の避難の件だと思います。基本的には、在宅の要配慮者につきましては、家族と一緒に避難をしていただくことになるということになると思います。それから、家族と一緒にいらっしゃらない、例えばひとり暮らしの方、それから家族の支援が困難な要配慮者の方々につきましては、県も市町も課題としているところもございます。

こうした中で、町にも原子力災害に限らず、災害時の要配慮者避難支援計画というものがございますので、これを基本としつつ、避難のあり方、それから支援のあり方について県と協議を重ねて、町の広域避難計画のほうに反映をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

続いて、子供たちへの安定ヨウ素剤の配布について伺いたいと思うわけですが、今、子供たちへの安定ヨウ素剤については役場のほうで保管をされているというようなことで前回、お聞きをしました。

こうした事故が起こってから、そうした大変混乱をしている中で、安定ヨウ素剤を該当する子供たちに配布するということについては、非常に困難な状態があるんじゃないかなと思うわけですが、そうした服用の方法、お医者さんとか薬剤師さんとかの指示を受けてということが条件としてあると思うんですが、そうした方法を事前に丁寧に説明をしていただいて、事前に各家庭に配布をしていただくということがあれば、いざというときに有効に働くんじゃないかなというふうに考えていますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

安定ヨウ素剤の配布、それから服用の件だと思います。子供に限らず、安定ヨウ素剤の配

布につきましては、UPZ圏内は原則的に避難をするタイミングで安定ヨウ素剤を配布をするというふうになっております。国の指針でもそういうふう決められてございます。

こうした中で、県の計画もそういうふうな指針に基づいて計画がなされておりますが、これについては、まだまだ配布の時期それから服用の時期、こうしたところも県と協議をして計画に盛り込みたいというふうには思っておりますけれども、必要性につきましては国のほうで、配布、服用しなさいというふうな指示が出ますので、そのタイミングでは基本的には考えておりますけれども、まだまだ県とも協議を重ねながら配布、服用を進めていきたいと思っております。

議員がおっしゃられたように、事前配布というところもあるとは思いますが、現時点では事前配布をしたとしても、メリット、デメリットもありますし、避難をするときに配布するということもメリット、デメリットがあると思っておりますけれども、今の時点では、基本的には避難をするときに配布をするという基本的な考えで広域避難計画のほうに盛り込みたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

非常時にこうしたそれぞれの各家庭に安定ヨウ素剤の配布や説明というのは非常に困難だと思いますし、とても手が足りないんじゃないかなという考えがしていますけれども、たしか3年ぐらいの保存期間だというふうに思いますし、更新時期も来るんじゃないかと思っておりますけれども、そうしたときを利用して各家庭に説明、配布というものを事前にしておいていただければ、それだけ町の手間もそのときには省かれるし、有効な効果も出るんじゃないかなという気がいたします。

次に、今、屋内退避ということで、国からの指示でそういうことで避難をしようということの指示が出るというんですけれども、もしそうした場合に、自分は屋内退避、うちの中にいるよりも一時も早く逃げたほうが良いということで、勝手に国や町のそうした指示を守らずに避難をするという人が出るかもしれません。そうした場合に、その人たちについてどういうふうに、規制とか何か措置をする考えはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

言うなれば、町が定めさせていただいたルール以外で避難をされる方々というようなところだと思いますが、自主避難をされる方々も含めまして、なかなかそれぞれの町民の皆様の判断で避難をされるというところで、町としてこれを規制をするというところはなかなか難しいというふうに思っておりますけれども、ただ、町としましては、広域避難計画が策定されれば、丁寧にこうした流れで避難をしていただくというところを説明をしながら、御理解と御協力をいただけるように周知していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

資料の3ページに避難フローということで下のほうに書いてありますが、検査場所を通過をして放射性物質のスクリーニングを行うということで、その場所はこの資料の2ページのほ

うに、東名高速や新東名のパーキングエリアというようなことが例として書かれておりますけれども、例えばこうしたルートを通らずに検査をしたという証明を持ってない人が出た場合に、そうした要するにルール破りの人が出た場合に、その人はどうなるんでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

放射性物質が放出されて、ある程度の基準になったときに避難指示が出るというところで町民の皆様は避難をしてもらうわけでございますけれども、町民の皆さん全員が一斉に避難をするというところではなくて、こうした緊急時のモニタリングをやって、一定基準の数値になった区域から避難をしていただくというような形になります。

そうした中で避難する際には必ず県内の今、議員がおっしゃられた県が想定している場所で検査を行っていただくということは原則になります。ここを通過せずに避難地に行ったというところになりますと、国のほうの指針でも載っておりますけれども、そこの受け入れ先の市町、あるいは受け入れ先の都道府県が検査を行うというようなところを原則的にしているというところが指針のほうで示されてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今のお話ですと、放射性物質の濃度、度合いがどうなるかということで、たしか吉田町内では3カ所ですか、ということどこかに出ていたかな、そういうふうに地域を分けて避難ということになっていると思いますが、この吉田町20キロ平米の狭い地域ですから、それほど大きな差が多分ないんじゃないかと。同じような数値になって、一斉に退避ということになるんじゃないかなということが想定を私はするんですけれども、それはそれとして、例えば全町民3万人が全て退避するということは、相当の時間、手間暇もかかると思うんです。そうした場合に、そうした避難の指示や誘導というのは町の職員がやるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

避難の誘導というところでございますけれども、町の職員はもちろんですが、消防それから警察、自衛隊のほうも連携をしながらやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

地震や津波など、そういった複合の災害のときには、当然に負傷をする人、あるいは建物の下敷きになって助けを求める人等、そうした多くの被害者が出るのが予想をされるわけで、その対応としては、地元の消防団やあるいは自主防災会の方たちの積極的な活動がなくてはこうした救援というのは難しいわけですが、こうした災害に対する救援活動、同時にこうした人たちに、町の職員、消防団、自主防災会の人、こういう人たちの避難というのは結局、後回し、みんなが退避するまで自分たちは指示をして誘導をするという形になるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 職員につきましては、もちろん避難の指示が出れば避難の誘導もしますし、全員、その区域、避難が出た区域全体が避難をしていただけたかという

ころはそれぞれ消防、警察それから言いました自衛隊含めて、まだ自宅のほうに残っていないかというところは調べさせていただいて、それから職員等は避難をするということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

原発だけの単独災害であって、今の吉田町が特に被害が、それも建物被害とか自然被害がないという状態であれば、それほどそうした避難誘導というのは難しいことではないのかなとは思いますが、複合災害の場合、そうした自然災害の被害者の救済と同時に避難誘導というのは非常に困難ですし時間もかかる。そうした場合に、そうしたことをする人たちの被曝の状況も時間を追うごとによってひどくなるということで、非常に困難さが増してくるんじゃないかなという気がします。

こうした、私が今、疑問に思った点は、これは全部でなしにそれぞれの場合を想定した場合、同様な問題があるのかなということを考えて一つの例として、まだほかにもたくさんこうした課題というのは残っているんじゃないかなと思います。避難先の自治体の受け入れが決まったとしても、福島の例を見るとわかるように、一、二カ月の避難ということではあり得ないんですよね。何年かかるかわからないという避難生活を覚悟して、避難先での住宅とか設備もそうした想定で考えなければならぬし、長期的な避難を覚悟して避難をするということになると思うんですが、そうした場合、受け入れ先というのは県の計画では大体1カ月程度めどというふうに書いてあるんですけれども、そうした避難先へ行っても、果たしてそれで生活できるのかという心配があるんですけれども、そうした点は問題ないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃられたように、県の計画でも今ここに避難先として載っている、吉田町でいうと群馬県の5市、こちらのほうの避難の期間につきましては、原則として1カ月ということでございます。町の計画のほうにもそういうふうな形で載せさせていただきたいと思っております。

ただ、こうした中で避難が長引くという場合は、また県それから国の支援をいただきながら、ほかの避難場所、例えばアパートですとか、そうしたところを国のほうで手配をさせていただいて、引き続き戻れなければ避難生活を続けていくという形になっていくと思います。ですので、とにかく国の支援をいただきながら避難を滞りなくさせていただくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

国のほう、あるいは県のそうした避難計画というのを、実際にはなかなか今、現実的には非常に難しい問題が山積していますし、非常に実効性ある計画をつくるというのは困難性があると私は考えています。こうした避難計画を、要するに実効性のない中身の無い計画をつくった場合も含めてですが、国のほうの再稼働といったものを準備、条件づくりということに、悪く言えば利用されるというふうに私は考えます。

現に、計画を策定をしたというふうなことで御前崎市にも聞いたんですけれども、なかなか

か御前崎市も避難先の受け入れ条件がまだ十分整っていないというようなことも聞いております。先ほど答弁でもいただきましたが、現実、浜岡の原発の中には燃料体が約9,000体、今、使用済み、また未使用合わせて保存、保管はされているわけですし、そうした燃料体の事故が起こるかもしれないという事態に備えるためにも、そうした今の事故対策それから避難の問題、これも十分に検討しなければいけないことだと私は考えます。

先ほどの質問の最後にありました再稼働の事前了解の問題については、この新聞報道で、事前了解の範囲ということで報道されておりますけれども、吉田町を初めとして掛川市など11市町の同意が必要だということでの考えを示しています。住民が安心・安全のための原子力行政ということで進めるためにも、事前了解権を含む安全協定への変更ということで協議をぜひ進めていただきたいと私は要望をいたします。

安心な暮らしを実現するためにも、引き続き浜岡原発の再稼働には反対をし、廃炉を目指す声、そうしたものを一層強めていくということで、私も努力をしていきたいと思っております。そうした点で、もっともっと住みやすい吉田町にしていきたいと思っておりますので、これで質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、5番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大塚 邦子 君

○議長（八木 栄君） 引き続き一般質問を行います。

10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚邦子です。

私は、平成30年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、田村町長の行政運営についてお尋ねいたします。

初めに、田村町長が平成15年4月30日に町長に就任して15年が経過いたしました。その間、我が町を取り巻く社会情勢はさまざまあり、首長としての御苦勞もたくさんあったのではないかと察するところがございます。脈々と受け継がれてきた我が町の歴史は今も現在進行中であり、しかも大変厳しい環境に立たされており、首長の資質や責任というものが非常に重く問われているのではないかと考えておりますことを先に述べまして、質問に入りたいと思っております。

平成28年度から平成35年度までの8年間の町づくりの指針を定めた第5次吉田町総合計画では、我が町の将来像を「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」と描き、町

は津波防災町づくりの成果を活用したシーガーデンシティ構想への取り組みを本格化させております。

また、平成27年10月に策定された吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少を食い止め、地域社会の衰退に歯どめをかける命題への取り組みも行われており、シーガーデンシティ構想と地方創生の成否は我が町の将来を左右するものと私も注視をしているところでございます。

冒頭述べましたように、とりわけこの壮大な構想や戦略を達成するためには、お金も人材も必要となります。途中でやめることも許されませんし、やり遂げることが求められております。いわゆる責任であります。そこで、首長としてどのような資質が求められているのかというより必要であるのか、その点をお尋ねしたいと思うわけでございます。具体的にするために、以下の点における今後の行政運営についてお伺いいたします。

- 1、組織の機動力を生かす行政運営は。
- 2、産・学・民との協働（まちづくり公社、大学との連携事業等）は。
- 3、財源確保による財政の健全化は。
- 4、シティモーションの取り組みは。
- 5、次代を担う人づくり、教育（専門分野、科学技術への対応）は。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 田村町長の行政運営についての御質問のうち、1点目の組織の機動力を生かす行政運営はについてお答えします。

私が町長に就任した当時は、バブルがはじけ、地方分権社会に移行しようとする動きが活発になっている時期であり、地方自治体は従来からの国が示す方向を向いて動く中央集権型の運営から、みずからが考え、みずからの責任で、みずからの意思に従い、独自に施策展開を行う自立型の運営スタイルに転換を図るように求められている大きな節目を迎えておりました。

その大きな流れの中で、合併を選択した自治体も多かったわけですが、当町は合併の道を選択せずに単独での自治体運営の道を選択し、身の丈に合った堅実な経営に努め、自治体としての魅力を強める方策を講じながら将来を展望する行政運営を断行しておりました。

そうしたところ、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当町はそれまでに培ってきた安全・安心を一挙に失い、新たな安全・安心を手に入れなければならないという大きな課題を背負うこととなりました。あわせて、日本の人口が減少するという衝撃的な社会を迎える事態にも直面し、当町としても増え続けていた人口が減少するという過去に例のない局面と対峙せざるを得ないこととなりました。

まさに、私の町長就任間の15年余りの間というのは激動の連続といっても過言ではなく、この間はもちろんのこと、今、この時点においても首長としての選択が少しでも誤ってしまえば、自治体にとって取り返しのつかない結末を生んでしまう時代にあると実感しております。

こうした時代背景の中で、私は市町村合併に対しても、国の動向を初めとするさまざまなデータを収集して、当町の近未来の姿としてどのようにあることが望ましいかという判断を私自身で行い、単独で歩む趣旨と方針を組織全体に浸透させ、組織一丸となってこの難局を乗り

切る道を切り開いてまいりました。

また、東日本大震災発生によって当町に位置づけられた新たな安全・安心の創出という極めて困難な課題に対しましても、即座に情報収集を開始し、国の動向も見据えながら、収集した情報を踏まえ、首長としての大方針を決断するとともに、組織全体にその大方針を示して、限られた組織の力を十二分に発揮させるように柔軟な発想で必要な組織改編を行いながら、迅速に問題解決への取り組みを進めてまいりました。

これらの取り組みは、私の行政運営の特徴を顕著にあらわすものでございますので、特に御紹介させていただきましたが、これらの実践でこそが私がイメージしている組織の機動力を生かす行政運営の姿でございます。

幾多の先例のない課題を解決しなければならない時代に直面している現在の地方自治体の首長というものは、グローバルな視野を持って、必要な情報を収集できる能力を有し、みずから責任を持って決断し、先頭に立って実践し、結果にも責任を持つという姿勢を貫ける人物でなければ、よりよい行政運営はできないものと思っております。そして、その行政運営スタイルこそが、まさに私が目指し実践してきたところでございます。

新たな安全・安心の創出と新たな魅力あるにぎわいづくり等を一体的に進めるシーガーデンシティ構想の推進は、まだまだ道半ばでございます。当町にとりまして、先例もなく、他の自治体でも例を見ないこの取り組みを完成させるためには、私が貫いているこの行政運営スタイルを持続させる必要があると強く思い描いておりますので、もし町民の皆様のお許しをいただけるようであれば、いましばらく、この構想を実現するために全身全霊を傾けさせていただきたいと考えております。

次、2点目の産・学・民との協働（まちづくり公社、大学との連携事業等）はについてお答えします。

激変する社会情勢の中で、組織内の限られた力だけでよりよい吉田町を未来に引き継ぐことはできないだろうと自覚しているところでございます。このため、津波防災町づくりから取りかかりましたシーガーデンシティ構想の推進では、御質問にある産・学・民だけではなく、国や県などの官も加えての協働の手法を取り入れて、さまざまな委員会を組織して、新たな方策を見出し具現化してまいりました。

そして、新たな魅力あるにぎわいづくりに本格的に着手する段階を見据えて、企業や民間団体などの参画も得ながら、吉田町まちづくり公社も設立したほか、産・学・民・官の各会員の方々に委員をお引き受けいただいた吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会も組織して、これまで以上に産・学・民・官の協働を実践しているとともに、その協働の動きを進化させる取り組みも展望しているところでございます。

また、それ以外の福祉や健康づくり、子育て、教育、男女共同参画、国際交流など、さまざまな分野で産・学・民・官の協働の手法を取り入れながら事業推進を図っておりますが、今後はこの手法をさらに拡大をさせていかなければならないと考えております。

続きして、3点目の財源確保による財政の健全化はについてお答えします。

当町では、他の自治体では例を見ない大規模な津波防災対策を講じてまいりました。そして、現在もなお進めております。また、LED化を初めとする学校や公共施設などの省エネルギー化、小・中学校の全ての普通教室と特別教室へのエアコンの設置とトイレの洋式化なども先駆的に進めてまいりましたが、こうしたことを達成できたのは、毎年変化する国の政策や補

助制度などに関する情報をいち早く入手するとともに、確実に採択されるように働きかける努力を怠りなく行ったからでございます。

もし仮に、これらの事業を自主財源と起債だけで実施しようとするれば、すぐさま財政悪化を招き、国の指標である実質公債費比率や将来負担比率は危険とされる数値に陥ることは必至であります。必要な情報をいち早く入手し、国や県の補助事業採択を受ける努力を重ね、その上で有利な起債を活用するなどの財政運営テクニックを駆使することによって初めてなし得ることでございます。

今後ともこの手法を継続し、財政の健全性を保ちながら、町のため、町民の皆さんのためになる事業を、より速くそして着実に実施してまいり所存でございます。また、シーガーデンシティ構想を進める中で企業誘致も着実に進めており、税収の増加につながる道筋も残してまいりましたので、今後ともこうした取り組みを継続しながら、より一層弾力的な財政運営ができる基盤を固めてまいりたいと存じます。

次に、4点目のシティプロモーションの取り組みはについてお答えします。

昨今、自治体間の競争は激しさを増しており、多くの自治体がシティプロモーション活動に力を入れておりますが、当町も同様でございます。このシティプロモーションの活動の一環として、平成26年度には吉田町PR部長「よし吉」を誕生させ、多彩な活用を図りながら、町のPRに役立てております。

また、それぞれの担当部署におきましても、例えば下水道のマンホールをデザイン化した缶バッジや吉田中学校の生徒が描いた吉田町の魅力のデザインを施した缶バッジなども制作して、町を訪問された方々に提供するような地道なプロモーション活動も行っております。そして、御承知のとおり、ふるさと納税制度を活用したシティプロモーション活動にも力を注ぎ、町の魅力を全国に向けて発信し続けております。さらには、静岡中部連携中枢都市圏や公益財団法人するが企画観光局などに参画しながら、他の自治体や団体などと連携した広域的なプロモーション活動も展開しております。

また、今年度はラッピングバスの運行や首都圏における定住促進のためのブース出展なども実施するとともに、地域おこし協力隊員の派遣制度にもエントリーし、12月から2人の地域おこし協力隊員をお迎えすることができましたので、観光をテーマとするシティプロモーション活動や新たな情報発信の取り組みなどに貢献していただきたいと考えております。地域おこし協力隊員が加わってもらえることになり、新たな町の魅力を掘り起こせるのではないかと考えており、さらには町が発信する情報の質の向上にもつながるのではないかと大いに期待しているところでございます。そして、今後は地域おこし協力隊員の活動を吉田町観光協会や吉田町まちづくり公社の活動と連携をさせながら、一段と進化したシティプロモーション活動につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の次代を担う人づくり・教育（専門分野、科学技術への対応）はについてお答えします。

私は、今を生きる人にとって大きな役割は次代を担う人を育てることであるとと考えております。今でも生活の場にICTが自然に入り込んでいる状況ではありますが、現在の状況から推しはかりましても、AIと人間が共生するような時代が目前に迫っているのではないかと感じられる昨今でございます。

こうした世の中では、ICTやAIなどとともに生活する環境になれ親しんでいることや、

それらを容易に使いこなす技術を習得していることが社会に順応できる大きな要素になるのではないかと考えております。そして、そうした環境に適応するためには、基礎学力を確実に身につけ、自己の可能性を広げておくことが大切ではないかと考えております。

また、社会構造もさま変わりし、社会の中でみずからの生かし方も変化するのではないかと考えられ、今以上に個人の個性が尊重され、その個性が引き出されることによって専門性を身につけるチャンスを得て、社会で活躍できる人材へと成長できるようになるのではないかと考えております。

私は、この吉田町に生まれ育った子供たちみんながそうしたプロセスを歩むことができる環境を提供することが私の役割であると考えており、基礎学力を確実に身につけることで専門性を探求できる素地を養い、ますます進展する科学技術にも順応できる学習環境を築いてまいり所存でございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 町長から御答弁をいただいたところでございますが、少し再質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、冒頭、平成15年、町長が町政を担うことになったというようなお話をいただきまして、そこは組織の機動力についての答弁の中でございます。確かに平成15年の当初予算を見ますと、当初予算が77億7,000万円、決算は82億9,000万円、職員数は207人というような状況でした。平成29年の当初予算は114億9,000万円、決算では112億2,000万円ということで、大分ここで町の財政規模が大きくなっていることがわかります。また、職員数も224人と増えましたが、この間の少子化対策で保育士を増員したというような要因がございまして、こういうのは数字としてもあらわれているなどというのは実感しているところでございます。

町長が平成15年の合併の議論の中で、町長は合併を選ばなかったわけでありまして、そのときの答弁に、私も印象に残っていますけれども、吉田町が地方分権の受け皿となり得るか見きわめたいということをおっしゃっていますけれども、その点に関しては町長の所見をお伺いしたいと思いますけれども、達成されたということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そのように申し上げたことは私も重々承知しております。そして、15年以來の過程において、そのようになれる、地方分権の受け皿となれると、そのような吉田町というものをつくってまいりたいとずっとやってまいりました。

地方分権の受け皿になれるというふうなところでは、まだまだ道半ばであると思っております。まだまだ、吉田町の町民の皆さんはもちろんのこと、職員もそうでございますけれども、地方分権というものの本当の姿というものを自分たちでもって考える、自分たちの力で町をつくり、自分たちの町の運営に責任を持つと、そういうふうな体制をつくり上げるには、まだまだ道半ばであると思っております。ただ、確実にそのプロセスの中にあると思っております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） この224名の職員の皆さんが町政の112億の財政の事業を実施している、執行されているというところで、職員を一つにまとめて、しかも仕事を確実にしていくと

いうところでは、町長のリーダーシップについてはどのようなことをされているのか、教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁のなかでもですね、お話し申し上げたことでございますけれども、やはり一番大事なことは、首長がこの町をどういうふうな町にするんだと、その方針をはっきりと示して、それを町の職員の意識の中に植えつける、そして、職員をしてその方向に向けると、それが一番大事なことでありと私は思っております。

合併のときもそうございましたし、今回、平成23年3月に起きた東日本大震災の後の町の町づくりの方向というものを、津波防災町づくりを核としてやっていくというようなことをちゃんと皆様に宣言をし、その方向に意識を向けて、なおかつ組織の改編等につきましてもその都度やっております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

次に進めますけれども、産・学・民、ここに町長は官を入れて、国や県との協働も入れたという答弁がございまして、残念ながらまちづくり公社には触れていただけなかったもので、少しその点のことをお伺いしていきたいと思っております。

まちづくり公社、これは町長の答弁の中にあつたかと思っておりますが、限られた人材では大きな事業ができないというところで、多くの人材を動かすというか、協働するためにこのまちづくり公社が生まれたというふうに述べられておりますし、私もそう認識しております。まちづくり公社ができて2年半くらいたったと思うんですけれども、町長がこれはそういう目的、思いがあつて初めてつくった公社でございます。実際、公社の収入を見ますと、大体3,000万円ぐらいの収入がありまして、指定管理費を含めて収入の85%が町が負担をしているという状況になっているかと思っております。

町長は、この公社を設立されたわけでございますけれども、この公社を、ここに理事長もいらっしゃるといふことで、副町長がまちづくり公社の理事長になっておりますが、町はこの公社をつくることによつて何をしたいのかというところが、町民にちょっとわかりにくいというところがあるかと思っておりますが、町長は、まちづくり公社をどのように、まちづくり公社を設立して何をしようとしているのか、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 福祉の分野で社会福祉協議会がございまして。町が頭脳でいろいろ考えて、さまざまな政策を展開します。予算もつけます。そのようなものの具体的ないわば実行部隊というものが社会福祉協議会になるわけでございますけれども、ある程度、その相似形なものもまちづくり公社にはございまして。それ以外にもございまして、まず一つは町が考えたさまざまな政策等について、それを展開する、いわば実働部隊としての性格もございまして。そして、町が直接的には公的な面から難しいかなと、そのようなところについても、いわばまちづくり公社にやっていただくというわけでございます。具体的な実行部隊を、その実行を担うというのが基本的にはまちづくり公社であると考えていただいて結構であるということでございます。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

理事長が副町長でおられるということについては、町と公社とのかかわりについてはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まちづくり公社の立ち上げから、私、かかわっておりますので、私のほうからお答えをいたしますが、まちづくり公社の設立についての趣旨というのは、町長、申し上げたとおりでございます。

それで、まちづくり公社を設立する段階で町長が発起人となりまして、それで町内の商工会を初めとする産業団体等々、それから金融機関の皆様方とか、それから静岡文化芸術大学の教授などにも加わっていただきまして立ち上げた公社でございますが、その趣旨というのは、シーガーデンシティ構想を展開する中で、今後、にぎわいを創出する実行の主体となるものが必要だろうということで、なかなか行政であれば個々の魅力に特化してプロモーション活動を行っていくとか、そういうことがなかなかやりにくいというところもありまして、そういうところからまちづくり公社、民間の中でということで立ち上げさせていただいたものですが、この初期の段階で、設立を発起したのが町長でございまして、行政が立ち上げさせていただいたような公社でございましたので、なかなかそれを最初から民間の理事長を御就任いただいて、純然たる民間として運営をしていただくようなところには初期の段階ではなかなか難しいだろうと。

運営費用についても、そうした本格的な動きに移るまでは町が負担をしながら、特別職である副町長が理事長として軌道に乗せていくことが妥当であろうと、こういうような判断から、副町長が理事長というふうに現在なっているわけでございますが、これが最終的な形ではございませんので、できるだけ早く民間として動けるような組織に変えていくと、こういうところで現在、町もそうですが、まちづくり公社自体がそうした構想を持って運営に当たろうという矢先でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

まちづくり公社は2年半が経過したということの中で、今の理事の御答弁でございましたけれども、やはり設立をして2年半やってきて、それが今の御答弁のようにこれでいいというわけではないような御答弁でしたけれども、やはり今ここで2年半たって検証する必要があるのかなど。それは、やはり限られた人材、あるいは行政ではできないような事業を民間の力をかりてやってみて行っていきたい。しかも、それは理事ははっきりとシーガーデンシティ構想だと、町のにぎわいづくりだということをおっしゃったんですけども、やはり公社のいろんな事業、特に今までやってこられた中で、やっぱり町民に発信、町民にわかりやすいわけですね。

だから、公社が何をしたいのかということも含めて、そうしますと、シーガーデンシティ構想をやりたいということであれば、今度はそれに合った人材を入れていかなくてはいけないというふうに思います。だから、そういう意味において、町長ぜひ、まちづくり公社をこれから本格的に動かしていくのであれば、その点のところをやるべきではないかと私は思うんですけども、その点についてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま御質問いただいたとおりでございます、現在のまちづくり公社、きょうの最初の御質問者であった山口議員からも、結婚についてのテーマの御質問ありましたが、そうした結婚の動機づけのための婚活パーティーとか、そういうのもまちづくり公社として手がけていただいております、シーガーデンシティ構想に直接的に携わるといふだけのことを行っている現状ではなくて、いろんなことをやっていただいているわけですが。

中でも情報発信、それからそうした人口増加につながるような、そうした取り組みというのは町から委託金とか補助金も出しながら手がけていただいておりますので、そうしたところについては継続して活動していただきたいというふうには思っておりますが、本来の狙いは、シーガーデンシティ構想としてにぎわいづくりを行うような、そういう本当の民間として事業運営を行うような部分も多々出てくるということをお我々は構想しておりますので、そうした受け皿の一つとして、まちづくり公社がしっかりと自立して事業運営をできるというような、そういう組織体に強化していきたいというふうには思っておりますので、そういう面では人材も今の人材だけをもってそうしたことを考えようというわけではなくて、必要なものは必要なように変えていくということをお考えながら、今、次の段階に進めようというふうにはしているところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 町長にお伺いしたいんですけれども、これも答弁の中に入っていたんですけれども、やはり進化をしていく、あるいは拡大していかなければならないということで、産・学・民・官の協働を進めていくというような力強い言葉があったんですけれども、現在、公社の社員8名、8社ということで、今後やはりマンパワーが必要となるし、今、理事が言われたように、事業推進するに当たってはさまざまな人材、アイデアが必要だと思うんですね。

その点について、町長は、まちづくり公社を今後もっともっと社員を拡大するというような取り組みというのは考えておられるんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、塚本理事が答弁したとおりでございますけれども、まだ公社ができて2年でございます。確かに議員がおっしゃられるように、公社の活動等について公社って何なのか、公社って一体何をやっているのか、そういうことについては町民の皆さんに発信している情報量が非常に少ないことは事実でございます。

これ、大事なことでございますけれども、まず公がまちづくり公社の核をつくると。その核をつくる段階がまだ道半ばでございますので、これを早急にまずつくった上で、当然のことながらそれを担う人材を外部から招聘して理事長についていただくと、そういうふうな体制にいち早く移行できるように、当然のことながら、役場の人間ではなくて民間の中に、そういうような人間を物色して迎え入れようと、こんなふうには考えております。当然、そういうプロセスの中において必要な人材というものを、いわばまちづくり公社の職員として採用していく、そういうふうなことになるかと考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 採用していくのは公社だと思うので、町長がどうかかわりをす

るのかわかりませんが、やはり公社の自立性も尊重しながら、この公社をぜひともしっかりとした動きのある、そして町民にわかるような公社にしていきたいというふうにはお願いはさせていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 塚本理事の答弁にもございましたけれども、まちづくり公社というのは現在、町が進めておりますシーガーデンシティ構想の具現化の過程において、安全とにぎわいというものが生まれてまいります。そのにぎわいというものを具体的にいろいろな形で展開していくというふうなものが、いわばまちづくり公社の使命でございますので、それにふさわしい人材を迎えて、それにふさわしい事業展開ができるような、やはり組織体制を早急につくっていくと、これが、非常に今、我々に求められているものであると思っております。

それと同時に、当然のことながらシーガーデンシティ構想で皆様ににぎわいでございますので、シーガーデンシティ構想とは全く違ったところで事業展開をするのはちょっと困りますけれども、その中で軌を一にしているものであるならば全く問題はないと、そういう意味において当然のことながら、まちづくり公社の事業活動等についても大幅な自立性というものは当然、付与されるべきであると私は考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

そのようにお願いしたいと思っております。

次ですけれども、次代を担う人づくり・教育の話をしていただきました。町長は、町制60周年での御挨拶の中であるとか、あるいは最近も私は公の場で伺ったと思うんですけれども、町長は後人に夢を送るというような言葉、残しています。子供たちが吉田町で生まれ育ち、この町で夢がかなうというのは、これは最良の環境にあるというふうに私も思うわけでございます。

町長が、その人材、人を育てることを今、述べられまして、それはAIであるとか、プログラミングの言葉は出ませんでしたけれども、IT、ICT、IOTと、それからAIというふうには情報技術の進化はすさまじいものでありますので、そうした子供たちに学習の機会を与えるということについては、学習環境を整えるということは町長の責任としておやりになるということをお述べられましたけれども、その環境以外に町長がやらなければならないと、あるいは教育として必要であるというようなことで何かお考えはありますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 学習環境の整備以外でと、議員、何をおっしゃっているのか、それについてちょっとお願いします。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 町長は、本定例会の初日の行政報告の中でおっしゃられていたところをかいつまみますと、防潮堤の完成、それからTCP Triwins Planの推進を挙げて、新しい吉田町をつくると、こういうふうに述べられております。

こういうことを捉えると、やはりTCP Triwins Planの中で教員の多忙化を初め、子供たちの学習環境を整える中でWi-Fiの設置であるとか、そういったところで学習環境を整えているという御答弁だったと思うんですよ。そういうところのハードは整ったけれども、例えばプログラミング教育の推進であるとか、それを使いこなせる、町長も答弁

でおっしゃっていますよね、使いこなす技術というのが今度必要になりますよね。その点についてのお考えがありますかという質問です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員から二つございますので、まず学習環境の整備のほうから申し上げますと、当然のことながら、これからICTを使った、またAIを使った授業というものが今後、非常に容量として増えてまいります。そのため、考えますと、今の吉田町の小・中学校のWi-Fiは、今回の補正予算で職員室等にはWi-Fiは導入されますけれども、それぞれの教室にはWi-Fiは整備されておられません。これは、できる限り早急にWi-Fiを全ての部屋に、全ての教室に取りつけます。

それは、なぜWi-Fiを取りつけるかという点、基本的にはWi-FiというものがそのようなICTであるとかAIの基礎的な環境整備になりますので、これをしなければさまざまな授業等が展開できないと、科学技術を取り入れた授業が展開できないものでありますから、その基礎的な環境整備としてWi-Fiを全て各部屋に取り付けたいと考えております。

それから、プログラミングの教育の問題でございますけれども、これは内容に入りますので、私が余り立ち入って話すことは問題があるかもしれませんけれども、当然のことながらプログラミング教育についてはそれに専門の人間が入ってこななければなりません。まず、先生方にプログラミング教育の何たるかを理解してもらい、それについてそれなりのことができるようになっていただくと。

そういうふうなことを環境の整備するためには、プログラミング教育でそういうプログラミングそのものに通じた人間というものも、当然のことながらその教育の中のことの専門家としてやはり招聘し、先生方にそういうようなものを教えていただくと、そういうふうなことも必要ではないかと私は考えています。

○議長（八木 栄君） 傍聴の方、報道の方、私語はちょっと慎んでくださいね。よく聞こえますので、ここ。

教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） プログラミング教育ということで、教育委員会の所掌にもかかわることですので、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども、平成29年3月に学習指導要領というものが変わって、平成32年度から小学校でプログラミング教育というものを導入していこうというようなこととなっております。

それで、我々もそれに向けまして、さまざまな準備を進めているところでありますけれども、そういった中で、今、町長のほうからもありましたけれども、これまで学校の先生というのは指導したこともないというような分野を新たに指導していただきたいというような要請が来ていますことから、では一体プログラミング教育って何の目的でやるのかということでもありますとか、実際、授業の中でどういった手法でやることができるのかというようなことを今、順次研修を行ったり、先般では自彊小学校のほうでドローンを活用したプログラミングの実例なんかも業者の方にお越しいただいて、授業方法であるとか、そういったものを現在、学んでいるところがございますので、順次こういったことを通じて、学校の先生方がプログラミング教育の指導に自信を持って当たれるような環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

きょう、町長から冒頭、答弁をいただきました。その関連ですけれども、これまた、町長、平成30年度の施政方針に振り返りますと、ちょっと有名になりましたけれども、全身全霊をかけてという、何か名言だと思いますけれども、全身全霊で防潮堤のかさ上げ、シーガーデンシティ構想に取り組むと述べられております。また、本定例会の初日で、繰り返しになりますけれども、新しい吉田町をつくるというふうに、こういうふうに述べられております。

防災とにぎわいづくりを一体化させたシーガーデンシティ構想について、町長の思いをたくさん伺ったわけでございますけれども、現在、防潮堤の川尻工区の事業が着手され、また多目的広場の、これも完成も見ようとしております。今後ですけれども、今後、浜田の土地区画整理事業で生まれた土地の有効活用ですね、そこがシーガーデンシティ構想の重点施策になるというようなことも過去の私の一般質問の答弁で述べていただいております。

そうしたこととか、あと防潮堤の住吉工区の事業着手も望まれる声も大きくございます。構想を実現させることが町民の期待であり、町長の責任であると私は捉えておるところでございます。町長の任期がもう迫っておりますけれども、再度、当初の答弁でもございましたけれども、明確に所信のほうを述べていただきたいというふうに思いますので、再度伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） シーガーデンシティ構想というものは、これまで何度もお話ししておりますけれども、この町が持っていた安全というものが一挙に失われ、この町がまさに緊急存亡の崖っ縁に立たされたのは東日本大震災そのものでございます。安全がないところでは安心して生活することもできませんし、また企業等も安心して生産活動を営むこともできません。基本的には、趨勢として考えれば当然のことながら、何の手も打たなければこの町はいわば衰退の道をたどる。現在、うちの町もその中にあります都市間競争にも勝てないと。こういう基礎的なところが全く整備されていなければ、まさに都市間競争の中の敗者としてうちの町はなっていく、これは必定でございます。

そのためには、何はともあれ、この町が東日本大震災で失った安全というものをもう一度手にする。それによって、初めていわばこの町というものが、町民というものが安心して暮らすことができる。そして、企業というものが安心して生産活動を図ることができる。これまでの町の町づくりの方針であった豊かで勢いのある町、これをさらに増強し、さらに強め、そして津波防災町づくりのプロセスの中でできる海浜回廊であるとか、防潮堤等であるとか、それから防災ステーションであるとか、そういうものによってにぎわいというものも生まれてくる。

二つのものを当然しなければなりません。それがあって、初めてこの町というものが、いわば都市間競争の中で勝者としての、恐らく資格を身につける必要不可欠の条件であると思っております。それがなければ、先ほど申し上げたとおり、うちの町は勝者となることができず、敗者としての道を歩まなければならない。

そのためには、現在やっております川尻工区の防潮堤はもちろんのことでございますけれども、多目的広場の整備、また漁港のL2対応化、それから住吉工区の防潮堤の整備、それから大井川の堤防のかさ上げ、これがあって初めて、うちの町というものが安全というものを手にすることができます。恐らく南海トラフの巨大地震が起きて、この町に巨大な津波が押し寄

せる。要は、太平洋沿岸に位置する町は全てその対象になるわけでございますけれども、うちの町であるとか、それから浜松であるとか、いろいろなところやっておりますけれども、完璧にそれに対して備える町というものはいまだかつてございません。

うちの町もまだ道半ばでございます。例えば、住吉工区の場合にはもはや冠水と同じような防潮堤の整備となれば、防潮堤の背後には全ての土地は民有地となっております。その買い上げも含めて、整備については莫大な金がかかります。その財源の手当も含めて、全て私の肩にかかっておりますので、全身全霊をかけてという表現を使ったわけでございます。そのめどをつけるためには、次の4年間もどうしても必要でございますので、答弁の中で申し上げましたとおり、町民の皆様のお許しを得るならば、次の4年間もこの町の町政運営というものをやらせていただきたいと、そんなふうに思っております。

本当に厳しいボールであると思っております。いつか、どなたかの答弁で申し上げたことがございますけれども、嵐の中で針の穴に糸を通すようないわば作業であると私、思っておりますけれども、これを何ともしなければ、この町は将来的には恐らく衰勢の道をたどらざるを得ないと考えておりますので、何ともしも財源の手当をつけなければならないと。そのためには、次の4年間、どうしても必要でございますので、ぜひとも町民の皆様のお許しを得るならば、次の4年間も担わせていただきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 大変、田村町長の行政運営について聞いてまいりましたけれども、繰り返しは述べませんけれども、まだまだこれは途中であるというふうに町民も思うわけでございます。ぜひとも、言ったことは最後までやり遂げていただく、首長としての責任を果たしてもらいたいというふうにお願いをいたします。

ピンチはチャンスと捉え、取り組んでこられた田村町政でございますが、その行政の姿勢が町民の信頼となるというふうに私は確信しております。どうぞ、吉田町のために御尽力いただきたいことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、10番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時05分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 山内 均 君

○議長（八木 栄君） 引き続き一般質問を行います。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番(山内 均君) 6番、山内 均でございます。

私は、さきに通告をいたしました吉田町ラーニングプランの総括について質問をさせていただきます。

質問をするに先立ちまして、吉田町ラーニングプラン、これの町から提出いただきました資料の中に趣旨が入っています。その趣旨をまず最初に読み上げて、その趣旨に沿った質問をさせていただきます。平成26年度から29年度にかけて、吉田町教育委員会が行った吉田町ラーニングプランについての質問でございます。

ラーニングプランの中では、総論として学習指導要領に定める確かな学力の向上のためには、学校での授業改善、教師の指導力、授業力の向上を基盤としつつ、児童・生徒を取り巻く家庭や幼稚園、保育園、地域で取り組みを実施していかなければならないと考える。そこで、この吉田町ラーニングプランでは、確かな学力の向上のために取り組むべき事業を挙げ、教育委員会はその全ての取り組みに対して支援を行うものとする定められております。

内容です。

分野ごとの取り組みについては、学校の取り組み。内容では、1として授業力の向上、2、声の対応の充実、3、家庭学習の支援。

2番目といたしまして、家庭の取り組み。1は、家庭学習の見届け、親と子のコミュニケーションの充実、3、親の学びの充実。

3番目は、幼稚園、保育園の取り組み。1、学ぶ力の土台づくり、2、保護者との連携の充実、3、本とのふれあいの充実。

4番目は、社会教育の取り組みです。1は、家庭教育学級の充実、2、学校支援地域本部事業の充実、3、読書活動の充実。

5番目としては、教育委員会の取り組みです。教育委員会は、独自の取り組みを実施しつつ、学校、家庭、幼稚園、保育園、社会教育、図書館の全ての取り組みを支援するものとする。内容では、1が学校への支援、指導の充実。2が保護者への支援、連携の充実。3が学力向上の検証と評価の充実です。

これが、ラーニングプランの趣旨に書きこまれております。そこで質問に入ります。

平成19年度から始まった全国学力、学習状況調査において、平成25年4月に実施された調査の結果、静岡県の小学校6年生の全国順位は国語が全国最下位、ほかの3科目も36位という結果になった。中学3年生の順位も低下傾向を示した。吉田町内の小・中学校でも同様な傾向が示された。

この調査結果を踏まえ、町内小・中学校の学力向上を図るため、吉田町では平成26年度から平成29年度までの4年間、吉田町ラーニングプランを策定し事業を進めてきた。

その結果、平成29年度においては、小学校では全ての科目で全国平均を上回った。一方、中学校では全ての科目で全国平均を下回った。

平成30年度です。全国学力、学習調査結果が公表された。参考資料をつけました。見てください。小学校では、理科が全国平均を上回った。中学校では、国語Bが全国平均を上回ったが、その他は全国平均を下回る結果が出た。

この結果は、ラーニングプランの目標を達成したわけではない。

予算においては、平成26年度、約2,000万円、平成27年度、約1,000万円、平成28年度、約1,300万円、平成29年度、約1,700万円の予算が計上されている。

また、この間、ベネッセの総合学力調査を毎年4月と11月に実施してきたことや静岡大学との提携による確かな学力向上に向けた取り組みを行ってきた。

ここで、改めて4年間の総括をする必要があると考える。そこで質問をする。

- 1、ラーニングプランに費やした費用の年度ごとの内容と具体的内容は。
- 2、ベネッセに期待した役割と成果に対する評価は。
- 3、静岡大学との提携の役割と成果に対する評価は。
- 4、ラーニングプラン推進中における、教師、児童・生徒からの意見等の反映は。
- 5、ラーニングプラン全体に対する教育委員会としての総括は。
- 6、ラーニングプラン全体に対する町長としての総括は。

以上、質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） ラーニングプランの総括についての御質問のうち、1点目のラーニングプランに費やした費用の年度ごとの内訳と具体的内容についてはお答えします。

まず、平成26年度における費用とその内訳ですが、平成26年度は総額で2,000万円を支出しております。これは、全額、静岡大学への学力向上事業委託料でございます。

具体的な内容としては、大きく5点ございます。

1点目は、教員の指導力向上を目的とした特任教授2名の各校派遣です。学校全体の研修意識の向上や教員一人一人の授業力の向上を目的として、静岡大学の特任教授2名を教育委員会事務局の嘱託指導主事として派遣していただき、町内小・中学校の校内研修を通じた授業づくりに直接参画していただきました。

2点目は、吉田町学力学習状況調査の実施でございます。本取り組みは、教員の授業力向上及び子供の学力の向上を目的として、年2回実施いたしました。

3点目は、家庭学習の手引きの作成、配布でございます。子供の教育は学校と家庭との両輪で進めていく必要があります。また、学校だけで定着が困難なことや、反復して行うことで身につくものもあります。こうしたことから、家庭学習の目安の時間やお勧めの内容、さらに自分で目標を立て、実行し、振り返るといったPDCAサイクルを回しながら家庭学習を行えるような工夫をした手引きを作成し、全児童・生徒へ配布しました。

4点目は、補充学習の実施でございます。授業だけでは定着が難しい内容や、反復練習をすることで定着が一層確かとなる内容もあるため、授業時間だけではなく、放課後や土曜日、長期休業日を活用した補充学習を実施いたしました。

5点目は、ラーニングプラン実施委員会の開催でございます。1点目から4点目までの取り組みの進捗状況を、関係者間で共有しながら進めていくための会議を定期的開催いたしました。

次に、平成27年度でございますが、総額といたしまして1,192万1,720円を支出しております。内訳といたしましては、静岡大学への学力向上事業委託料として523万656円、ベネッセコーポレーションへの学力テスト業務委託料として532万1,750円。そのほか、講師謝礼金及び家庭学習の手引き印刷製本費として136万9,314円でございます。

具体的な取り組み内容としては、平成26年度と同様ですが、嘱託指導主事へのパソコンの

導入などの初期投資分の減及び静岡大学が担ってきた学力調査の実施を、町教育委員会が直接ベネッセコーポレーションと委託契約を結ぶ方法へと転換したため、総額及び内訳に違いが出ております。

次に、平成28年度でございますが、総額といたしまして1,326万8,174円を支出しております。内訳でございますが、ベネッセコーポレーションへの公設学習塾支援業務委託料として148万7,700円、同じく学力調査業務委託料として490万7,700円、静岡大学への学力向上事業委託料として27万2,160円、ラーニングプラン指導員賃金として397万4,100円、講師謝礼金や印刷製本費として262万6,514円でございます。

具体的な内容としては、平成26年度、平成27年度と概ね同様でございますけれども、静岡大学が担ってきた業務を、さらに町教育委員会が直接実施する事業へと転換したため、総額及び内訳に違いが出ております。

次に、最終年度となります平成29年度でございますが、総額といたしまして1,470万1,874円支出をしております。内訳でございますが、ベネッセコーポレーションへの公設学習塾支援業務委託料として207万9,500円、同じく学力調査業務委託料として559万8,950円、静岡大学への学力向上事業委託料として27万2,160円、ラーニングプラン指導員賃金として417万4,300円、講師謝礼金及び印刷製本費として257万6,964円でございます。具体的な内容としては、平成28年度と概ね同様となっております。

次に、2点目のベネッセに期待した役割と成果に対する評価はについてお答えいたします。

教育委員会では、平成27年度から株式会社ベネッセコーポレーションと委託契約を結び、年2回の吉田町学力学習状況調査の実施及びその結果の分析、また土曜日に実施してまいりました公設学習塾の運営を委託してまいりました。その役割と成果についてお答えさせていただく前に、まず本施策に関する教育委員会のそもそもの狙いから御説明させていただきたいと思っております。

初めに、年2回の学力調査についてです。議員も御承知のとおり各教科の授業は、小学校であれば45分、中学校であれば50分で行われますが、基本的な授業は、冒頭5分程度の導入、本時の中心となる30分程度の展開、最後10分程度のまとめという構成で考えられ、その際、指導内容や子供たちの実態に応じてどのような課題や教材を提示するか、どのような発問をするか、一斉授業とするか、グループでの話し合いを取り入れるか、最後のまとめは書かせるのか、発表させるのかなどといった入念な授業準備のもとに行われております。

こうした構成を考える際に重要となる1つが子供たちの実態でございます。自分が教える子供たちがどのような実態にあるのかによって、発問や指導方法も変わってきます。そして、その実態に応じた指導の結果、自分の指導がどうだったのかを振り返ることも大切です。これまでこうした実態や、自身の指導を振り返る機会というのが、自身の経験や感覚をもとに行われることが多く、当然、専門性を持った教員としての経験や感覚も大切なものですが、さらに客観的な数字として見て取れる学力調査を活用することで、効率よく効果的に授業改善を行えると考え、年2回の学力調査を実施してまいりました。

4月に行われる1回目は、児童・生徒の前年度までの学習内容の定着度を測るものであり、この結果をもとに子供の実態を把握し、教員はその年度の授業を考える機会とする。そして、11月に行われる2回目は、実施年度の学習内容の定着度を測るものであり、教員はこれまで自身の指導の結果、何が身について何が身につかなかったのかを的確に把握し、自身の指導のあ

り方を見直す機会とすることが可能となると考えて実施してきたところでございます。

また、児童の側からも学力調査の結果をもとに、自分の不得意分野を把握し、学校生活や家庭学習につなげていくことで不得意分野の克服につながるものと期待をいたしました。

次に、公設学習塾の狙いについてですが、1つは土曜日に開催することで学習習慣の定着を図ること、さらに吉田町学力学習状況調査における不得意分野を集中的に学習する機会を設けることで、効率的に学習し全体的な学力の向上につなげていくことを期待したところです。

その上で、株式会社ベネッセコーポレーションは、国内でも有数の教育を専門に取り扱う企業であり、教育委員会としてはこうした企業の知見を生かした学力調査問題の提供及び分析、さらに分析に基づいた公設学習塾におけるテキストの提供を期待いたしました。

その成果ですが、ベネッセからは専門性を生かした年2回の学習指導要領に基づいた調査問題の提供、採点、分析を行っていただき、また分析の結果、当町の子供たちの平均正答率の低かった問題をテキスト化し、公設学習塾において提供していただきました。教育委員会としては、ベネッセは委託契約に基づき、その知見も生かしながら、期待したとおりの業務を実施していただいたものと考えております。

次に、3点目の静岡大学との提携の役割と成果に対する評価はについてお答えいたします。

1点目の御質問でお答えさせていただきましたが、静岡大学とは平成26年度より提携をしながら当町の子供たちの学力の向上のために数々の取り組みをしてまいりました。

静岡大学との提携の目的としては、同大学教育学部のこれまでの教育実践の蓄積に基づいたさまざまな対応策の提案及び助言、そしてそれを通じた町教育委員会の指導機能の強化と、それに基づく当町の教育改革の実現でした。特に、同大学教育学部の村山教授に中心となってかかわっていただきましたが、村山教授には平成26年度からラーニングプラン全体の進捗状況の共有などを行うために設置したラーニングプラン実施委員会の委員長として、ラーニングプラン全体に対して御指導をいただきました。

その中で、平成26年度から取り組んだのが外部講師の学校派遣、補助教員の雇用、静岡大学特任教授の町の嘱託指導主事としての派遣、放課後、土曜、夏季休業中における補充学習の実施、家庭学習の手引きの作成、配布でございます。

なお、ラーニングプランを推進していくのはプランを策定した教育委員会の責務であることから、委託契約の金額の推移でもおわかりいただけるように、年度を追うごとに静岡大学を主体とした実施から教育委員会を主体とした実施へと移行してきております。

したがって、平成26年度から平成29年度の間で町教育委員会と静岡大学とのかかわり方は大きく違ってきておりますが、ラーニングプラン策定当初に静岡大学の協力を得ながらさまざまな手だてを講じてきたことが、円滑な授業の実施、教職員の授業改善の意識の向上など、ラーニングプランの取り組みの前進に寄与したと考えており、また町で主体的に本プランを運営するようになってきた平成28年度以降においても、村山教授の講演や学校への指導、助言を通じて、その取り組みの推進に御尽力いただきました。

次に、4点目のラーニングプラン推進中における、教師、児童・生徒からの意見等の反映はについてお答えいたします。

まず、教師からの意見等の反映についてお答えさせていただきます。ラーニングプランの推進に当たっては、プラン実施の平成26年度より村山教授を委員長とする吉田町ラーニングプラン実施委員会、そしてその下部組織としてラーニングプラン担当者会議を設置し、取り組み

状況の確認、児童・生徒の学習時間の様子、そのための改善策などの話し合いを行ってまいりました。

その中で、吉田町ラーニングプラン実施委員会には、町内4校の校長、ラーニングプラン担当者会議には、町内4校の学力向上担当教員がメンバーとして所属しておりましたので、その都度、学校の状況を把握し、意見交換をしながら実施をしてきたところでございます。

次に、児童・生徒からの意見等の反映についてですが、ラーニングプランの具体的な施策の多くは教員の授業改善を主眼として実施しているものであり、そもそも児童・生徒に対して意見等を求める種類の取り組みでないものも多くあるため、全体として意見聴取をしているということとはございません。ただし、例えば、希望者の参加ではありますが、公設学習塾では教育委員会として児童・生徒へのアンケート調査や保護者へのアンケート調査を実施しており、その中で得られた意見を反映して教科数を増やすなどの対応を講じてまいりました。

次に、5点目のラーニングプラン全体に対する教育委員会としての総括はについてお答えします。

議員御承知のとおり、吉田町ラーニングプランは、学校や家庭、幼稚園、保育園、社会教育、教育委員会など、教育にかかわる主体がそれぞれの取り組みを行うことで、町全体の教育意識を高めるとともに、教育力を高めるという理念のもとで作成されております。

教育委員会としては、こうした関係する人たちがチームとなって、子供の教育を考え、実践していくという考え方自体は妥当であると考えております。その上で、議員からも御指摘がありましたとおり、小学校ではラーニングプランの目標を達成することができましたので、当初の見込みどおりプランの取り組みの成果が見られたという判断ができようかと思っております。

一方、中学校では、ラーニングプランの目標を達成することができませんでしたが、その具体に目を向けてみますと成果も見取することができます。例えば、学力定着に課題を抱える生徒が減少したこと、そして平成29年度の3年生は、全国学力学習状況調査では全国の平均正答率を上回ることはできませんでしたが、平成29年度の2回目の吉田町学力学習状況調査では平成26年度から実施してきて初めて、数学と理科で全国平均を上回ることができたことなど、生徒の力は徐々に身につけてきているものと判断できます。

こうした成果と課題が見られたラーニングプランの取り組みですが、実施してきた中で教育委員会の反省点としては、大きく2つございます。

1つ目は、当初描いていた関係する主体が全体として子供の教育にかかわるといった横のつながりを意識した仕組みや取り組みが不十分であったことです。特に、学校教育との両輪である家庭との連携、家庭教育の充実のための取り組みの推進という面が弱かったと考えております。

例えば、平日の家庭学習の状況について見てみますと、特に中学校については、1時間以上の家庭学習を行っている生徒の割合が全国よりも低い傾向にあり、2時間以上や3時間以上の家庭学習を行っている生徒の割合はそのあらわれが顕著であります。そうした中で、家庭での時間をSNSやインターネット、ゲームに費やしている生徒も多くありますが、1日当たりのゲームの時間や1日当たりの携帯電話やインターネットの使用時間が短いほど学力調査の平均正答率が高く、ゲームをする時間や携帯電話の使用時間などが長ければ長いほど平均正答率が低くなる傾向を見て取ることができ、家庭での時間の過ごし方が学力調査の結果にも直結す

るなど、確かな学力の育成には家庭との連携が不可欠であると改めて感じました。今後、家庭と連携した取り組みの充実や家庭学習の習慣化につながる取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

2つ目は、教育委員会及び学校の取り組みの中の授業改善に関する取り組みのサイクルが、特に中学校において当初の想定通りに回らなかったということです。中学校における取組状況を見てみますと、授業改善に向けた校内研修の実施回数や、それに合わせた外部講師の招聘などについては、小学校とそう大きく隔たりがあるわけではありませんが、その結果としての授業のあり方に課題が見られました。

具体的には、見通しを持った授業が行われている、授業において生徒の間に話し合う活動が行われている、課題解決型の授業が行われていると回答する生徒が、経年比較で見ると減少傾向にあり、校内研修などの実施が授業改善に結びついていないと分析することができます。

したがって、これまで授業改善に役立ててもらうために教育委員会が実施してきた外部講師の派遣、そして吉田町学力学習状況調査の実施については、そのあり方を見直す必要があると考えております。

そのうち、吉田町学力学習状況調査については、本年5月から実施をした教職員との車座対話においても、中学校の教員からは、その結果を生かし切れていないという意見が多かったところです。その理由としては大きく3つあり、1つ目は調査を分析する時間的余裕がないこと、2つ目は調査に基づくデータが大量であり、それを活用しきることが困難なこと、3つ目は、自分たちで分析すると自分のできる範囲で対応策を考えてしまい対応策が固定化してしまうことといったことでした。

今後、教育委員会としては、こうした意見を踏まえ、さらに学校とも協議をしながらそのあり方を検討してまいります。

なお、ラーニングプランにおいては、授業改善を1つの柱として取り組んでまいりましたが、現在、中学校では、学校アンケートにおいて、授業がわかった、できたと実感していると回答する生徒の割合が93.3%いる一方で、全国学力学習状況調査などにおける学力調査では、そこまで正答率が高くないという、わかったつもりになっていて実際はできていないという状況が生じております。このことは、実際の授業において生徒自身がどこまで理解することを求められているのかということがわからず、自分の中で勝手な基準を設定し、その自己の基準を満たしていることで理解したつもりになっているという状況に陥っているものと分析しています。

こうしたことから今後は、例えば、あらかじめ到達目標を生徒に示したり、授業の冒頭に指導内容の見通しを持たせる活動を取り入れたりするなど、授業を通じて自分がどこまで理解しなければならないのかということを、生徒自身が客観的にわかるような工夫を取り入れながら授業改善に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上、申し上げてまいりましたとおり、平成26年度からの4年間の取り組みを振り返り、全て当初、思い描いたとおりに進み、思い描いたとおりの結果が出たわけではありません。しかし、この取り組みの成果と課題を分析していく過程で、新たな課題や取り組みの方向性が見えてまいりました。また、このことは、本年5月から実施してまいりました教職員との車座対話を通じて、さらに実感することができました。今後、ラーニングプランから見えてきた成果と課題、そしてこれからも教職員との意思疎通を大切に、教職員と一丸となって吉田町の子供

たちのために何が必要かを第一に考え、現在進めておりますTCP Triwins Planに生かしてまいりたいと考えております。

最後に、町長に質問通告のありましたラーニングプラン全体に対する町長としての総括はについてでございますが、ラーニングプランは平成26年度から子供たちの学力向上プランとして教育委員会が教育委員会の責任において実施してまいったプランでございます。教育委員会は町長部局とは独立した機関でございますので、首長であっても教育委員会の所掌事務にかかわる内容について総括して答弁する立場にはございません。したがって、本質問につきましては、先ほどの私の答弁をもってかえさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

細かく詳しい内容ありがとうございます。今、全体的に感じた感想です。29年、30年の結果をいただきました。この中で、恐らく私も同じような感じを持ちました。これから中に入っていきますけれども、その中でこれから中に入っていくに当たって、ちょっと聞いておきたいことがありますのでお願いします。

最初、今言われた、この29年度、30年度が言葉の表現として正しいかどうか、今書いている中に示されたものに関しては、余りデメリットの分が薄く書かれているんです。その分を要約したいと思うんですけれども、まず29年度、これをさっきのこの中にある要約をしていくと、平成29年度は小学校では国語のA、国語のB問題、数学のA、数学のB問題、全部が全国及び県の平均を上回ったという表現です。それで、30年度です。その29年度の非常によかった表現から30年度です。30年度のテストの結果をまとめてくれてあるんですけれども、この中に、調査結果の概要の中で吉田町の全体的な感想と課題ということでそれを引用させていただきました。見せていただきました。

その中で、30年度です。小学校では理科以外は全部平均正答率が全国平均を下回ったということです、理科だけが上回ったということです。それと、次には中学校においては国語のB以外は全国を下回ったというまとめの結果ですよね、短くまとめるとそういう解釈だと思うんです。この今言ったまとめたものに関しては間違いはないですか。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、議員おっしゃるとおりの結果でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

こういう評価を真剣になって本当にわかるように、みんながわかるように書いてもらうためには、これだけお金を使っています。そのためにはやはりだめなところはだめ、いいところはいい、それをはっきりしないと、次のステップがいずれにしても曖昧になっていくではないですか。その辺で、できたらそういうそこら辺のはっきりした文を書いていただくと、やるほうもやりやすいし、先生方も教師としての方向がはっきり見えてくるのではないかと思いますので、その辺もちょっとまたできたらそういうふうな形でお願いをしたいと思うんです。

その辺はこれからのこれに関してはどうでしょうか。そういう表現の仕方を私としてはも

っとはっきりとしたものに変えていただきたいと、すべきだと思うんです。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 平成30年度の全国学力学習状況調査の結果ですけれども、ことしの11月に公表させていただいたものを今ふれていただいたのかなというふうに思いますが、そこでは成果として、（1）成果として上回った教科をこの教科については上回りましたと上げておきまして、（2）課題としてこの教科は下回りましたというようなことで、上回ったものは成果のところを書き、下回ったものは課題のところにおき包み隠さず書いたつもりであったわけですが、言葉足らず、もしくはその表現として伝わらないところがあったということであれば、また、御助言いただければ考えてまいりたいなというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そのあたりの書き方に関しては、いろいろあると思いますけれども、本当に子供たちが結果を出させるのであれば、結果を求めていくのであれば、むしろできたものよりも、これからやっていきますけれども、できたものよりもできなかったものをはっきりと評価することによって、子供たちが納得できるものが、次に行くのではないかと、そういうふうに思っています。

それで、この中で1つ聞かせていただきたいものがありまして、この中でというのは、ラーニングプランのこの資料をいただいた中でです。この中に、小学校と中学校の全ての科目において、全国平均正答率を下回っている領域があると表現していますよね。領域、その領域というのは何を指すんですか。どういう表現、非常に曖昧でわからないものですから、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 全国学力学習状況調査ですけれども、各教科それぞれ問題の出される領域というふうに我々呼んでおりますし、出題者側である文部科学省もそのように呼んでおりますけれども、分かれています。

国語であれば、4つの領域に分かれておきまして、1つ目が話すこと、聞くこと、2つ目が書くこと、3つ目が読むこと、4つ目が伝統的な言語文化と国語の特出に関する事項という4つの領域に分かれています。4つ目につきましては、少しわかりづらいんですけれども、例えば古典であるとか、漢文であるとか、漢字の書き取り、あとは文法といったようなところは4つ目の領域に入ってくるかと思います。

算数、数学でありますと、数と計算が1つ目です。2つ目が量と測定、3つ目が図形、4つ目が数量関係という領域に分かれておきまして、理科でありますと、物質、エネルギー、生命、地球という4つの領域に分かれています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） なぜ、これを聞くかといいますと、課題としてできたもの、評価として2つに分けてありますよね。ただし、私の見方としては、評価と結果というのはプラス、マイナス、同じ領域の中で、同じスペースの中でプラスとマイナスが出ていて、何がいい何が悪いかが出た結果です。

その課題というのは、その中で何を抽出して何をどういう方向性を出すかというイメージがあったものですから、今言われた2つに分けることによって非常に曖昧な部分になるよとい

うことなんです。その辺はまた、どういう方向、いい方向でやってください。これも当然、恐らく世間にいろいろなところに表面に出るわけですから、その辺は中で、当然協議をしていただいて、それが一番適切な方法で出てくるということは望んでいますけれども、その辺もしていただけますでしょうか。

それで、今言われた領域、その領域の抽出の方法とはどういう形でやるんですか。多分、点数だけではないと思います。話し方とか、数字であらわれるもの、数学は数字であらわれますから、多分いいですが、方式は置いておいても、国語なんか非常に難しいですよ、評価がね。その評価の仕方とはどういうふうにするんですか。領域、今言われた話すとか、理解をするとか、その領域の領域における評価、教育委員会をもってするその評価、それはどういう形での評価として出るわけですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 御質問の意図とは違うかもしれませんが、まず国語で申し上げますと、先ほど言いました4つの領域がございまして、出題者側のこれは文部科学省ですが、文部科学省のほうで、例えば、問いの1番については、これは話すこと、聞くことに対して聞いている問題ですよという出題意図がそれぞれの問題ごとに書かれています。ですので、それを採点していくと、どの領域の平均正答率が悪くて、どの領域の平均正答率が高いかというようなことが見えてくるものですから、この全国学力学習状況調査の結果の公表のときにつきましても、領域ごとにその平均正答率の差を出しているものであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私は、ちょっと国語のというのが、数学のほうがどうなのか直接わかるんですけれども、算数、数学ではどういう形でそのやつは表現をするんですか、今と同じ部分で。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 算数で申し上げますと、数と計算という領域、量と測定という領域、図形という領域、数量関係という領域、4つの領域ありますけれども、これも同じように出題者側のほうから、この問題は数と計算について聞いている問題ですよ。簡単に少し不正確な部分があるかもしれませんが、平たく申し上げますと、数と計算というのはいわゆる四則計算というような形、足し算、掛け算、割り算の少しそれは複雑のようなものになったものでありますとか、量と測定というと物の長さであるとか、物の速さであるとか、そういった量をどういう単位で測っていくかというような疑問、出題、意図です。

図形はそのまま図形です。三角形、四角形の特徴をどう捉えられるか。数量関係というのは数と数の関係性を考えていく、いわゆる関数であるとか比例であるとか、そういったところの分野になってこようかと思えますけれども、そういう4つの算数の領域ごとの出題意図のもとに問題が出されていて、採点をしていくと先ほどの国語と重なりますけれども、どこの領域ができていて、どこの領域が弱いかというようなことが見えてくるということでございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私がその中で、それに関して突っ込んでいきたいのは、この中に分野ごとの取り組みの中で、学校の取り組みの中の2番目に個の対応への充実というのがあります。その個というのは、何を指している、それをどう充実というのは何を指しているのか、教えて

いただけますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 個への対応の充実のところでありませけれども、大きく2つあります。

1つは、その下にも書かれておりますが、習熟度別授業の活用ということで、それぞれの各それぞれやはり習熟度であるとか理解度というのは違ってこようかと思っておりますので、そういった意味での個という捉えです。

もう1つは、そのさらに下に、特別支援教育の充実というようなことが書かれていると思っておりますけれども、やはりそれぞれ子供にとっての特性がありますので、そういった特性に応じてどう個人個人を大切に指導していくかというような、大きく2つの視点をもってこの個への対応の充実ということを考えておりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

その部分が、今言った静大の先生であるとか、ラーニングプランを構成する上のベネッセの役割、その役割がそこに集約をされていく、それを連携してかどうかはわからないけれども、そこに集約をされていくという話、そこから結論を出していくということですか。やはり静大との関係もその中に全部、先生方の教授の方々の考え方もそこに、そういうところに集約されて、個というものに関して。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 静岡大学とか、あとはベネッセもですが、まずは、静岡大学のほうですけれども、主に静岡大学に、当然全体をこう見渡してお願いを、いろいろ御助言をいただいたところがありますが、特にで申し上げますと、それこそラーニングプランでいきますと、1の（1）授業力の向上、ここは大きく静岡大学にいろいろ御助言をいただいたところでございます。

習熟度別授業の活用というところと、静岡大学のかかわりということでは、講師をT2というような我々言い方をするんですが、実際、メインで授業をされる方、プラスもう一人、補助に入ってそれぞれつまづいている子をなんかを見ながら個別に指導に入るといって、いわゆるT2の先生と言っているんですけれども、その方を配置をしたりとかということ静岡大学の助言をいただきながら実施をしたり、あとはベネッセのかかわりで申し上げますと、公設学習塾の中で、それぞれ弱点、不得意分野だといわれるテキストを準備をして、それは自分の進度によってどんどん、1枚、すぐ終わる子は何枚も解けるしというような形で個に応じた指導ができていたのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 個というものに対して、非常に具体的にこの頭の中にもイメージが湧いてきました。

それで、そこからちょっと形を変えたいんですけれども、今言われたいろいろな学力の結果とか、できる分野、できない分野、それとか吉田町のラーニングプランの定義、何か目的、それでいきますと、さっきからどうしても聞こえてくるのが、劣っている部分、低い部分、そ

それをどういふふうに上げていこうかというのが何となく主のように聞こえるんですけども、その辺はどうなんですか。やはりその辺が目的だったんですか。

ちょっと次の質問のために聞かせていただきたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） そこも含めてということで考えておりました。

つまり、言い方がいいかわかりませんが、学習の進度が早かったりとか、そのいわゆるゆるめる子というんでしょうかに対しても、さらに伸ばしてあげるし、なかなか学力定着に課題を抱える子供たちに対しても、その子もその子で個で見取って伸ばしてあげる。全体を伸ばしてあげるというようなことで考えて、当初のプランとしては考えておったところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっと考えたいのは、子供たち、我々もそうですけれども、みんなそれぞれが個性の中で、得意、得意でない、できる、できない、スピード感が感じる、感じない速さ、そのいい部分、できる部分、皆さんが結果、数字ではなくて、今言った個々の子供たちが優位な部分、有力な部分ってあるではないですか、優性というんですか。そういう部分はラーニングプランの中に、ずっと読んでいくとどうも見えないんですよ。見えにくいんです。その辺の教育の中での教育の仕方というか、それは実は、できる子供というのは非常に興味を持つと、もう非常に何でもどこまでも上がっていきますよね。

僕の持論としては、いろいろな教科の中で1つの教科が上がっていくと、間違いなく外ついてくるんですよ。理由は簡単なんです、勉強することが好きになるから。その部分をどういふふうな形で子供たちが楽しくやるために何をするかというやつが、非常に一番興味があるところなんですけれども。

これからの、先ほど言ったラーニングプランがTCPにつながっていく中で、この中でぜひそのやつを、いいところを、子供たちを、自分の持論です。家庭にいて、家庭も入ってきます。家庭にいて、もし前回のテストから3点上がったらどんちゃん騒ぎしなさいと、うちで。要するに、子供たちの意識の中に、何で喜ぶんだらうと、何をしたからなのと、それが芽生えてくれれば、間違いなくもう次のステップは何をやったっていけますよ。

それが、例えば、自然界のものであれば理系に行くでしょうし、今言ったその言葉の中でのものであれば文系に行く。そういう得意な分野を一番見つけていただきたいんですけども、その辺はまた、TCPの中にどのように生かしていくかというのがまたちょっと計画的なものがあればお願いをしたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） ラーニングプランでもそうだったわけですけども、まさにそれは、授業力の向上というところに合致するのではないかなというふうに考えています。

授業の中で教師がどれだけ子供の興味を引きつけられるか、それは恐らく個人的な考えを含んでしまいますけれども、きょう学ぶ内容をどれだけ子供たちの実体験であるとか、実生活と結びつけて指導ができるかというところが、子供の興味、関心をどれだけ引き出せるかというところにかかわってくるのかなというふうに思います。

先日、ある中学校の授業を見させていただいて、ちょっと研修についていったところがあ

るんですけれども、そこでは天気図を読むというような授業をしていました。多分、先生によっては、いきなり天気図を見せて、その読み方、こうやって読めばこれは読めるんだよというふうに指導しても1時間は成立するんでしょうけれども、その学校では、ことしの体育祭は雨が降ったよねと、では雨が降らないときにみんな体育祭をしたいと思うんだけれども、いつ体育祭を、年間を通じていつ体育祭をすれば、晴れの日になるんだろうとか、晴れが一番当たるんだろうかというようなことで、子供たちは、ではいつ設定しようかというふうに考えていくと、やはり天気図が読めないとそれを答えを導き出すことができないというような授業だったんですけれども。

そういった課題の提示の場面でどれだけ日ごろの生活とか自分の実体験とかかわり合いながら、その課題の提示ができるかというところが、授業の鍵になっているのではないかなと思っております。それがラーニングプランで言いますと、授業力の向上ですし、Triwin s Planで言いますと、いろいろな授業実践に基づいた、これまでの実践に基づいた授業改善ということにつながっていくのではないかなというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実は私も同じような近い経験はしていて、光の屈折、コップに水を入れてストローでやると、こう曲がるではないですか。子供たちが、例えばそういうものに一生懸命、自分としてはあっちこっちで花の名前とかやっているんですけれども、それに飛びついてくれば、大体8割オーケーです。なかなか子供って感性持ってまして、そういうのに関して今言われたそういうのをどうに考えるかというやつは、我々よりもはるかに新鮮なというか、新しいというか、取入れだと思っておりますので、その辺も含めてぜひTCPで私、全部賛成しているわけではないんですけれども、その辺は特にやっていただきたいと思う。そして、子供たちが、我々もそうですけれども、自信をもった段階で、ほとんど8割、9割は解決するものが出てくるわけですよ。それが、連鎖して、例えば算数のAから算数のBに行くとかという形にも行くと思うんです。それなもんですから、そういう形でやっていきたいと。

ただここで、もう一つのちょっと心配というのが、29年度と30年度の評価を見せてもらうと、数学、算数のBの問題、数字低いですよ。ほかのやつはBの問題、大体見ていたら40%、40とか45とか、その辺が多いんですけれども、これで自分なりに考えていくとBのもの、要するに応用の問題というのは、ステップがずっとつながって行って初めて応用ができますよね。数学なんか絶対そうなんだよね。ところが、そのステップが、例えば学校の病欠をしたとか、3日休んだとか、そういうときにつながりが途絶えるときがあるではないですか。その途絶えたところが間違いなく嫌になる部分なんです。本当はそういうのを見つけてもらいたい。今の、要するにその見つけ方というのは、さっき言いたいところを探す。

そうすると、意外と見つけるのではないかと思うんですけれども、その部分で一つは学校の、中学校が結果が出ていないと、それはその辺の方法もあるだろうし、あると思うんですけれども、それとあともう一つは心配するのは、小学校ができていて、中学校、落ちましたよね。それに関しては、これ、非常に特に算数なんかやっていくと、どっかつまずいたところが、つまずいたところによって下がっていくというのが、それが一番怖いんですよ。そのつまずきというのは全部につまずくというイメージを持ってますので、ぜひその辺、その点をまた生かしていただきたいと思います。

あとは、これ聞きたいのは、今言ったラーニングプランとかTCPもそうでしょうけれど

も、よく言われたのが丁寧な説明、丁寧な説明、よく聞きました、ラーニングプランでは。丁寧な説明は聞かないことですよね、まあ見ませんよと、丁寧な説明をしてわかってもらいましょうと。その丁寧な説明というのが非常に厄介だなと思っているんですけども、その中で、ちょっと初期のころです、ある女性の答えです、寄り添っていないと。寄り添っていない、今はどうやら、先ほど教育長が言った車座の中からはいろいろなものが、多少変わっていくように見えるんです、変わっているかどうかは結果が出なきゃわからないですけども。そういう意味で、こういう表現もする人もいます。その辺をちょっと多分、あんまり聞かないと思うんですけども、今聞いた感じ、それはどんな感じ持ちますか。そういう寄り添っていないという感じだよと言われたときって、今の純粋な感じではどんな感じ持ちますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 今のお伺いして率直に思ったのは、教育委員会が考えていることと、その方は学校の先生。

○6番（山内 均君） いや、違う。

○教育長（栗林芳樹君） ではないですね。教育委員会が考えていることと、その方が考えていることは違うということで、寄り添い感がないと。現場のこと、あと、その方が教育委員会と学校との隔たりがあるのではないかなというような前提のもとにお話しされているのかなというような印象を受けました。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） その方は、やはり子供の学力、子供の授業に関して非常に関心を持った方です。だから、意外と強烈なことを言って、強烈なことを言うてくれるんですけども、そういう人たちが大事なパートナーになってくれるのではないですか。そう意味で。

あと、聞きたいことがありますして、あと聞きたいとしたら、私の感覚としては、今こういう、前回、前々回、26年からずっとやったこの一般質問とか、そのやつ全部読ませてもらいました。その中で、まず感じたことは、現場がない、現場の景色がこの中に見てこない、理論の中での議論。理論上の議論というのはよく、ところが現場、実際にやっているのは先生であり、子供であり、家庭であり、そういう人たちの姿がなかなか見えてこない。それをできるだけ見えるようにしていただきたいんです。いただきたいと思うんですけども、その辺の何かそのこれからやっていくに当たって、難しい表現でしようけれども、現場をとにかく大事にしたいというのが、今の私が関心を持っている中でのことなんです。現場は、現場というのは、特に子供たち。

それともう一つは、最後になりますけれども、私の思ったことを言いますと、静大の先生方がやって非常に大事なことです。絶対大事なことだと思います。ただし、一つだけ、大事なことの中に、一つの中に閉じ込めていないかという感覚を持つわけです。30年度のやつ、これを見ると、非常にわかりますもの。この中学のグラフが、まったく同じ位置でグラフしてますので、その辺も含めて、ぜひ子供たちが楽しくやれる、先生も含めて、楽しくやれるような状況をぜひつくっていただきたいと、それが最後のお願いとしてありますので、また次回お願いいたします。最後になります。

○議長（八木 栄君） 答弁、教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 山内議員のおっしゃったとおり、学校教育というのは主役は子供だと思っていますので、その際に我々は教育委員会として何ができるかということ、やはり学校、

子供たちに直接、手を差し伸べるということはなかなか仕組み的に難しいですので、まずはそこで働く先生方の働きやすい環境を整えるということをもって、子供たちがよりよく学べる環境を整えるということが大切だと思っておりますので、まずは、当然、現場を大切にしながら教育委員会としては先生方、当然、主役は子供ですけれども、大切にしながらいろいろな取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○6番（山内 均君） よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（八木 栄君） 続きますして、4番、蒔田昌代君。

〔4番 蒔田昌代君登壇〕

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田昌代です。

私は、平成30年第4回吉田町議会一般質問において事前に通告してあるとおり、次の質問を教育長に質問いたします。

質問、町の社会教育施設の整備について。

質問の要旨ですが、平成29年3月30日付の吉田町公共施設等総合管理計画の中の公共施設である町の社会教育施設には、吉田町中央公民館、吉田町学習ホール、町立図書館、ちいさな理科館等があります。

その中で、吉田町中央公民館は、平成26年度に大規模改修工事を実施し、平成27年2月にリニューアルオープンしました。役場の庁舎と中央公民館の間に植えた記念樹のシラカシも大分成長しました。改修により1階部分については、ロビーは明るく開放的な空間となり、さまざまな催し物の展示会場としても使用されております。また、ホールは高さもあり、100人程度の収容できる広さがあります。エレベーターの設置で1階から4階まで各階への移動もスムーズになり、大変便利になりました。利用者からとても助かるとの声も聞いております。

中央公民館の利用者には、吉田町文化協会や体育協会に所属する団体、生涯学習教室、チャレンジ教室、居場所づくり、寿大学、シニアカレッジなど教室に通う方が多くいます。また、選挙の期日前投票や確定申告、小・中学校PTA連絡協議会の場、町の各種の講習会などでも使われております。さきの定例会においては、吉田町中央公民館は災害時に庁舎が使用できない場合には中央公民館が拠点となることも聞いております。

中央公民館の利用者の多くは、また同時に吉田町学習ホールが発表の場となって、町の芸能祭には町民が多く出演しております。その学習ホールも成人式、戦没者追悼式、芸能祭、歌や踊りの発表会や講習会、講演会など多くの行事に使われております。この2つの施設は町民にとっては身近な施設であると思ひます。この町民にとって身近な施設である、この2つの社会教育施設の整備について伺ひます。

1、吉田町中央公民館は、リニューアルオープンから3年が経過しました。中央公民館1階ホール裏側駐車場が整備がされていないが、駐車場の整備の考えはありますか。

2、障害者用の駐車場スペースの確保について、また、駐輪場の拡張について、どのように考えていらっしゃるひますか。

3、吉田町学習ホールは、昭和60年の建築から33年が経過している。改修計画についてどのような考えでいますか。

4、吉田町学習ホール建物内の設備について、耐震補強、転倒防止策等を行っていますか。以上が、私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 町の社会教育施設の整備についての御質問のうち、1点目の吉田町中央公民館はリニューアルオープンから3年が経過した。中央公民館1階ホール裏側駐車場の整備されていないが、駐車場の整備の考えはあるかについてお答えします。

公民館は、社会教育法の中で住民のために実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の授業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置される施設と明記されており、当町においても町の生涯学習活動の拠点施設として重要な役割を担っている施設でございます。

教育委員会では、こうした公民館の趣旨に鑑み、多種多様な定期講座や体育やレクリエーション等に関する集会などを開催しており、昨年度はこうした講座や集会に対して年間利用者数延べ4万9,791人と多くの皆様に御利用いただいているところでございます。

このように、多くの皆様に御利用いただいている施設ですので、当然のことながら、まずは安全で安心して御利用いただけるよう、施設の安全性を確保すること、加えて利用者に快適に利用していただけるよう施設の利便性を高めていくことが、施設管理者として重要なことだと考えております。

このような施設全体の安全性及び利便性の観点から、今回御質問の中央公民館北側の駐車場におきましては、平成26年度の耐震補強工事にあわせ修繕工事を実施したほか、平成28年度には駐車場の一部の舗装修繕を実施したところでございます。御指摘のとおり、現在、中央公民館1階ホール裏側の約80平方メートル部分が未整備となっておりますが、これは現在の中央公民館を建てた際に、中央公民館の跡地が未整備となって残っているものでございます。

教育委員会としては、今後、中央公民館が備えておくべき機能や役割といった全体的な観点から、本未整備部分をどのように利活用していくことが中央公民館の機能を最大限に発揮し、安全性と利便性が確保された施設となるのかという視点で、そのあり方について検討してまいります。

次に、2点目の障害者用の駐車場スペースの確保について、駐輪場の拡張について、どのように考えているかについてお答えします。

まず初めに、中央公民館を車で利用される方の駐車場について御説明をさせていただきますが、中央公民館を車で利用される方は、中央公民館北側の駐車場、役場庁舎西側、南側及び東側の駐車場を御利用いただくことが可能となっております。その上で、御質問にあります障害者用の駐車場スペースの確保についてでございますが、中央公民館には正面南側の出入り口にスロープを設置しており、この南側の出入り口を障害者の方の出入り口として想定しております。

したがって、障害者の方が中央公民館を利用される場合、駐車スペースとしては出入り口から一番近い役場庁舎西側の駐車場を利用していただくことを想定し、2台分の障害者用

の駐車場を確保しております。本駐車場は、中央公民館の閉館時間にあわせ午後10時まで開放しておりますので、中央公民館利用者にも御不便をおかけすることはないものと考えております。

次に、御質問にあります駐輪場の拡張についてですが、まず、中央公民館を自転車で利用される方の駐輪場について御説明させていただきます。中央公民館を自転車で利用される方は、中央公民館北側の駐輪場、また役場庁舎南側の駐輪場を御利用いただくことが可能となっておりますが、中央公民館北側にあります駐輪場につきましては、中央公民館利用者のみが利用できる専用の駐輪場ではないため、少し説明を付け加えさせていただきます。

中央公民館北側の駐輪場は、路線バスを利用される通勤、通学者のための駐輪場として、しずてつジャストライン株式会社が平成7年度に町と県の補助金を活用して設置したものであり、第一義的にはしずてつジャストラインを利用される方々向けの駐輪場となっております。その上で、空きのある範囲で中央公民館を利用される方に向けても利用を認めていただいております。この北側駐輪場の収容台数は100台となっており、最近の傾向としては収容台数を下回っている状況でございますが、駐輪場の外に駐輪する自転車も数台見受けられます。これは駐輪場内の整理整頓が行き届いていないために発生しているものと考えられますので、今後、この駐輪場を管理しておりますしずてつジャストライン株式会社と相談しながら、しっかりと整理整頓ができるような工夫をしてみたいと考えております。

現在の状況から教育委員会としましては、現時点において直ちに中央公民館の駐輪スペースを拡張するという事は考えておりませんが、駐輪場の状況を定期的を確認し、今後、駐輪スペースのニーズの高まりなどの状況の変化が見られるようでしたら、適切に対応してみたいと考えております。

次に、3点目の吉田町学習ホールは、昭和60年の建築から33年が経過している。改修計画についてどのような考えでいるかについてお答えします。

吉田町学習ホールは、町民の総合的な教育活動を高め、健全で社会性に富む町民意識の寛容と、自主的な町づくりの活力を養成し、町民福祉の増進に資することを目的とした生涯学習施設として昭和60年8月に開館いたしました。開館以降、教育委員会ではジャズコンサートを初め、成人式や講演会など数多くの事業や行事を実施してまいりました。また、貸館事業としましては、町内や近隣市の諸団体による発表会、歌謡祭などにより、昨年度は1万4,581人の皆様に御利用いただいたところでございます。

議員の御質問にありますとおり、学習ホールも築33年が経過し、館内外における設備の老朽化が進んでいる箇所があることは事実です。しかしながら、学習ホールの建物本体につきましては、昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された鉄筋コンクリート造2階建ての公共建築物であり、耐震性のランクにおいて1A、耐震性能が優れている建物という判定を受けておりますことから、建物本体についての耐震性については問題ないものと考えており、建物本体に関して現時点で早急に改修する計画はございません。

他方、建築物の天井落下防止に関しましては、東日本大震災などで多くの建築物の天井が落下したことを踏まえ、平成26年4月に建築基準法施行令の改正により厳格化されたところであり、本改正の趣旨に照らせば当町の学習ホールの天井落下防止対策は早急に対応すべき事項であると認識しております。

なお、本天井落下については、町内の社会教育施設全体を確認した際、総合体育館におい

でも同様の状況がございましたことから、まずは、有事の際に防災施設としての役割が求められる施設であり、かつ利用される方々との調整が整いました総合体育館につきまして、昨年度、耐震化と天井落下防止の改修工事をあわせて実施させていただきました。

学習ホールにつきましては、来年度以降、利用される方々からの御意見を取り入れながら実施時期を検討し、調整が済み次第、改修工事を実施してまいりたいと考えております。

次に、4点目の吉田町学習ホール建物内の設備について、耐震補強、転倒防止策は行っているかについてお答えします。

まず、御質問にあります耐震補強についてですが、さきの御質問で回答させていただきましたとおり、学習ホールの建物本体につきましては問題ないものと考えております。

次に、御質問にあります転倒防止についてですが、教育委員会では、仮に催し物の最中に大規模地震が発生した場合でも、設備が転倒し利用される方々に被害を及ぼすことのないよう、舞台上手袖や音響調整室にございます音響操作装置については、装置の下部において床面との金具固定を施したり、舞台照明については金具固定とあわせて落下防止用のチェーン吊り具を装着したりするなどの対策を講じております。

また現在、学習ホールにおきましては、館内の舞台吊り物装置、舞台音響設備機器、舞台照明設備、空調設備などにつきまして、定期的な保守点検を年1回もしくは2回実施をしております。これらの点検を実施することにより、各種舞台用設備の劣化状況の的確な把握や、問題の早期発見に努め、状況に応じて応急措置や小規模な修繕を行い対応しているところでございます。

こうした各種点検の結果、現時点において点検を行う1級建築士や保守業務受託者から各種舞台用設備に関する転倒防止を観点とした是正の指摘は受けておりませんので、法令等に適合した設備であると判断することができますが、こうした点検結果に安心することなく施設の安全性及び利用者の利便性確保のため、適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

では、再質問をさせていただきたいと思えます。

平成26年度の改修工事と前において、1階ホールの面積が以前に比べて81平方メートル、広さができたということなのですが、私は、駐車場と、皆さん日ごろ使っていると、駐車場として使っているものですから、私も駐車場と思っているんですが、利用者が結構4万人ぐらい使われて増えているということなのですが、1階ホール裏側の駐車場を、今駐車場として使われていますけれども、公民館の改修のときにはその直後あたりは駐車場のスペースとしては考えていなかったということはあるのでしょうか。

駐輪場のことも含め、ほかにも何か利用があるかということで、その空いたスペースは今では車が置いてあるんですけども、本当はもっと違った使い方として利用として何か考えていたことというのはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） その未整備部分の80平方メートルの箇所をおっしゃっての御質問かと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、その部分につきましては、現在駐車場

として整備するかどうかということも含めて、どういった中央公民館の機能を最大限に発揮するためには、どういった利活用、あの土地を使うのがいいのかというような観点から検討していきたいというようなことでございますので、過去もそうですけれども、現在においても何か決まった用途としてあるわけではございません。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

決まった用途はなかったということなんですが、その場所をどう利用するかというのか、使用するかということに対して、その利用されている団体とその後、未整備の地域をどうするか、どのように使いたいかという話し合いとかの場というのは持ったことがあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

未整備部分についての利用者等の話し合いについては、今のところ持ったことはありません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

では、この駐車場、未整備部分の話し合いについて、そういった利用者から使用している団体から話し合いをする、協議会を持つとか、そういったことは考えてらっしゃるんでしょうか。それとも、町で、これは未整備のところを考えると、町民、その使用している、決定していく、駐車場にする、その利活用していくというふうにするんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 今後、利用するとしたら、関係の人と話し合いをするのか、それとも町単独で何かを決めていくのかということですか。

○4番（蒔田昌代君） はい。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

その未整備部分について何にするかということのまず決め方ですね。決め方なども踏まえて、利用者の皆さんと相談をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

現在、この前、12月6日の日に平日の木曜日の午後、夜間5時から9時まで中央公民館の使用状況を見たんですけれども、生涯学習教室だとか文化協会所属の団体、体育協会の役員会などで7部屋を利用していたんです。すごく中央公民館自体に1階には3部屋、2階にも3部屋、3階にも3部屋、4階に2部屋で、合計11部屋ありまして、そのうち12月6日は7部屋を使用していたのでかなりの利用で使っていたんですけれども。

使っている団体も人数が多いらしくて、後ろの中央公民館北側の駐車場部分、その未整備部分も含めてですけれども、車がすごいいっぱいとめられておりまして、そこで駐車できない人は庁舎の東側、南側、西側にとめてあったんですけれども、未整備のところの車がすごい無秩序に入っておりまして、すごく私は、その日、雨も降っておりまして、すごく無秩序でちょっともうとにかく空いているスペースに突っ込むという感じなので、もう少しやはり整備をし

ていただいて、下も岩も石もゴロゴロなので、ちょっと整備をしていただいて、もうちょっととめやすいように、また利用しやすいようにやはり駐車場としてちゃんと整備したほうがいいんじゃないかと思ったんですけれども、中央公民館の北側の駐車場に関して苦情について何か聞いておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

駐車場の苦情ということでございますので、私は生涯学習課の課長になった4月からは苦情というものはありませんが、中央公民館の利用者から今言ったように駐車場が満車の場合は車をとめることができなかつたと、車をとめることができないから役場の西側の駐車場にとめてきたよというような御意見をもらうことはあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

やはり台数が多くなると本当に駐車場のスペースがとめられなくて、あと、年々もうちょっと利用者さんも高齢化しているのもありますし、持ってくる道具もあつたりなどしますので、なるべく町民としては近くにとめたい。で、荷物を、習い事ですので、道具も必要だし割れては困るものもあるし、そういったのを持っていく距離もあると、やはり近くにとめたいのが町民の気持ちだと思います。

ぜひ、駐車場の今、未整備の地区のところは今後利用者の団体とお話しをしていただいて、どうしていくのかをもう一回改めて、駐車場にしていくという方向とするのか、話し合いを持っていただけたらなと思います。

また、改修するとき、中央公民館北側に障害者用の駐車スペースを設置する話というのは全く出なかつたのでしょうか。そこもお聞きしたいと思います。改修後の北側にですね。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

私が聞いている範囲では、そのような話はないということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

その話はなかつたということなんですけれども、障害者用駐車場スペースの設置の話はなかつたということですが、また、駐輪場なんですけど、今使っている駐輪場はジャストラインさんが管理を行っており、またバス利用者のための駐輪場ということでお聞きしました。今後、利用者がふえて今100台のスペースがあるとお聞きしたんですけれども、やはりすごく駐輪場のスペースが狭いかなと思うような日もございまして、中央公民館入り口のフェンスよりもはみ出て駐輪している、いつもとまっている自転車もあります。

駐輪スペースを広げていくことは、また意見を、話し合いの場というか、そういった場というのは、今は中央公民館を利用している方で自転車で来る方は北側の駐輪場の一部利用させていただいているんですけれども、さらに多くなって、もし駐輪場のスペースを使う、広くするというような場合は、そういった話し合いの場というのはどちらで持っていただけるんでしょうか。町ででしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

生活交通の関係で、バスの駐輪場の関係のほうは、私ども所管しておりますので、私のほうでちょっと一つ、ジャストラインの関係につきましてもお答えをさせていただきますが、現在、中央公民館の裏側にあります今議員がおっしゃってます駐輪場につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、しずてつジャストラインさんが建築をして、そこに対して町が補助金を出したということで今設置をしております。

現在、当町、先ほど議員のほうから未整備地区というか、未整備部分というお話がありました。あそこは未整備というよりも利用可能な部分というふうに私どもは受けとめているんですけれども、バスの利用者の方々が今後その駐輪場を、今だんだんいっぱいになってきているというような状況の中で、現在、しずてつジャストラインと協議のほうを、自転車駐輪場等につきましても、今協議のほうをしているところでございます。

なお、本年度、役場前の利便性向上のための利活用の現在今、委託のほうの調査を行っておりますので、今後その調査結果を踏まえて、この駐輪場との動線、今の駐輪場との動線も踏まえて、新たにその別に駐輪場を増やしたほうがいいのか、その点もあわせて今現在調査を行っておりますので、そうした調査結果をもとに、今後計画のほうを立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） では、次に進みたいと思います。

吉田町学習ホールは、昭和60年の建築から33年を経過してお話を伺いました。今は多くの1万4,581人の延べの利用がありますけれども、本体に関しては問題がないということだというお返事でありましたが、学習ホールの法定耐用年数とは何年でしょうか。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今の質問は、法定耐用年数はどのくらいですかというようなことだと思いますので、お答えをさせていただきます。一般に法定耐用年数というものは、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定められた税法上の減価償却資産の耐用年数のことであります。

この省令におきまして、学習ホールのような鉄筋コンクリート造で劇場のものは耐用年数は41年とされておりますが、これはあくまでも減価償却のための指標であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 法定耐用年数は41年というふうになっているということをお聞きしました。また、昭和60年8月に開館したということですので、まだまだ法定耐用年数にはいっていないということで、まだ大丈夫だということの理由にもなると思います。

また、学習ホール内の今度は建物内の設備についてなんです。ホール天井の落下防止対策工事がまだであって、来年度以降に実施をされる予定でよろしいのでしょうか。計画をもう一回、再度お聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 学習ホールでありますけれども、実際そういった工事が始まります

と、一定期間使えないというようなことがまた出てこようかということ想定しております。ですので、実際、どれぐらいの期間、もし工事をした場合には使えなくなって、それが利用者との関係でどういったことなのかというようなところの、まずは調整が必要かなというふうに思っておりますので、まずはそういった調整をさせていただいて、調整が済み次第、改修工事を実施してまいりたいというのが先ほどの答弁の趣旨でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

では、調整の必要があって、そのでき次第ということなので、必ずしも来年度以降実施ということは変わりはない、考えは変わりはないですね。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 可能な限り早くはやりたいというふうに思っておりますが、それがいつかということまでは、今現時点において、明確に申し上げることは難しい状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

学習ホールの建物内の転倒防止策等について、先ほどお伺いしたんですけれども、空調、衛生、電気、舞台等機器の最新の設備への更新については、今、中の話でいろいろ説明をいただいたんですが、ほか、その空調、衛生についてはどのようなふうになっているのかお聞きしたいです。

○議長（八木 栄君） 蒔田議員、それは耐震補強、転倒防止等に関連してどのようになっているかということですか。それとも、効き目がなくなるとか、あるとあって、その辺ですか。どちら、どういう形で。

○4番（蒔田昌代君） 耐震、前者のほうです。

○議長（八木 栄君） 耐震に対してですね。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 議員、すみませんが、もう一度質問のほうをお願いします。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

空調、衛生について、耐震、転倒防止、耐震補強、そういったことについてはどうですか。やられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

教育長の答弁にもありましたとおり、設備等には転倒防止等はやっておりますので、そのような落下防止対策はしておりますので、利用者には安全に利用できるというように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

また、舞台等の機器なんですけど、音響だとか照明とかが学習ホールには整備されているんですけども、特に音響とか照明に関してはちょっと老朽化が進んでいるのではないかと思うのですが、その老朽化に対して町としてはどのように更新していくのか、進めていくのか、計画とか等ありますでしょうか。

建物は耐震で41年、法定耐用年数41年で、まだ建てて33年ですが、中の音響等、照明等が老朽化してそこまでもたないと思うのですが、それに関して何年ごとに見直すとか、そういった計画とかというのはどのように進めていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

音響や音響施設装置や舞台設備装置などについては、毎年定期的に保守点検を実施しております。その結果、その点検結果に応じて、応急措置などを行い、常に正常な状態でできるように教育委員会としては心がけておりますが、施設が老朽化しているというようなことは認識しておりますので、必要に応じて今後更新をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

必要に応じて更新をしていくということですので、利用している団体等のお話を、意見も聞き入れて、照明、音響の更新をお願いしたいと思います。

第5次吉田町総合計画の前期基本計画の中で、次代を担う心豊かな人を育む町づくりの中で、芸術文化、文化財の分野で目指す状態ということに、芸術文化活動に親しみ楽しむことを通じて、心豊かな人が育まれる町とあります。主な目標の中に、芸能祭の出演者数は平成27年度の現状値は652人で、目標値は31年度は700人となっております。また、多くの利用者、年間の学習ホールの利用者が1万4,581人で、中央公民館等の利用者数も4万人を超えております。町民が文化芸術に親しみ育むためにも、安全で安心に確保できる施設にさせていただけるように、また早期に対応していただくことをお願いしたいと思います。

再度、お願いしたいのは、中央公民館裏の駐車場北側の未整備の場所をもう一度、駐車場として整備をしていく方向なのか、そういったことははっきり決めていただき、方向を決めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） あえて答弁をさせていただきますが、社会教育、教育施設として管理をしておりますので、ちょっと答弁を控えておりましたけれども、学習ホールなども含めまして、現在、適切に管理されていないとは思っておりません。老朽化によって満足度が落ちているような議員のどうも質問の内容から伺うのに、そういう印象をもたれていらっしゃるのかなというふうにちょっと思ったものですから。

機器類の時間の経過があることは、当然自覚しておりますので、それなりの対応を図りながら、必要に応じて修繕等も行いながら、また更新するものは更新するということで、皆さんに御利用いただいておりますので、今後についても、そうした形で皆さんに御不便をおかけしないような範囲の中で施設を維持管理してまいりたいというふうに思っておりますので、そこはまたお気づきの点がございましたら、お寄せいただきたいというふうに思います。

また、中央公民館の管理のあり方でございますが、中央公民館のホールの裏側につきましては、ホール自体が規模として小さく、施設としては小さくしてありますので、その部分が空いたような未整備状態というように捉えられてしまいましたけれども、あそこが未整備ということではなくて、中央公民館の正規の駐車場として皆さんに御利用いただける部分というのは、舗装部分ということで我々は捉えております。ですから、舗装部分、お客さんに使っていただく部分だというふうに定義づけまして、今運営をしていると。

それで、そこで足りない部分、一番近いところに皆さん、とめられたいというのは当然、そういう意識が働くというのはわかりますが、あそこだけが中央公民館のための駐車場だというような位置づけをしていなくて、役場全体の駐車場をもって、役場庁舎それから中央公民館、その御利用者のために利用していただくということで、教育長の答弁の中にもありましたけれども。

障害者の皆様方、ちょっと遠い、距離があることは承知しているんですが、役場庁舎の駐車場と共用の形になりますけれども、そこを御利用いただくというような位置づけにしておりますので、もう少しちょっと中央公民館の駐車場は北側だけだというような捉え方されているような節がございますので、そうしたところ、もう少しPRも含めて、また改善すべきところは改善をしながら、皆さんに余り不満を持たれないような運営をさせていただきたいというふうに思っています。

いずれも、今出てまいりました御質問の整備費というのは、町の単独で行う単費を充てるしかない事業なものですから、ほかから補助等を持ってくることができない財源ということになりますので、そうしたところでちょっと慎重に対応させていただいているというところがございます。そこをお含みいただいて、また御不便おかけしないような形で考えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

○4番（蒔田昌代君） ありがとうございます。了解です。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時54分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日は、提出されました第67号議案の質疑と追加議案の上程等を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第67号の質疑

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第67号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

これから第67号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第69号～議案第73号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 町長から、第69号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第70号議案 特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第72号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について及び第73号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての5件の追加議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第2、第69号議案から日程第6、第73号議案までの5議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、補正予算について2件の合計5件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第69号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして官民給与の格差の率0.16%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第70号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして一般職の公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても、国家公務員に準じ特別職の期末手当について、職員と同様に年間支給月数を0.05月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第71号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても、国家公務員に準じ議会議員の期末手当につきまして、職員と同様に年間支給月数を0.05月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第72号議案は、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成30年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億396万4,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第73号議案は、平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億109万4,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

以上が、上程をいたします5議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第69号議案、第70号議案及び第71号議案の計3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第69号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから9ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして官民給与の格差0.16%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げることを主とする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を4条建てにしまして、それぞれ施行日を異ならせる改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定では、第15条の2第1項に規定されております宿日直手当について、宿日直勤務対象の給与の状況を踏まえ、支給額をそれぞれ4,200円から4,400円に、6,300円から6,600円に引き上げるものでございます。

次に、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を100分の90から、12月に支給する場合は100分の95に、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の42.5から、12月に支給する場合は100分の47.5に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間との初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度、そのほかは400円の引き上げを基本として改正を行うものでございます。

続きまして、議案書8ページになります。

第2条の改正規定でございますが、一般職の職員及び再任用職員における平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分するため、第15条の5第2項に規定されております一般の職員の期末手当の支給率を100分の130に、15条の5第3項に規定されております再任用職員の期末手当の支給率を100分の72.5に、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職の職員の勤勉手当の支給率を100分の92.5に、第15条の8第2項第2号に規定されております再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の45にそれぞれ統一する改正を行うものでございます。

続きまして、第3条の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正規定では、第7条に規定されております特定任期付職員の給料表を行政職給料表との均衡を考慮し、国家公務員の例に準じた引き上げの改正をするとともに、第8条第2項に規定する期末手当の読みかえ規定中の支給率を100分の165から100分の170に引き上げるものでございます。

続きまして、第4条の改正規定では、平成31年以降の6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するため、第8条第2項に規定する期末手当の読みかえ規定中の支給率を100分の167.5に統一する改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、改正規定は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございますが、第1条及び第3条の改正規定につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

また、第3項におきまして、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとすることとするものでございます。

次に、第70号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の10ページ、11ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当について年間の支給率を0.05月分引き上げることとしましたので、一般職の職員の支給率を準用する特別職の期末手当につきましても年間支給率を0.05月分引き上げることとし、全体を2条建てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第1条の規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の227.5から100分の232.5に引き上げるものでございます。第2条の規定につきましては、平成31年以降の6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するため、第2条第2項中に規定する期末手当の支給率を100分の222.5に統一する改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございますが、同附則第2項につきましては、第1条の規定による改正後の条例は平成30年12月1日から適用するものでございます。また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

次に、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

失礼しました。議案書の12ページ、13ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、国では、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正するボーナスの支給率を0.05月引き上げております。このことを受けまして、当該支給率を準用しております当町の議会議員の期末手当につきましても年間の支給率を0.05月分引き上げることとし、全体を2条建てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の対応でございますが、第1条の規定につきましては、第4条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の170から100分の175に引き上げるものでございます。第2条の規定につきましては、平成31年以降の6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するため、第4条第2項中に規定する期末手当の支給率を100分の167.5に統一する改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございますが、同附則第2項につきましては、第1条の規定による改正後の条例は、平成30年12月1日から規定するものでございます。

また、同附則第3号につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

ただいまの条例の番号でございますが、第71号議案でございます。訂正をさせていただきます。すみませんでした。

以上、総務課から3議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長をお願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課から、第72号議案について御説明申し上げます。

追加議案つづり14ページと別冊になっております平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億396万4,000円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

17款繰入金につきまして、488万4,000円の増額でございます。これは、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

1款議会費につきましては85万円の減額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を9万9,000円増額、また議員辞職に伴いまして、議員報酬を100万7,000円を減額するとともに、人事院勧告に沿って議員期末手当を5万8,000円増額するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

2款総務費につきましては149万8,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目一般管理費につきましては95万2,000円の増額、2項1目税務総務費につきましては、37万2,000円の増額、また6ページの3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては14万3,000円の増額、4項1目選挙管理委員会費につきましては3万1,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、7ページ、3款民生費につきましては201万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目社会福祉総務費につきましては25万8,000円の増額、8ページの2目国民年金事務費につきましては6万円を増額、3目国民健康保険費につきましては9

万4,000円を増額、また8ページから9ページにかけての7目介護保険費につきましては、10万7,000円を増額、また2項1目児童福祉総務費につきましては、23万1,000円を増額、3目保育所費につきましては126万7,000円を増額でございます。こちらもいずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、4款衛生費につきましては35万5,000円を増額でございます。これは、1項1目保健衛生総務費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を35万5,000円増額するものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

6款農林水産業費につきましては、20万4,000円を増額でございます。こちらにつきましては、1項1目農業委員会費につきましては5万5,000円を増額、2目農業総務費につきましては2万9,000円を増額、また、11ページから12ページにかけての3項2目旅行管理費につきましては12万円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、12ページ、7款商工費につきましては7万6,000円を増額でございます。こちらは、1項1目商工総務費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を7万6,000円増額するものでございます。

続きまして、13ページ、8款土木費につきましては67万円の増額でございます。内訳でございますが、1項1目土木総務費につきましては34万2,000円を増額、14ページ、4項1目都市計画総務費につきましては13万6,000円を増額、また、2目土地区画整理事業費につきましては6万5,000円を増額でございます。いずれも人事院勧告に沿った職員人件費を増額するものでございます。

次に、15ページ、4目公共下水道費におきましては、公共下水道事業繰出金を12万7,000円増額するものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては22万7,000円を増額でございます。こちらは、1項5目災害対策費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を22万7,000円増額するものでございます。

続きまして、16ページ、10款教育費につきましては68万7,000円を増額でございます。内訳でございますが、1項2目事務局費につきましては30万1,000円を増額、2項小学校費の1目学校管理費につきましては6万円の増額、3項中学校費の1目学校管理費につきましては2万9,000円を増額、また、17ページから18ページにかけての4項1目社会教育総務費につきましては12万4,000円を増額、4目図書館費につきましては7万9,000円を増額、また、5項1目保健体育総務費につきましては9万4,000円を増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

以上が、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、上下水道課長お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課から、第73号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号) について御説明申し上げます。

別冊吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億109万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

2ページ、歳入歳出予算補正及び補正予算(第2号)に関する説明書2ページをあわせてごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金であり、12万7,000円を増額し、6億3,680万1,000円とするものでございます。これは歳出で予定しております職員人件費の財源として、一般会計からの繰入金の増額を行うものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

説明書の3ページをごらんください。

1款1項公共下水道事業費を12万7,000円増額し、6億4,490万4,000円とするものでございます。その内訳として、1目函渠建設費の職員人件費を9万8,000円、3目浄化センター維持管理費の職員人件費を2万9,000円それぞれ増額するものでございます。

増額理由としては、人事院勧告関係法案に準じた給与条例の改正に伴い増額するものでございます。

以上が、第73号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(八木 栄君) 以上で説明が終わりました。

ただいま説明がありました日程第2、第69号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案に係る議案審議は、本定例会最終日、17日の本会議で行いますのでよろしく願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後とします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時48分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第72号の質疑

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員は12名です。

日程第5、第72号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第72号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

以上で、第72号議案についての質疑を終結します。

◎議案第73号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第6、第73号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

以上で、第73号議案についての質疑を終結します。

町長提出議案のうち、早期議決を行いました第66号議案を除いた第67号議案から第73号議案までの7議案につきましては、本定例会最終日、17日の本会議で議案審議を行いますので、よろしくお願ひします。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会15日目、最終日でございます。
本日は8番、杉本幸正君から欠席の届けがあります。
ただいまの出席議員は11名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑が既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第67号の討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第1、第67号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これから第67号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第72号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第72号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第72号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第73号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第73号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第68号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお

願います。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第69号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第70号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、発議案第3号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源及び自然環境の保全に関する要請書についてを議題とします。

本案について、提出者、増田剛士君の趣旨説明を求めます。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田でございます。

発議案第3号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源及び自然環境の保全に関する要請書について、上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成30年12月17日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員 増田剛士。賛成者、吉田町議会議員 山口一博、同、三輪美由紀、同、遠藤孝子、同、蒔田昌代、同、大石 巖、同、山内 均、同、三輪正邦、同、杉本幸正、同、大塚邦子、同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

リニア中央新幹線建設工事に係る大井川水系の水問題については、現在、11利水者と8市2町の流域関係自治体及び静岡県が一体となって取り組んでいる状況ですが、この状況を踏まえ、関係する市町議会においても住民の声を代弁するため、共通認識のもとこの問題に対処していく必要があると考え、本要請書の提出をしようとするものでございます。

それでは要請書を朗読いたします。

中央新幹線建設における大井川水系の水資源及び自然環境の保全に関する要請書。

我々、流域市町の住民は、南アルプスを源とする大井川の水を生活用水、農業用水、工業用水等に活用して暮らしており、中央新幹線建設による水資源及び自然環境への影響は、極めて重大な懸念事項と考えております。

平成30年10月17日に、これまで利水者、県、関係市町が要望してきた「トンネル湧水の全量を大井川に流す措置」を表明されたことは、一定の前進だと評価いたしますが、全ての懸念が解決したわけではありません。

南アルプスの複雑な地質構造や地下水の状態も明らかになっていない現状においては、地下水脈の変動及びそれに伴う表流水の減少、地中の有害物質が湧出することによる大井川の水質悪化等が心配されますが、どのように対策し、その対策が将来にわたって担保されていくのか、専門家の知見をいただきながら確認していく必要があります。

また、ユネスコエコパークの認定を受け、希少な動植物が生息する南アルプスの自然環境についても、生態系への影響等が明確になっておりませんので、水資源と同様に確認していく必要があります。

つきましては、流域市町の住民を代表し、大井川利水関係の8市2町議会から、次の事項について要請いたします。

要請事項。

1、工事前に、大井川の表流水及び地下水の水量、水質の保全等について万全な対策を図り、流域市町の住民生活の安全と安心を確保するとともに企業活動を含む経済活動に弊害がないよう配慮すること。

2、工事前に、南アルプスの生態系への影響を回避、低減する対策等を確実に実施すること。

3、専門家の知見を踏まえ、工事中、工事完了後においても地元住民の安心を確保するよう努めること。

提出先は、東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長、金子慎氏宛てでございます。

なお、この要請書の提出については、大井川利水関係協議会の構成員である大井川流域8市2町の議会代表者の連名により行うものであります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第3号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

増田議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第9、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で平成30年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 長い間御苦勞さまでございました。

どうぞよい年をお迎えください。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

本日ここに平成30年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月3日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事年越しされ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成30年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時16分